

突尼斯攝政國 (チニホド) (ムスタファ) (アフア) 土耳古 (ムスタファ) (アフア) 萬國郵便聯合 最終協定書 下ニ署名スル全權委員ハ價格表記信書及箱物交換 約定ニ署名スルニ當リ協議決定セシ條款左ノ如シ

本約定第一條第三項ニ於テ價格表記金額ノ最高限 ハ如何ナル場合ニ於テモ一萬フランク以下タル ナ得スト規定シアルニ拘ラス其ノ内地郵便ニ於テ 一萬フランク以下ノ最高限ヲ採用セル國ハ外國 トノ間ニ交換スル價格表記信書及箱物ニ付テモ亦 同様ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

右條據トシテ下ニ記載スル全權委員ハ本最終協定 書ヲ調製シ各之ニ署名スル此ノ最終協定書ノ條款ハ 其ノ約定本文中ニ記載シタルト同一ノ效力價値ヲ 有シ其ノ正本ハ亞米利加合衆國政府ノ文庫ニ保管 シ其ノ謄本ハ一部宛各國ニ送付ス

千八百九十七年六月十五日華盛頓ニ於テ調製 ス

獨逸及獨逸保護 (フリツ) (ノイマン) 中央亞米利加大 (エヌ、ホレット、ヘラザ) 共和國 (エム、ガルシア、メル) 亞細亞共和國 (ドクトル、ノイバウエル) 埃地利 (スチーパラル) (リヒテル、アエルド) (ステルマン) (アラム、ビ)

ボスニア、ヘル (ドクトル、カムレ) セウツガ (アフオンツ、ワウ、エー) 伯西兒 (イヴ、ストヤノ、ワウ、エー) 勃爾瓦利 (エル、エル、イウラ、ワウ、アール) 智利 (セー、スヴァ、アンドサン) 丁抹及丁抹殖民地 (イグレック、サマー) (アドルフ、オ、ローザ、バール) 埃及 (カルロス、フロ、レ、ツズ) 西班牙 (エド、ダ、ル、マ) 佛蘭西 (ビエール、ド、サライ) 佛蘭西殖民地 (ビエール、ド、ニエー) 洪島利 (エー、キア、ウ、ア、ン、シ) 伊太利 (セー、セー、ウ、ア、ン、シ) 歷山堡 (エー、ア、ラ、ル、代、ウ、ア、ン、) (ハ、ウ、エ、ラ、ル、代、ウ、ア、ン、) 那威 (ハ、ウ、エ、ラ、ル、代、ウ、ア、ン、) 和蘭 (ハ、ウ、エ、ラ、ル、代、ウ、ア、ン、) 葡萄牙及葡萄牙殖民地 (サント、チル、ン) (セー、キル) (エル、ブレ、ダ) 羅馬尼 (セウ、ア、ス、チ、ア、ノ、フ) 塞爾維 (ビエール、ド、サライ) 瑞典 (セー、ド、ヘ、ン、ニ、エー) 埃地利 (エフ、ア、シ、エ、シ、エ、リ、タル、ン) 白耳離 (アフ、ア、シ、エ、シ、エ、リ、タル、ン) (アフ、ア、シ、エ、シ、エ、リ、タル、ン) (セー、ア、ラ、ム、ビ)

突尼斯攝政國 (チニホド) (ムスタファ) (アフア) 土耳古 (ムスタファ) (アフア) 萬國郵便聯合 最終協定書 下ニ署名スル全權委員ハ價格表記信書及箱物交換 約定ニ署名スルニ當リ協議決定セシ條款左ノ如シ

本約定第一條第三項ニ於テ價格表記金額ノ最高限 ハ如何ナル場合ニ於テモ一萬フランク以下タル ナ得スト規定シアルニ拘ラス其ノ内地郵便ニ於テ 一萬フランク以下ノ最高限ヲ採用セル國ハ外國 トノ間ニ交換スル價格表記信書及箱物ニ付テモ亦 同様ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

右條據トシテ下ニ記載スル全權委員ハ本最終協定 書ヲ調製シ各之ニ署名スル此ノ最終協定書ノ條款ハ 其ノ約定本文中ニ記載シタルト同一ノ效力價値ヲ 有シ其ノ正本ハ亞米利加合衆國政府ノ文庫ニ保管 シ其ノ謄本ハ一部宛各國ニ送付ス

千八百九十七年六月十五日華盛頓ニ於テ調製 ス

獨逸及獨逸保護 (フリツ) (ノイマン) 中央亞米利加大 (エヌ、ホレット、ヘラザ) 共和國 (エム、ガルシア、メル) 亞細亞共和國 (ドクトル、ノイバウエル) 埃地利 (スチーパラル) (リヒテル、アエルド) (ステルマン) (アラム、ビ)

突尼斯攝政國 (チニホド) (ムスタファ) (アフア) 土耳古 (ムスタファ) (アフア) 萬國郵便聯合 最終協定書 下ニ署名スル全權委員ハ價格表記信書及箱物交換 約定ニ署名スルニ當リ協議決定セシ條款左ノ如シ

本約定第一條第三項ニ於テ價格表記金額ノ最高限 ハ如何ナル場合ニ於テモ一萬フランク以下タル ナ得スト規定シアルニ拘ラス其ノ内地郵便ニ於テ 一萬フランク以下ノ最高限ヲ採用セル國ハ外國 トノ間ニ交換スル價格表記信書及箱物ニ付テモ亦 同様ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

右條據トシテ下ニ記載スル全權委員ハ本最終協定 書ヲ調製シ各之ニ署名スル此ノ最終協定書ノ條款ハ 其ノ約定本文中ニ記載シタルト同一ノ效力價値ヲ 有シ其ノ正本ハ亞米利加合衆國政府ノ文庫ニ保管 シ其ノ謄本ハ一部宛各國ニ送付ス

千八百九十七年六月十五日華盛頓ニ於テ調製 ス

獨逸及獨逸保護 (フリツ) (ノイマン) 中央亞米利加大 (エヌ、ホレット、ヘラザ) 共和國 (エム、ガルシア、メル) 亞細亞共和國 (ドクトル、ノイバウエル) 埃地利 (スチーパラル) (リヒテル、アエルド) (ステルマン) (アラム、ビ)

設記信書及箱物交換約定ニ加盟セリ

明治三十八年六月九日 選信省告示第五百九十九號 關領東印度ハ華盛頓締結價格表記信書及箱物交換 約定ニ加盟セリ

明治三十九年十二月二十一日 選信省告示第五百九十九號 伊太利殖民地「エリトリア」ハ華盛頓締結價格表記 信書及箱物交換約定ニ加盟セリ

●價格表記信書及箱物交換約定 施行細則

明治三十五年十一月八日 選信省告示第五百四十一號 本年十一月七日勅令ヲ以テ公布セラレタル華盛頓 締結價格表記信書及箱物交換約定ノ施行細則左ノ 如シ

萬國郵便聯合 獨逸及獨逸保護國、中央亞米利加大共和國、亞細亞 共和國、埃地利、利比利、白耳離、「ボスニア、ヘル セウツガ」、伯西兒、勃爾瓦利、智利、丁抹及丁抹 殖民地、「ドミニカ共和國」及「四班牙」佛蘭西、 佛蘭西殖民地、伊太利、歷山堡、那威、和蘭、葡萄牙 及葡萄牙殖民地、羅馬尼、塞爾維、瑞典、瑞 西、突尼斯攝政國及土耳古ノ間ニ締結セル價格表 記信書及箱物交換約定施行細則

下ニ署名スル諸員ハ萬國郵便條約第十九條並ニ價 格表記信書及箱物交換約定第十六條ニ準據シ各其 ノ郵政總ニ代リ該約定實施ノ爲協議決定セシ條款 左ノ如シ

第一項 聯合郵運内ニ於テ通商郵便物運送ノ爲各 所ニ定期ノ海運ヲ有スル締結諸國ノ郵政總ハ其 ノ海運中責任ヲ負擔シ價格表記信書及箱物ノ 運送ニ供シ得ル分ヲ他ノ締結諸國郵政總ニ通知 ス

第二項 締結諸國郵政總ハ附錄第一條條形ニ適合 スル表ヲ以テ互ニ左ノ事項ヲ通知ス

第一 價格表記信書及箱物運送ノ爲其ノ媒介ニ 從事シ得ル諸國名

第二 其ノ郵運内ニ入り若ハ其ノ管掌ニ屬スル 場所ヨリ該郵便物ノ運送ニ充ツヘキ線 路

第三 價格表記箱物ヲ運送セル郵政總ヨリ各各 宛地毎ニ運送料トシテ受取ルヘキ金額

第四 開張ニテ價格表記信書及箱物ヲ運送セル 郵政總ヨリ各各宛地毎ニ受取ルヘキ保 險料ノ額

第三項 歐洲外ノ諸國及土耳古ノ郵政總ハ其ノ一 部ノ局ニ限リ價格表記郵便物ノ業務ヲ取扱ハシ ムルコトヲ得此ノ權利ヲ行使スル郵政總ハ他國 ヲリ價格表記郵便物ヲ受取リ得ヘキ自國ノ郵便 局名ヲ他ノ締結諸國郵政總ニ通知ス

第四項 各郵政總ハ關領東印度ヨリ受領シタル第 一號表ニ依リ價格表記郵便物ノ運送ニ充ツヘキ 線路及媒介運送ノ條件ニ從ヒ差出人ヨリ受取 スヘキ料金を定ム

第五項 各郵政總ハ最初ノ媒介人(其ノ應テ經由 シ開張ニテ價格表記信書及箱物ヲ運送セムトス ル國名)直接ニ通知ス

第二條

第一項 價格表記信書ハ封皮ニ納メ該封皮ノ各封 緘部ヲ充分ニ保護スル機宜ノ封緘ヲ用ヒ開封

ナ設ケテ各自ノ印影ヲ有スル封印ヲ數箇所ニ押 捺シタル者ニアラサレハ之ヲ引受クルコトヲ得

第二項 價格表記信書ハ封皮若ハ封印外部分ヨリ 明瞭ニ毀損スルニアラサレハ其ノ封入品ニ屬ス ルコト能ハサル機宜ニ封緘ス

第三項 料金前拂ノ證トシテ使用スル郵便物手ハ 封皮ノ損所ヲ隱蔽シ能ハサル機宜ニ設ケテ之 ヲ貼付スヘキ該物手ハ封皮ノ縁端ニ隱蔽スル機 宜ノ装置ニ依リテ貼附スルヲ得

第四項 珠玉及貴重ノ物品ハ充分ノ耐力ヲ有シ且 十「センチメートル」ヲ超過セザル木製又ハ金屬 製ノ箱ニ納ムヘキ木製ノ箱ニテ封入シ其ノ各面 ノ厚少クモ八「ミリメートル」ヲ有ヒサルヘカフ

第五項 價格表記ノ箱物ハ封緘部ヲ強固ナル機 宜ニ封緘シ其ノ開張ニテ結合シタル機宜ノ 封緘ヲ用キ各自ノ印影ヲ有スル封印ヲ貼付スヘキ 又其ノ前後左右ノ四面ハ同一ノ封印ヲ以テ封緘 シ上下ノ兩面ハ白紙ヲ以テ覆ヒ之ニ宛人ノ住 所氏名及價格表記ノ金額ヲ記載シ併テ事務用ノ 印捺ヲ捺捺スルノ用ニ供ス

第六項 頭字ヲ用キ且ハ簡潔ニ以テ宛名ヲ記載シ タル價格表記信書及箱物ハ之ヲ郵送スルヲ得

第三條

第一項 價格表記方ハ「フランク」及「サンチー ム」若ハ差出國ノ通貨ヲ以テ差出人ニ於テ文 字及數字ヲ以テ其ノ金額ヲ明瞭ノ名宛宛ニ記 載スヘキ但シ證明ノ有無ニ拘ラス之ノ塗抹若ハ 改竄スルヲ許サス

第二項 「フランク」以外ノ貨幣ニテ價格ヲ表示シタルモノハ送出国郵政廳ハ之ヲ「フランク」ニ換算シ表記ノ金額ヲ表示スル數字ノ側若ハ其ノ下ニ「フランク」及「サントム」ニ於ケル其ノ比例額ヲ新タニ數字ヲ以テ記載スヘシ但シ此ノ規定ハ同一ノ貨幣ナ有スル諸國間ノ直接ノ關係ニ於テハ之ヲ適用スルコト限ラズ

第三項 價格表記箱物ノ稅關告知書ノ使用ヲ必要トスル諸國トノ關係ニ於テハ附錄第二號圖形ニ適合スル類似スル稅關告知書ヲ添附スヘシ關係郵政廳ハ互ニ該告知書ノ要否ヲ通報シ且該郵便物ニ添附シ要スル稅關告知書ノ枚數ヲ通知スヘキモノトス

第四條 價格表記信書若ハ箱物ノ別配送、到達、取戻若ハ名宛變更ヲ請求スルモノアルトキハ萬國郵便條約第十三條並ニ同施行細則第十三條及第二十九條ノ規定ヲ適用スルモノトス

代金引換ノ價格表記信書若ハ箱物ニ付テハ萬國郵便條約施行細則第十四條ノ規定ヲ適用スルモノトス

第一項 境界相違スル諸國若ハ直接ノ海運ニ依リ聯絡スル諸國間ニ於ケル價格表記郵便物ノ運送ハ關係兩國ノ郵政廳ニ於テ協議ノ上指定スル交換局ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第二項 一國若ハ數國ノ媒介ニ依リ聯絡スル諸國間ノ關係ニ於テハ價格表記信書及箱物ハ常ニ最速送ノ線路ニ依リ運送スヘシ且第一媒介國カ本細則第一條ニ定ムル條件ニ遵ヒ運送ヲ擔當スル場合ニ於テハ開運ニテ同運ニ之ヲ送付スヘシ

第三項 然レトモ關係郵政廳ハ本約定ニ加盟セル若ハ之ニ加盟セザル一國若ハ數國ノ媒介ニ依リ聯絡スル價格表記郵便物ヲ交換セムカ爲メ若ハ直通ノ線路ニ由ルトキハ其ノ全線路ヲ通シテ責任ヲ負擔セシムルヲ得サルカ如キ場合ニ於テ迂回線路ニ由リ開運ニテ之ヲ運送セムカ爲メ互ニ協議ヲ遂クルコトヲ得

以テ取立代金額ヲ配收スヘシ別配送ノ請求アル該郵便物ハ書狀目錄第一號ニ記載スヘシ

第二項 價格表記信書及箱物ノ前項ノ送立目錄ト共ニ綴リテ封緘シ強靱ナル紙ヲ以テ包ミ一箇若ハ各別兩箇ノ包束物トナシ更ニ其ノ外部ヲ綴リテ封緘スヘシ此ノ綴リ等ノ包束物ニ「Valors de l'Administration」(價格表記)若ハ「Lettres de Valenciennes」(價格表記)若ハ「Bates de Valenciennes」(價格表記)ナル文字ヲ記載シ件ナク其ノ下ニ其ノ全體ノ重量ヲ「グラム」ニテ記載スヘシ該包束物ハ郵便行運ノ中央ニ納ムヘキモノトス

第三項 價格表記郵便物ヲ輸入スヘキ諸國ハ其中ニ於ケル該包束物ノ在否ハ書狀目錄ノ表面ニ於ケル特別ノ欄内ニ該包束物ノ員數及重量ヲ記載シ若ハ「Netto (一モ勿シ)」ナル文字ヲ記載シテ證明スルモノトス

第四項 價格表記郵便物ノ一箇若ハ數箇ノ包束物ハ書狀目錄ノ包束物ト共ニ綴リテ封緘シ其ノ外部ニ書狀目錄ヲ封入スル特別ノ封皮ヲ附著スヘシ

第五項 關係郵政廳ノ一方ニ於テ價格表記箱物ノ分離ヲ請求スルトキハ必ズ之ヲ別箇ノ第三號式紙ニ記入シ且別ニ之ヲ包裝スヘシ此ノ如キ場合ニ於テハ兩種ノ價格表記郵便物ヲ包有スル包束物若ハ行運ノ書狀目錄ノ包束物若ハ行運ニ結合スヘキモノトス

第六項 價格表記郵便物ノ到達後ハ萬國郵便條約施行細則第十三條、第二十條及第二十一條ノ規定ニ從ヒ之ヲ取扱フヘシ

第七項 本條ノ諸規定ニシテ關係兩國中其ノ一方

何等ノ事由ヲ由ラズ若ハ關係者ノ申告ニ依リ信書若ハ箱物ニ其ノ有スル實價以上ノ價格ヲ爲テ表記シアルコトヲ發見シタルトキハ成ルヘク速ニ其ノ旨ヲ送出国郵政廳ヘ通知スヘシ且必要アルトキハ參考ノ爲メ該物件ヲ添送スヘキモノトス

第六條 第一項 價格表記信書若ハ箱物ノ各重量ハ差出局ニ於テ精密ニ秤リ「グラム」ニテ名宛ノ上部左隔ニ記載スヘシ

第二項 價格表記郵便物ニ差出局ニ於テ名宛ノ

第一項 價格表記信書及箱物ノ差立交換局ニ於テ本細則附錄第三號圖形ニ適合スル特別ノ送立目錄ニ式ノ如ク詳細ニ記入スヘシ

附註欄内ニハ到達地、請求價格表記郵便物ノ配收額、價格表記郵便物ノ配收額、金額、代金引換ノ文字ヲ記入シタルトキハ名宛國ノ通貨ヲ換算スルモノトス

第二項 名宛人ノ住所移轉ニ依リ他ノ諸國ヘ價格表記信書及箱物ヲ再送スルトキハ再發送ニ於テ之ニ「字」ノ印章ヲ押捺スヘシ配送後ハ自體ノ收得高及媒介金額アルトキハ其ノ各應ノ收得高ニ相當スル料金ヲ名宛人ヨリ配收スヘシ

後段ノ場合ノ如ク該應ノ媒介金額時ハ再發價格表記郵便物ヲ受取リタル第一媒介國ハ自體ノ收得高ヲ該郵便物ヲ交付スル所ノ郵政廳ニ貸越シ同應シ亦亦其ノ媒介金額ニ過キサルトキハ前媒介國ヨリ借越シタル高ニ自體ノ收得高ヲ合シ次ノ郵政廳ニ貸越スヘシ此ノ如クシテ該郵便物ノ配送應ノ間ニ於テ前同様ノ手續ヲナスヘキモノトス然レトモ價格表記郵便物再發後ノ運送ニ要スル料金ヲ再發ノ際ニ支拂フトキハ該郵便物ハ再發國ヨリ名宛國ヘ直接ニ送付シタルモノトシテ再發國ヨリ無料ニテ名宛人ニ交付スヘシ

第三項 價格表記信書若ハ箱物ノ名宛人本約定ニ加盟セザル國ヘ出發シタルトキハ最初ノ名宛國

ニ於テ他ニ之ヲ送達シ得ル途ナキトキハ不能配送ノモノトシテ差出人ニ還付ノ爲メ直ニ之ヲ差出國ヘ返送ス

第四項 何等ノ原因ヲ由ラズ配送不能ナル價格表記郵便物ハ互ニ交換局ノ總局ヘ送付シ且之ヲ返送スヘシ運送モ萬國郵便條約施行細則第二號式紙ニ記入シ且其ノ附註欄内ニ「Heights」(不能配送)ナル文字ヲ附記シ「Adress des destinataires」(配送)ト標記スル包束物中ニ納ムヘシ

第五項 名宛人ノ住所移轉ニ依リ他國ヘ再發スル若ハ不能配送ニ歸シタル價格表記郵便物ニシテ檢定ニ關スル諸費用ヲ再發ノ際償還セザルトキハ其ノ金額ハ關係郵政廳ノ借越シタル高及立目錄第九號ニ記入シ且名宛人若ハ差出人ヨリ追徴スヘキ該費用ノ種目(封印稅試驗費等)ヲ第十號ニ記載スヘシ

第十一條 價格表記信書若ハ箱物ヲ他ノ郵政廳ニ送付シタル郵政廳ハ該信書若ハ箱物ヲ受取リタル交換局ヨリ次便ヲ以テ價格表記郵便物ノ包束物ノ全部或ハ其ノ信書若ハ箱物ニ不足又ハ異狀アリタルコトヲ證明セル調書ヲ受領セザルトキハ反對ノ證據アル迄ハ價格表記郵便物ニ對スル一切ノ責任ヲ免カラルヘキモノトス

第十二條 價格表記信書及箱物ノ不遂取調ニ關スル請求ニ付テハ諸郵政廳ハ書狀目錄ノ取調請求ニ關スル萬國郵便條約施行細則第二十八條ノ規定ニ從フヘシ

第十三條 本約定第四條第一項ニ據リ價格表記信書ノ線路

内地ノ規程ニ概照スルモノアルトキハ兩國郵政廳互ニ協議ヲ遂ク之ヲ變更スルコトヲ得

第九條 第一項 價格表記郵便物ノ包束物到着スルトキハ名宛交換局ニ於テ先ツ其ノ外形若ハ包裝ニ異狀ナキヤ或ハ其ノ運送方法カ前條記載ノ方式ニ適合セルヤ否ヲ検査スヘシ且其ノ包束物ノ全體ノ重量ヲ併テ検査スルモノトス

第二項 然レ後該交換局ハ價格表記郵便物ニ就キ一點檢査シ其ノ數ニ不足アルカ若ハ其ノ他異狀ノ廉アルヲ發見シタルトキハ萬國郵便條約施行細則第二十三條ニ據リ書狀目錄ニ關スル規則ニ從ヒ其ノ證明書ヲ立目錄ノ訂正ナナスヘシ

第三項 價格表記郵便物ニ不足若ハ異狀アリテ關係郵政廳其ノ責ヲ負擔スヘキコトヲ發見シタルトキハ名宛交換局ハ其ノ旨ヲ證明スル爲メ包束物ニ用井タル封皮、絲蓋ニ封印ヲ添ヘ調書ヲ所轄郵政廳ヘ送付シ同時ニ調書ノ寫ヲ事務用書留郵便物トシテ差立交換局ヲ管理スル郵政廳ヘ送付スヘシ但シ差立交換局ハ別ニ點檢狀ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘキモノトス

第四項 交換局ニ於テ關係交換局ヨリ包裝不充分ナル若ハ毀損セル郵便物ヲ受取リタルトキハ第三項ノ規定ヲ施行シタル上更ニ該郵便物ヲ包裝シテ運送スヘシ但シ最初ノ包裝ハ成ルヘク之ヲ保存スルヲ要ス此ノ場合ニ於テハ該郵便物ノ重量ハ再裝ノ前後ニ於テ之ヲ證明スヘキモノトス

第十條 第一項 誤送ノ故ヲ以テ再發スヘキ價格表記信書及箱物ハ再發國郵政廳ヨリ最速送ノ線路ヲ經テ

其ノ名宛地ヘ返送スヘシ

再發ノ爲メ該郵便物ヲ差立國郵政廳ヘ返送スルニ至リタルトキハ同應ノ差立目錄ニ記入シタル收得高ハ之ヲ抹殺シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤送ノ廉ヲ關係局ヘ通知シタル上該郵便物ヲ返送スヘシ

前項ニ該差セザル場合ニ於テ再發應ノ收得高ニ「キ」料金カ自體ノ收得高タル料金及キ其ノ支拂スル再發ノ費用ト價フニ足ラザルトキハ其ノ差額ヲ自體ノ貸付金トシテ差立交換局ノ差立目錄ニ記載シアル自體ノ收得高ヲ增加スヘシ但シ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ差立交換局ヘ通知スヘキモノトス

第二項 名宛人ノ住所移轉ニ依リ他ノ諸國ヘ價格表記信書及箱物ヲ再發スルトキハ再發應ニ於テ之ニ「字」ノ印章ヲ押捺スヘシ配送後ハ自體ノ收得高及媒介金額アルトキハ其ノ各應ノ收得高ニ相當スル料金ヲ名宛人ヨリ配收スヘシ

後段ノ場合ノ如ク該應ノ媒介金額時ハ再發價格表記郵便物ヲ受取リタル第一媒介國ハ自體ノ收得高ヲ該郵便物ヲ交付スル所ノ郵政廳ニ貸越シ同應シ亦亦其ノ媒介金額ニ過キサルトキハ前媒介國ヨリ借越シタル高ニ自體ノ收得高ヲ合シ次ノ郵政廳ニ貸越スヘシ此ノ如クシテ該郵便物ノ配送應ノ間ニ於テ前同様ノ手續ヲナスヘキモノトス然レトモ價格表記郵便物再發後ノ運送ニ要スル料金ヲ再發ノ際ニ支拂フトキハ該郵便物ハ再發國ヨリ名宛國ヘ直接ニ送付シタルモノトシテ再發國ヨリ無料ニテ名宛人ニ交付スヘシ

第三項 價格表記信書若ハ箱物ノ名宛人本約定ニ加盟セザル國ヘ出發シタルトキハ最初ノ名宛國

ニ於テ他ニ之ヲ送達シ得ル途ナキトキハ不能配送ノモノトシテ差出人ニ還付ノ爲メ直ニ之ヲ差出國ヘ返送ス

第四項 何等ノ原因ヲ由ラズ配送不能ナル價格表記郵便物ハ互ニ交換局ノ總局ヘ送付シ且之ヲ返送スヘシ運送モ萬國郵便條約施行細則第二號式紙ニ記入シ且其ノ附註欄内ニ「Heights」(不能配送)ナル文字ヲ附記シ「Adress des destinataires」(配送)ト標記スル包束物中ニ納ムヘシ

第五項 名宛人ノ住所移轉ニ依リ他國ヘ再發スル若ハ不能配送ニ歸シタル價格表記郵便物ニシテ檢定ニ關スル諸費用ヲ再發ノ際償還セザルトキハ其ノ金額ハ關係郵政廳ノ借越シタル高及立目錄第九號ニ記入シ且名宛人若ハ差出人ヨリ追徴スヘキ該費用ノ種目(封印稅試驗費等)ヲ第十號ニ記載スヘシ

第十一條 價格表記信書若ハ箱物ヲ他ノ郵政廳ニ送付シタル郵政廳ハ該信書若ハ箱物ヲ受取リタル交換局ヨリ次便ヲ以テ價格表記郵便物ノ包束物ノ全部或ハ其ノ信書若ハ箱物ニ不足又ハ異狀アリタルコトヲ證明セル調書ヲ受領セザルトキハ反對ノ證據アル迄ハ價格表記郵便物ニ對スル一切ノ責任ヲ免カラルヘキモノトス

第十二條 價格表記信書及箱物ノ不遂取調ニ關スル請求ニ付テハ諸郵政廳ハ書狀目錄ノ取調請求ニ關スル萬國郵便條約施行細則第二十八條ノ規定ニ從フヘシ

第十三條 本約定第四條第一項ニ據リ價格表記信書ノ線路

内地ノ規程ニ概照スルモノアルトキハ兩國郵政廳互ニ協議ヲ遂ク之ヲ變更スルコトヲ得

第九條 第一項 價格表記郵便物ノ包束物到着スルトキハ名宛交換局ニ於テ先ツ其ノ外形若ハ包裝ニ異狀ナキヤ或ハ其ノ運送方法カ前條記載ノ方式ニ適合セルヤ否ヲ検査スヘシ且其ノ包束物ノ全體ノ重量ヲ併テ検査スルモノトス

第二項 然レ後該交換局ハ價格表記郵便物ニ就キ一點檢査シ其ノ數ニ不足アルカ若ハ其ノ他異狀ノ廉アルヲ發見シタルトキハ萬國郵便條約施行細則第二十三條ニ據リ書狀目錄ニ關スル規則ニ從ヒ其ノ證明書ヲ立目錄ノ訂正ナナスヘシ

第三項 價格表記郵便物ニ不足若ハ異狀アリテ關係郵政廳其ノ責ヲ負擔スヘキコトヲ發見シタルトキハ名宛交換局ハ其ノ旨ヲ證明スル爲メ包束物ニ用井タル封皮、絲蓋ニ封印ヲ添ヘ調書ヲ所轄郵政廳ヘ送付シ同時ニ調書ノ寫ヲ事務用書留郵便物トシテ差立交換局ヲ管理スル郵政廳ヘ送付スヘシ但シ差立交換局ハ別ニ點檢狀ヲ以テ直ニ其ノ旨ヲ通知スヘキモノトス

第四項 交換局ニ於テ關係交換局ヨリ包裝不充分ナル若ハ毀損セル郵便物ヲ受取リタルトキハ第三項ノ規定ヲ施行シタル上更ニ該郵便物ヲ包裝シテ運送スヘシ但シ最初ノ包裝ハ成ルヘク之ヲ保存スルヲ要ス此ノ場合ニ於テハ該郵便物ノ重量ハ再裝ノ前後ニ於テ之ヲ證明スヘキモノトス

第十條 第一項 誤送ノ故ヲ以テ再發スヘキ價格表記信書及箱物ハ再發國郵政廳ヨリ最速送ノ線路ヲ經テ

其ノ名宛地ヘ返送スヘシ

再發ノ爲メ該郵便物ヲ差立國郵政廳ヘ返送スルニ至リタルトキハ同應ノ差立目錄ニ記入シタル收得高ハ之ヲ抹殺シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤送ノ廉ヲ關係局ヘ通知シタル上該郵便物ヲ返送スヘシ

前項ニ該差セザル場合ニ於テ再發應ノ收得高ニ「キ」料金カ自體ノ收得高タル料金及キ其ノ支拂スル再發ノ費用ト價フニ足ラザルトキハ其ノ差額ヲ自體ノ貸付金トシテ差立交換局ノ差立目錄ニ記載シアル自體ノ收得高ヲ增加スヘシ但シ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ差立交換局ヘ通知スヘキモノトス

第二項 名宛人ノ住所移轉ニ依リ他ノ諸國ヘ價格表記信書及箱物ヲ再發スルトキハ再發應ニ於テ之ニ「字」ノ印章ヲ押捺スヘシ配送後ハ自體ノ收得高及媒介金額アルトキハ其ノ各應ノ收得高ニ相當スル料金ヲ名宛人ヨリ配收スヘシ

後段ノ場合ノ如ク該應ノ媒介金額時ハ再發價格表記郵便物ヲ受取リタル第一媒介國ハ自體ノ收得高ヲ該郵便物ヲ交付スル所ノ郵政廳ニ貸越シ同應シ亦亦其ノ媒介金額ニ過キサルトキハ前媒介國ヨリ借越シタル高ニ自體ノ收得高ヲ合シ次ノ郵政廳ニ貸越スヘシ此ノ如クシテ該郵便物ノ配送應ノ間ニ於テ前同様ノ手續ヲナスヘキモノトス然レトモ價格表記郵便物再發後ノ運送ニ要スル料金ヲ再發ノ際ニ支拂フトキハ該郵便物ハ再發國ヨリ名宛國ヘ直接ニ送付シタルモノトシテ再發國ヨリ無料ニテ名宛人ニ交付スヘシ

第三項 價格表記信書若ハ箱物ノ名宛人本約定ニ加盟セザル國ヘ出發シタルトキハ最初ノ名宛國

ニ於テ他ニ之ヲ送達シ得ル途ナキトキハ不能配送ノモノトシテ差出人ニ還付ノ爲メ直ニ之ヲ差出國ヘ返送ス

第四項 何等ノ原因ヲ由ラズ配送不能ナル價格表記郵便物ハ互ニ交換局ノ總局ヘ送付シ且之ヲ返送スヘシ運送モ萬國郵便條約施行細則第二號式紙ニ記入シ且其ノ附註欄内ニ「Heights」(不能配送)ナル文字ヲ附記シ「Adress des destinataires」(配送)ト標記スル包束物中ニ納ムヘシ

第五項 名宛人ノ住所移轉ニ依リ他國ヘ再發スル若ハ不能配送ニ歸シタル價格表記郵便物ニシテ檢定ニ關スル諸費用ヲ再發ノ際償還セザルトキハ其ノ金額ハ關係郵政廳ノ借越シタル高及立目錄第九號ニ記入シ且名宛人若ハ差出人ヨリ追徴スヘキ該費用ノ種目(封印稅試驗費等)ヲ第十號ニ記載スヘシ

第十一條 價格表記信書若ハ箱物ヲ他ノ郵政廳ニ送付シタル郵政廳ハ該信書若ハ箱物ヲ受取リタル交換局ヨリ次便ヲ以テ價格表記郵便物ノ包束物ノ全部或ハ其ノ信書若ハ箱物ニ不足又ハ異狀アリタルコトヲ證明セル調書ヲ受領セザルトキハ反對ノ證據アル迄ハ價格表記郵便物ニ對スル一切ノ責任ヲ免カラルヘキモノトス

第十二條 價格表記信書及箱物ノ不遂取調ニ關スル請求ニ付テハ諸郵政廳ハ書狀目錄ノ取調請求ニ關スル萬國郵便條約施行細則第二十八條ノ規定ニ從フヘシ

第十三條 本約定第四條第一項ニ據リ價格表記信書ノ線路

及海路郵便送送ニ從事スル各締結國郵政廳ヘ支拂フヘキ送送料ハ萬國郵便條約施行細則第二十一條及第三十二條ニ定ムル條件ニ從ヒテ之ヲ計算スルモノトス

第十四條 第一項 各郵政廳ハ毎月所屬ノ各交換局ヲシテ他ノ同一郵政廳ノ諸交換局ヨリ受取リタル郵便物ニ付キ各送立目録ニ記載シアル金額ノ月次貸借表ヲ本細則附錄第四號難形ニ從ヒ調製セシムヘシ但シ送立目録ニハ英立國郵政廳ニ於テ徵收セシ送送料(箱物ニ限ル)及保險料ノ内自願ノ收得分及若シ關係郵政廳アルトキハ其ノ自願ノ收得分トモ自願ノ貸方ニ又再發者ハ不能配送ノ場合ニ於テ名宛人若シテ送出人ヨリ徵收スヘキ郵便諸料金及檢定ニ關スル諸費用ノ内媒介料ニ支拂フヘキ分ハ自願ノ借方ニ記載シアルモノトス

第二項 然レ後同郵政廳ハ第四號月次貸借表ヲ本細則附錄第五號難形ニ適合スル簡約計算書ヘ集記スヘシ

第三項 簡約計算書ハ月次貸借表、送立目録及差立目録ニ關ヘル點檢狀アルトキハ點檢狀ヲ添ヘ其ノ翌月中ニ關係郵政廳ヘ送付シ其ノ檢査ニ供スヘシ

第四項 各簡約計算書ハ領收ノ日ヨリ起算シ運クモ一箇月以内ニ該計算書ヲ調製シタル郵政廳ニ通知スヘシ

第五項 各簡約計算書ハ雙方ニ於テ檢査承認シタル後實送郵政廳ニ於テ各年ノ總計算書ニ之ヲ集記スヘシ但シ關係郵政廳ノ間ニ特別ノ約定アルトキハ此ノ限ニテアラス

第六年ノ總計算書ハ運クモ其ノ翌年三月ノ半迄ニ調製シ關係郵政廳ヘ送付スヘシ關係郵政廳、其

ノ之ヲ受領シタル日ヨリ運クモ一箇月以内ニ承認若シテ見付シテ該計算書ヲ返送スヘシ

第十五條 第一項 諸郵政廳ハ本約定實施ノ日ヨリ運クモ三箇月以前ニ萬國郵便聯合總局ヲ經由シ左ノ諸條件ヲ互ニ通知スヘシ

第二項 本約定第五條及本細則第一條ニ準據シテ

第三項 本約定第一條ヲ適用シ自願ニ於テ規定スル價格表記金額ノ最高限

第四項 以上ノ三件ニ關シ向後變更ヲ生スルトキハ同一ノ手續ニ依リ運送ナク其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十六條 第一項 締結各國郵政廳ハ萬國郵便條約第二十五條ニ規定スル會議ノ時期ニ至ラサルモ萬國郵便聯合總局ヲ經由シ本細則ヲ修正若シテ解釋ニ關スル發議ヲ其ノ他ノ郵政廳ニ提出スルノ權利ヲ有ス

第二項 總テ發議ハ萬國郵便條約施行細則第四十條ニ定ムル方法ニ準據スヘシ

第三項 發議ハ左ノ同意ヲ得ルニテアラサレハ實施スルコトヲ得ス

第一 本約定ニ新條款ヲ追加シ若シ本條及第十

七條ノ諸條款ヲ修正セムトスルトキハ投票國全體ノ同意

第二 本約定中第二條第三條第六條第七條第八條第九條第十一條及第十三條ノ諸條款ヲ修正セムトスルトキハ投票國三分ノ二以上ノ同意

第三 以上ニ記載スルモノヲ除クノ外其ノ他ノ諸條款ヲ修正セムトスルトキハ本施行細則ノ諸條款ノ解釋ニ關スルトキハ單ニ投票國過半數ノ同意但シ萬國郵便條約第二十三條ニ記載スル爭議ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニテアラス

第四項 有効ノ決議ハ單ニ萬國郵便聯合總局ヨリ締結國郵政廳ヘノ通知ヲ以テ承認スヘシ

第五項 總テ可決セシ修正又ハ決議ハ通知ノ後少クモ三箇月ヲ經過セサレハ之ヲ實施セス

第十七條 本施行細則ハ價格表記諸書及箱物交換約定實施ノ日ヨリ實施シ締結各國郵政廳ノ協議ヲ以テ之ヲ改正スルニテアラサレハ同約定ト其ノ效力期間同クナ

千八百九十七年六月十五日締結ニ於テ調製セリ

國連及獨逸保護

中央亞米利加大

共利國

亞的普共和國

埃利

白耳義

羅馬尼

露西亞

塞爾維

瑞典

瑞西

突尼斯攝政國

土耳其

セル、ギリ

セル、ブルガ

セヴァスタノリア

セル、ド、サライ

セル、ド、ヘンニエ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

セル、キアラガ

第十九輯 通信 第一章 郵便 第二款 外國郵便

Table with columns for country names (名宛國), routes (遞送線路), and other details. Includes entries for 佛蘭西, 英國, 德國, etc.

Table listing various countries and regions such as 佛蘭西, 英國, 德國, 奧地利, 瑞士, etc.

Table titled '稅關告知書' (Customs Notice) with columns for item name (封入品ノ名), value (封入品ノ價), weight (重), and other details.

Table listing countries and regions such as 羅馬尼, 露西亞, 塞爾維, 瑞典, 瑞西, 突尼斯攝政國, 土耳其.

三二一〇		一九八七六五四三二一	
番號	逐次差出	番號	逐次差出
一	名宛	一	名宛
二	人名宛	二	人名宛
三	地名宛	三	地名宛
四	信書若ハ箱物	四	信書若ハ箱物
五	價格表記	五	價格表記
六	名宛國郵	六	名宛國郵
七	支拂ニ對シテ送附ノ料	七	支拂ニ對シテ送附ノ料
八	保拂ニ對シテ送附ノ料	八	保拂ニ對シテ送附ノ料
九	支拂ニ對シテ送附ノ料	九	支拂ニ對シテ送附ノ料
十	附註	十	附註

三二一〇		一九八七六五四三二一	
番號	逐次差出	番號	逐次差出
一	名宛	一	名宛
二	人名宛	二	人名宛
三	地名宛	三	地名宛
四	信書若ハ箱物	四	信書若ハ箱物
五	價格表記	五	價格表記
六	名宛國郵	六	名宛國郵
七	支拂ニ對シテ送附ノ料	七	支拂ニ對シテ送附ノ料
八	保拂ニ對シテ送附ノ料	八	保拂ニ對シテ送附ノ料
九	支拂ニ對シテ送附ノ料	九	支拂ニ對シテ送附ノ料
十	附註	十	附註

差立目録  
 一、名宛國郵政廳ノ收得  
 二、差立國郵政廳ノ收得  
 三、郵政廳ノ收得  
 四、郵便局ノ收得  
 五、郵便局ノ收得  
 六、郵便局ノ收得  
 七、郵便局ノ收得  
 八、郵便局ノ收得  
 九、郵便局ノ收得  
 十、郵便局ノ收得

千八百九十一年一月分

名宛局長

三二一〇		一九八七六五四三二一	
番號	逐次差出	番號	逐次差出
一	名宛	一	名宛
二	人名宛	二	人名宛
三	地名宛	三	地名宛
四	信書若ハ箱物	四	信書若ハ箱物
五	價格表記	五	價格表記
六	名宛國郵	六	名宛國郵
七	支拂ニ對シテ送附ノ料	七	支拂ニ對シテ送附ノ料
八	保拂ニ對シテ送附ノ料	八	保拂ニ對シテ送附ノ料
九	支拂ニ對シテ送附ノ料	九	支拂ニ對シテ送附ノ料
十	附註	十	附註

三二一〇		一九八七六五四三二一	
番號	逐次差出	番號	逐次差出
一	名宛	一	名宛
二	人名宛	二	人名宛
三	地名宛	三	地名宛
四	信書若ハ箱物	四	信書若ハ箱物
五	價格表記	五	價格表記
六	名宛國郵	六	名宛國郵
七	支拂ニ對シテ送附ノ料	七	支拂ニ對シテ送附ノ料
八	保拂ニ對シテ送附ノ料	八	保拂ニ對シテ送附ノ料
九	支拂ニ對シテ送附ノ料	九	支拂ニ對シテ送附ノ料
十	附註	十	附註

差立目録  
 一、名宛國郵政廳ノ收得  
 二、差立國郵政廳ノ收得  
 三、郵政廳ノ收得  
 四、郵便局ノ收得  
 五、郵便局ノ收得  
 六、郵便局ノ收得  
 七、郵便局ノ收得  
 八、郵便局ノ收得  
 九、郵便局ノ收得  
 十、郵便局ノ收得

千八百九十一年一月分

名宛局長

外國宛價格表記信書及箱物郵便料及價格表記料

明治三十九年十一月八日  
 遞信省告示第四百九十一號  
 改正 三十九年第五六四號及第六八號  
 外國宛價格表記信書及箱物ノ郵便料及價格表記料ノ通定ム  
 明治三十五年十一月二日 遞信省告示第五百四十六號本邦ト價格表記信書若クハ  
 同種ト交換シ得ル國名並ニ隨意規定事項ノ編及明治三十七年六月 遞信  
 省告示第三百四號價格表記信書及箱物料金額ハ之ヲ廢止ス

國名	便送名	船名及運送船	價格	箱物各記	取及名宛變更
獨逸	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
東亞弗利加	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「カメルーン」及「ト」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「アネヒョウ」及「ロメ」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在外國獨逸郵便局	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「カサブランカ」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「サウヂ」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「モロツ」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「アイルランド」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「アムステルダム」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「アムステルダム」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
亞然的音共和國	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局

國名	便送名	船名及運送船	價格	箱物各記	取及名宛變更
奧地利、洪島利	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
在「ルヴァン」及土耳其埃國郵便局	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
白耳	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
「カスニ、ヘルゼゴウ」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
勃爾瓦利	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
利	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
智	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
丁抹	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局
「アイスランド」	日便	佛船、伊、奧若、瑞西	1.00	二	許可 名宛郵便局

「ケリンランド」	日便	日船	佛、白、獨、丁、丁船	同前	〇二〇	〇〇〇	許可	可在「コンスタンハイゲン」郵政所
「丁抹領」	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	名宛郵便局
埃及	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	中央郵政廳
西班	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	中央郵政廳
佛	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	名宛郵便局
在「トリス」	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	名宛郵便局
佛	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	名宛郵便局
佛	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	〇〇〇	〇〇〇	許可	名宛郵便局

佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局
佛領	日便	日船	佛、獨、佛、伊、佛、海路	同前	一六〇	〇〇〇	許可	各殖民地首府ニ於ケル郵便局







士	日便 日船、佛、獨、澳、海路	同前	一八〇	〇〇〇	一八〇	〇〇〇	許可 中央郵政廳
其	佛便 佛船、獨、澳、海路	同前	一八〇	〇〇〇	一八〇	〇〇〇	許可 中央郵政廳
尼	日便 日船、佛、獨、澳、海路	同前	一八〇	〇〇〇	一八〇	〇〇〇	許可 中央郵政廳
佛	佛便 佛船、獨、澳、海路	同前	一八〇	〇〇〇	一八〇	〇〇〇	許可 中央郵政廳
海	海路、香港、海路、佛	同前	一八〇	〇〇〇	一八〇	〇〇〇	許可 中央郵政廳

附註

- 一本表掲載ノ諸國(左ニ掲ケタルモノヲ除ク)宛價格表記信書及箱物ニ對スル表記金額ノ最高限ハ一萬フランクトス
- 大不列顛、英領印度、香港、錫蘭、「モルタ」、「トリニダッド」、「カムピヤ」、「聖ヘレナ」、「サヤメイカ」、「ニユー、フアランド」、「リビーア」、「諸島」、「セイシエルス」、「クレナダ」、「セント、リニシア」、「セント、ヴァンセント」、在清國英郵便局宛價格表記信書ニ對スル表記金額ノ最高限ハ三千フランクトス
- 海峽殖民地「フアラクランド」諸島及英領「ギアナ」、「ゴールド、コースト」宛價格表記信書ニ對スル表記金額ノ最高限ハ千二百五十フランクトス
- 「モリシヤス」、「シエラレオン」南「ナイベリア」宛價格表記信書ニ對スル表記金額ノ最高限ハ千五百フランクトス
- 遞送便名ハ必ス價格表記信書及箱物ノ表面ニ明記スルヲ要ス
- 日便トハ日本郵船株式會社歐洲便ヲ云フ
- 香港便トハ香港(寄港スル日本郵船株式會社各船便(歐洲便ヲ除ク)、東洋汽船株式會社船便、「マニラ」ニシテ、オリエント、スチム、ナビゲーション)會社船便及航海獎勵金ヲ受クル本邦各會社船便ヲ云フ
- 浦鹽便トハ日本郵船株式會社浦鹽便及大家商船會社浦鹽便ヲ云フ
- 露便トハ露國東亞汽船會社船便ヲ云フ

●外國郵便規則

明治三十五年十一月八日  
逓信省令第五十二號  
明治三十三年九月逓信省令第五十五號外國郵便規則  
左ノ通改正ス

第一條 外國郵便規則ニ依ル各種郵便物並ニ價格表記信書及箱物交換約定ニ依ル信書及箱物ハ之ヲ外國郵便物ト稱シ郵便局所ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取扱ハサルコトヲ告示シタル局所ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 左記ノ物件ヲ外國郵便物トス  
一 郵便ニ關スル條約、約定及其ノ施行規則ニ據リ郵便物ト爲スコトヲ許ササル物件  
二 郵便ニ關スル法令ニ據リ郵便物ト爲スコト

●茶シタル物件  
三 關稅及其他ニ關スル法令ニ據リ輸出入ヲ禁シタル物件

四 特ニ告示シタル物件

第三條 外國郵便ニ關スル料金ハ別ニ之ヲ告示ス

第四條 外國郵便ニ關スル料金ノ交付ニ付テハ明治三十三年九月逓信省令第四十二號郵便規則第八條及第九條ノ規定ヲ準用ス但シ前掲第九條ノ期間ハ六箇月トス

第五條 信書ノ容積及重量ニ付テハ何等ノ制限ナシ

第六條 外國へ發送スル郵便物ハ政府發行ノ萬國郵便聯合會書、同往復端書ヲ用フヘシ

第七條 郵便規則第十八條ノ規定ヲ準用シテ政府發行ノ萬國郵便聯合會書ニ基キ作成セル私製端書ハ萬國郵便聯合會書ト看做ス

第八條 內國郵便用ノ封緘書ハ郵便端書トシテ外國へ發送スルヲ得ス

第九條 價格表記信書及箱物ハ別ニ告示スル諸外國トノ間ニ限リ之ヲ交換スルコトヲ得

第十條 價格表記信書及箱物ノ價格表記金額ノ制限ハ一萬フランクトス

第十一條 價格表記信書及箱物ノ價格表記金額ニシテ本邦貨幣ニテ記載シタルモノハ郵便局所ニ於テ外國爲替金換算割合ニ依リ之ヲ佛貨ニ換算シ郵便物ニ記入ス

第十二條 外國ヨリ到著ニ係ル價格表記箱物ニ付テハ明治三十五年十一月逓信省令第五十三號外國小包郵便規則第二十一條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 逓通及書留郵便物並ニ價格表記信書及箱物ハ別ニ告示スル諸外國トノ間ニ交換スルモノニ限リ別配送ト爲スコトヲ得

第十四條 外國ヨリ到著ニ係ル留郵便物ノ留置期間ハ代金引換郵便物ヲ除クノ外六十日トス但シ船隻乗組人若ハ旅行者等ニ宛テタル郵便物ニシテ交付ノ見込アルモノハ尙三十日以内留置クコトアルヘシ

第十五條 寄留郵便物並ニ價格表記信書及箱物ハ別ニ告示スル諸外國トノ間ニ交換スルモノニ限リ代金引換ト爲スコトヲ得

第十六條 本邦宛代金引換郵便物ニ對スル取立代金ノ制限ハ金四百圓トス

第十七條 外國宛代金引換郵便物ニ對スル取立代金ノ制限額、其ノ代金ヲ表示スヘキ貨幣並ニ外國ニ於ケル該郵便物ノ取扱局ハ別ニ告示スル所ニ據ル

第十八條 外國宛代金引換郵便物ノ差出人ハ郵便物差出人ノ後ハ代金引換ノ請求ヲ取消スコトヲ得

第十九條 外國ヨリ到著ニ係ル代金引換郵便物ニ付テハ郵便規則第四十九條第一項ノ規定ヲ準用ス

第二十條 到著郵便局所ハ前項ニ依リ取立タル代金ヨリ引換料金四錢及取立代金ニ對スル成規ノ爲替料ヲ控除シタル後殘餘ノ金額ヲ郵便爲替ニ依リ差出人ニ送付スルモノトス

第二十一條 外國ヨリ到著ニ係ル代金引換郵便物ニシテ名宛人他國へ移轉シタルトキ若ハ成規ノ條件ニ適合セザルトキハ差出人へ返送スルモノトス

第二十二條 外國宛代金引換郵便物ノ取立代金ニ對スル爲替ニシテ其ノ有効期間内ニ該郵便物ノ差出人ニ補渡シ能ハサルトキハ郵便爲替法第三條ノ規定ニ準シ處分スルモノトス

第二十三條 外國ヨリ到著ニ係ル郵便物ニ付テハ郵便規則第八十一條ノ規定ヲ準用ス但シ同條第二項ノ期間ハ三十日トシ同期間ヲ經過シタル後郵便ニ差出シタルモノニ付テハ爲替ニ配送ヲ受ケタル者ニシテ其ノ轉送ニ要スル料金ヲ納付セシム

第二十四條 外國ヨリ到著ニ係ル郵便物ニシテ何等ノ理由ヲ開カス名宛人ニ交付シ能ハサルモノハ外國へ返送スルニ先テ適宜ノ期間之ヲ公示ス但シ名宛人ニ交付ノ見込ナキコト明瞭ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 外國宛郵便物ハ別ニ告示スル諸外國ニ宛テタルモノニ限リ其ノ取戻若ハ名宛變更ヲ請求スルコトヲ得

第二十六條 前項ノ請求ニ付テハ郵便規則第七十九條第一項ノ規定ヲ準用ス但シ外國へ送立前ニ係ルモノニ付テハ同條第二項ノ規定ヲ準用シ其ノ外國へ送立後ニ係ルモノニ付テハ請求者ニ於テ郵便ニ依ルモノハ別ニ告示スル所ノ名宛國郵便官署宛書留信書一通分ノ料金、電信ニ依ルモノハ同官署宛私用電報ノ料金ヲ前納スヘシ

第二十七條 外國郵便物ノ踪跡不明ニ歸シタルトキハ外國宛ノモノニ付テハ其ノ差出人ヨリ引受郵便局所へ又外國ヨリ到著ニ係ルモノニ付テハ其ノ名宛人ヨリ到著郵便局所へ踪跡不明ノ









日華條約ニ於テ此條約本旨ニ通シテ記シ以テ確定スル者也

合衆國駐劄

帝國日本特命全權公使

吉田 清 成

合衆國駐劄總長

マルシヤル、ヂエウエル

朕此條約ヲ定シテ茲ニ大日本國ノ印章ヲ鈐ス

明治九年三月三十一日

御名 國璽

奉勅 外務卿 寺島宗則

余此條約ヲ了承シ妥ニ合衆國ノ印章ヲ鈐シ之ヲ證スル者也

ユ、エス、クラント

外國事務執政

ハミルトン、フ、井

奉盛頓府千八百七十六年二月八日

清國宛郵便物寸尺重量制限

明治三十一年十二月二十二日

逓信省告示第三百四十六號

來明治三十一年一月一日ヨリ清國

宛郵便物ノ寸尺重量ノ制限ハ奉盛頓府駐劄清國郵便條約ノ規定ニ據ル

清國郵便局ニ於テ本邦及在韓

國本邦郵便局所在地宛通常

郵便物ニ對シ徵收ノ料金額

明治三十六年七月二十八日

逓信省告示第三百八十四號

本月十八日以降清國郵便局ニ於テ本邦及在韓國本邦郵便局所在地宛通常郵便物ニ對シ徵收スル郵便

便料金左ノ如シ

信 寄

重量半、オンス二十

封緘葉書 一枚ニ付

郵便葉書 一通(宛封)一枚ニ付

新聞紙及定期行物

書籍及印刷物

業務用書類

商品見本

農産物種子

書留料

但シ鐵道若ハ汽船ノ通セザル清國內地引受郵便物ニ對スルモノハ十四仙(十四錢)トス

配送證明料 郵便物交換條約

小包郵便物交換條約

勅令總選外、大臣副署

明治三十五年十一月七日

朕明治三十五年十二月一日ヨリ西曆千八百九十七年六月華盛頓ニ於テ締結セラレタル小包郵便物交換條約ニ加シテ茲ニ之ヲ公布セシム

萬國郵便聯合

郵便及通運保護國、中央亞米利加大共和國、亞然納普共和國、埃地利洪特利、自耳第、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ、西、荷蘭、希臘、丹麥、挪威、瑞典、普魯士、葡萄牙、佛蘭西、佛蘭西領地、ドミニカ、共

第二條 第二項 繼越運送ノ自由ハ締結各國ノ邦内ニ通シ確保セラルルモノトス此ノ繼越運送ニ從事スル郵政廳ハ第十三條ニ定ムル制限内ニ於テ其ノ責任ヲ負フ

第一項 繼越運送ノ自由ハ締結各國ノ邦内ニ通シ確保セラルルモノトス此ノ繼越運送ニ從事スル郵政廳ハ第十三條ニ定ムル制限内ニ於テ其ノ責任ヲ負フ

第二項 境界相接セザル諸國間ニ交換スル小包郵便物ハ關係諸國間ニ反對ノ約定アルニテラサレハ開議ヲ以テ之ヲ運送スルモノトス

第三條 第一項 差出郵政廳ハ陸路繼越運送ヲナス各郵政廳ハ小包一箇ニ付五十「サンチム」ノ運送料ヲ支拂フヘキモノトス

第二項 右ノ外一箇所若ハ數箇所ノ海路繼越運送ヲ要スルトキハ差出郵政廳ハ其ノ運送ニ從事スル各郵政廳ハ小包一箇ニ付左ノ割合ヲ以テ運送料ヲ支拂フヘキモノトス

五百海里ヲ超過セザル海路ニ付テハ二十五「サンチム」

五百海里ヲ超過シ千海里ヲ超過セザル海路ニ付テハ五十「サンチム」

千海里ヲ超過シ三千海里ヲ超過セザル海路ニ付テハ一「フランク」

三千海里ヲ超過シ六千海里ヲ超過セザル海路ニ付テハ二「フランク」

六千海里ヲ超過スル海路ニ付テハ三「フランク」

海路ノ距離ハ關係兩國各港間ノ平均里程ニ依リ算出スルモノトス

第三項 本條第一項及第二項ニ規定スル運送料ハ取扱ニ困難ナル小包ニ付テハ百分ノ五十ヲ増加スルモノトス

第四項 差出郵政廳ハ右運送料ノ外價格表記小

第十九條 通信 第一章 郵便 第二款 外國郵便

包ニ對シ責任ヲ以テ繼越運送ヲナス各郵政廳ハ表記金額三百「フランク」若ハ其ノ端數毎二陸路運送ハ五「サンチム」海路運送ハ十「サンチム」宛ノ保險料ヲ支拂フノ義務アルモノトス

小包郵便物ノ郵便料ハ前項ニ據ル

第五條 第一項 小包郵便物一箇ノ郵便料ハ陸路運送ヲナス郵政廳ノ數ニ五十「サンチム」ヲ乘シタル金額若ハ之ニ對スル自國貨幣ノ相當額及場合ニ依リ第三條第二項ニ依リ海路運送料左ノ各項ニ記載スル料金トシテ合算セルモノトス各該貨幣ノ相當額ハ施行細則ヲ以テ之ヲ規定ス

第二項 取扱ニ困難ナル小包ニ付テハ百分ノ五十ノ増額郵便料ヲ徵收スル此ノ増額郵便料ニシテ端數ヲ生スルトキハ五「サンチム」ヲ以テ正除シ得ヘキ額ニマテ切上ラセシ

第三項 價格表記小包ニ付テハ價格表記信膏ノ保險料ト同額ナル保險料ヲ徵收ス

第四項 代金引換小包ニ付テハ其ノ取立ツヘキ金額二十「フランク」若ハ其ノ端數毎二十「サンチム」以内ノ特殊料金ヲ差出人ヨリ徵收ス

此ノ料金ハ差出郵政廳及宛國郵政廳ノ間ニ分配スルモノトス即チ宛國ノ郵政廳ハ之ヲ爲月次計算書ニ取立金額二百分ノ一ヲ其ノ貸分トシテ記入ス

然レトモ兩國郵政廳ハ兩國相互ノ關係ニ於テ代金引換小包ニ對シテ特殊料金ノ徵收及分配ニ關シ他ノ方法ヲ協議採用スルコトヲ得

第五項 締結各國ハ一時ノ方法トシテ自國ノ郵便局ニ發着スル小包郵便物一箇ニ付二十五「サンチム」ノ増額郵便料ヲ徵收スルコトヲ得

第六條 此ノ增額郵便料ハ中央亞米利加大共和國、亞然納普共和國、埃地利洪特利、自耳第、オーストリア、ベルギー、ルクセンブルグ、西、荷蘭、希臘、丹麥、挪威、瑞典、普魯士、葡萄牙、佛蘭西、佛蘭西領地、ドミニカ、共和國ニ在テハ四十「サンチム」ニ増加スルコトヲ得

第七項 佛蘭西本國ト亞然納普及古爾西トノ間ニ運送スル小包ニ付テハ一箇ニ付二十五「サンチム」ノ増額郵便料ヲ徵收ス

第四項 西班牙國郵政廳ハ西班牙本國ト「バLEAR」諸島トノ間ニ運送スル小包一箇ニ付二十五「サンチム」又西班牙本國ト「カナリヤ」諸島トノ間ニ運送スル小包一箇ニ付五十「サンチム」ノ増額郵便料ヲ徵收スルコトヲ得

第七項 小包郵便物ノ差出人ハ二十五「サンチム」以内ノ一定ノ料金を納付シテ其ノ到達地ヲ請求スルコトヲ得差出人ハ小包差出人ノ到達地ヲ請求セザルモ後日ニ至リ此レト同一ノ料金を納付シ其ノ踪跡取調ヲ請求スルコトヲ得但シ此ノ料金は全部差出郵政廳ノ所得ニ歸スヘキモノトス

第六條 差出郵政廳ハ小包一箇ニ付左ノ金額ヲ支拂フモノトス

甲 名宛郵政廳ハ五十「サンチム」及場合ニ依リ第五條第二項、第五項及第六項ニ依リ增額郵便料、價格表記金額三百「フランク」若ハ其ノ端數毎二十五「サンチム」ノ料金を納付スルモノトス

乙 匿名郵政廳アル場合ニ於テハ其ノ各郵政廳ハ第三條ニ規定スル料金

第十九條 通信 第一章 郵便 第二款 外國郵便

九九

第七條 名宛國ハ配達料及税關ニ於テ手續執行料トシテ小包一箇ニ付合計二十五「サンチム」以内ノ料金ヲ徵收スルコトヲ得但シ此ノ料金ハ關係郵政廳ノ間ニ特殊ノ約定アルニアラサルハ小包配達ノ際名宛人ヨリ徵收スルモノトス

第八條 第一項 聯合諸國中其ノ郵政廳カ相互ノ關係ニ於テ別配運業務ノ開設ヲ協定スル諸國ニ於テハ送出人ノ請求アルトキハ小包ノ到着セシ後直チニ特別配運人ヲ以テ之ヲ名宛人ノ居所ニ配送スルモノトス

第二項 郵便局ノ設ナキ地方ニ宛テタル小包ニ付テハ名宛國郵政廳ハ配達ノ爲メ名宛人ニ小包ノ到着ヲ通知スル爲メ其ノ内地ニ於テ別配運料トシテ規定シタル金額ニ送スル送更ニ補充料金ヲ徵收スルコトヲ得此ノ補充料金ハ其ノ前掲配運料ヨリ送出人ノ前納セシ一定料金若ハ之ニ對シテ補充料金徵收國ノ通貨ノ相當額ヲ控除シタルモノトス

第三項 別配運ニ依ル小包ノ配送若ハ到着通知書ノ送達ハ一同テ限トス若シ其ノ結果無効ニ歸シタルトキハ其ノ小包ハ之ヲ別配運ノモノト見做サスシテ通常小包配送ノ例ニ依リ配送スルモノトス

第九條 第一項 本條約ニ依ル小包ニ付テハ其ノ諸條約ニ規定スルモノノ外何等ノ料金ヲ徵收スルコトヲ得ス

第二項 關稅若ハ郵便料金以外ノ金額ハ名宛人ニ於テ之ヲ納付セサルヘカラス但シ特ニ協商ヲ送ケタル諸郵政廳相互ノ關係ニ於テハ送出人ヨリ送出局ニ豫告シ關稅若ハ其ノ他ノ金額ノ納付ヲ負擔スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ送出人ハ名宛國ノ請求ニ依リ其ノ局ヨリ指示スル金額ヲ納付セサルヘカラス

第十條 第一項 小包郵便物ノ送出人ハ萬國郵便條約第九條ニ依ル通常郵便物ニ關スル條件ニ從ヒ小包ヲ取戻シ若ハ其ノ名宛人變更スルコトヲ得但シ送出人ニ於テ小包ノ取戻若ハ再發ヲ請求スルトキハ再度ノ送達ニ要スル料金ノ納付ヲ擔保セサルヘカラス

第二項 各郵政廳ハ價格表記ノ小包ニ付テハ其ノ價格五百「フランク」以内ノモノニ限り名宛更ナリ得

五項及第六項ニ依リ規定スル郵便物ノ名宛人又ハ場合ニ依リ送出人ヨリ追徵スル但シ關稅若ハ其ノ他ノ特別費用(倉敷料、稅關ニ於テ手續執行料等)ハ之ヲ擔保スルコトヲ得

前項ノ規定ハ代金引換小包ヲ名宛人ニ配送セザル場合ニモ適用ス然レトモ其ノ配送ヲ了リタル後ハ郵政廳ハ送出人ニ交付スヘキ金額ニ付單ニ責任ヲ有スルモノトス

第二項 不可抗力ノ場合ニ於テ發生スル危險ヲ擔保スル諸國ハ價格表記小包ニ付テハ價格表記書及箱物交換約定第十二條第二項ノ規定ニ從ヒ之カ爲増價保險料ヲ徵收スルコトヲ得

第三項 賠償金支拂ノ義務ハ送出局ヲ管理スル郵政廳ニ屬スルモノトス但シ該郵政廳ハ責任郵政廳即チ其ノ邦國內若ハ其ノ管掌中ニ於テ死亡、毀損又ハ奪掠ノ事實ヲ生シメタル郵政廳ニ對シ賠償ヲ爲スコトヲ得

第四項 小包ヲ異議ナク受領シタル後其ノ名宛人ニ配送シ若ハ次ノ郵政廳ニ成規ノ遞送ヲナシタルコトヲ證明シ能ハサル郵政廳ハ反對ヲ證明スル迄ハ責任ヲ有スルモノトス

第十五條 各郵政廳ハ小包郵便物ノ業務ヲ停止スルヲ以テ至當ナリト認ムル非常ノ場合ニ於テハ一時其ノ全部又ハ一部ヲ停止スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ速ニ關係郵政廳ニ通知スヘシ至急ヲ要ルトキハ電信ニ依ル

第二十條 本條約ヲ改正セムトスルトキハ萬國郵便條約第二十五條ニ定ムル方式ニ準據スルモノトス







第四 價格表記ノ場合ニ於テハ小包ノ表面ニ「フランク」及「サンチム」若ハ送出国ノ貨幣ヲ以テ其ノ價格ヲ表記スヘシ但シ假令證明アルモ之カ記載ハ重書又ハ塗抹スルヲ許サズ「フランク」以外ノ貨幣ヲ以テ其ノ金額ヲ表記スルトキハ送出人若ハ送出国郵政廳ニ於テ「フランク」ニ換算シ價格表記金額ヲ指示スル數字ノ側ニ若ハ其ノ下ニ數字ヲ以テ之カ相當額ヲ指示スヘシ

第五 流動物及溶解シ易キ物件ハ二重ノ器物ニ納メテ發送セサルヘカラス第二器物(蠟子、小蠟、蠟(箱等)ト第二器物(金屬性若ハ堅牢ナル木製ノ箱)トノ間ニハ成ルヘク空隙ヲ設ケ隙層、煉若ハ其ノ他吸水性ノ物件ヲ以テ之ヲ填充スヘシ

第六 第一項 各小包ニハ附録第二號及第三號離形ニ適合シ類似スル送狀及稅關告知書ヲ添附スヘシ諸郵政廳ハ各名宛地ニ對シ要スル稅關告知書ノ員數ヲ相互ニ通知ス

第二項 送出人ハ送狀ノ通知券面ニ其ノ小包ニ關スル通知文ヲ記入スルコトヲ得但シ發着兩國ノ法制上記入ヲ許ササルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三項 同送出人ヨリ發送シ同一ノ人ニ宛テタル普通小包ハ其ノ對三箇送ハ單ニ一葉ノ送狀及稅關告知書ニ紙綴セサル限リ一葉ノ稅關告知書ヲ添附スルコトヲ得但シ此ノ規定ハ代金引換小包ニ適用ス

第七 第一項 各小包及之ニ附屬スル送狀ニハ登記番號及送出国名ヲ記載スル附録第四號離形ニ適合シ類似スル番號票ヲ貼附スヘシ

第二項 右ノ外送狀ニハ其ノ表面ニ送出国ニ於テ送地名及送日附ヲ明示スル印章ヲ捺捺スルモノトス

第三項 各價格表記小包若ハ代金引換小包及之ニ附屬スル送狀ニハ羅馬字ヲ以テ「Vallet de de la Reçon」(Receit) (價格表記若ハ代金引換)ト記載スル赤色ノ票符ヲ貼附スヘシ

第四項 現時其ノ内國ノ制度ニ於テ票符ヲ使用セサル各郵政廳ハ便宜印章ノ捺捺ヲ以テ本條第一項及第三項ニ規定スル票符ニ代フルコトヲ得

第五項 特別配達人ヲ以テ配達スヘキ小包送狀ニ其ノ送狀ニハ「レヂミ」(別配達)ナル文字ヲ大書ノ送狀ニハ「レヂミ」(別配達)ナル文字ヲ大書

第八 第一項 輸入稅・徵收スルコトナク名宛人ニ配達スヘキ小包郵便物ニハ其ノ表面名宛ノ場所ト送狀トニ「Francoboni」(輸入稅ヲ徵收セス)ナル文字ヲ大書スル有彩色ノ票符ヲ貼附スヘシ

第二項 送立局ハ充分ニ輸入稅ヲ見積リ送出人ヨリ之ヲ徵收シ附録第五號離形ニ適合シ類似スル輸入稅前拂狀ヲ小包附屬式紙ニ添附ス名宛局ニ於テ其ノ小包ノ配達ヲ了リタルトキハ名宛人ヨリ取立ツヘキ金額ヲ明細ニ註輸入稅前拂狀ニ記入シ本規則第十四條ニ據リ再發小包ニ關シ定ムル手續ニ從ヒ送立局ハ其ノ金額ヲ貸越スヘシ

第三項 輸入稅前拂狀ハ名宛郵政廳及適合ニ依リ其介郵政廳ニ於テ其ノ金額ヲ貸越トシテ記入シタル目録ニ附著スヘシ

第九 第一項 境界相接スル諸國若ハ直接海邊ニ依リ互ニ連絡スル諸國ノ間ニ發着スル小包郵便物ハ關係郵政廳ノ指定スル郵便局間ニ交換セリルモノトス

第二項 一國若ハ數國ノ媒介ヲ要スヘキ諸國ノ間ニ於テ小包郵便物ハ關係郵政廳ノ協議決定セル線路ニ依リ之ヲ送達スヘシ關係郵政廳間ニ於テ直送小包目録ヲ添ヘ開示シタル行儀ニ從テハ箱ヲ以テ交換開始ノ約定ヲ「レヂミ」ナラズ

第十 第一項 通知書ヲ送立交換局(區送)ニ代金取立通知書ハ其ノ數ヲ多少ニ從テ一覽ニ若ハ箇箇ニ之ヲ小包目録ニ登記スルモノトス

第二項 小包到着ノ翌日ヨリ起算シ歐洲諸國ノ關係ニ於テハ七日間及ヒ歐洲内ノ諸國ト歐洲外ノ諸國トノ關係並ニ歐洲外諸國相互ノ關係ニ於テハ十五日間ニ受取人其ノ代金ヲ支拂ハサルトキハ小包目録ニ本規則第十四條第三項ニ規定スル手續ヲ不能配達ノモノトシテ取扱ハルモノトス

第十一 其ノ國ノ法令ニ依リ前號ノ留置期間ヲ延長スル必要アル諸郵政廳ニ於テハ二箇月迄之ヲ伸張スルコトヲ得

第十二 第一項 誤送ノ爲再發スヘキ小包郵便物ハ再發郵政廳ヨリ最速途ノ線路ニ依リ其ノ名宛地ニ送達スルモノトス若シ送出国郵政廳ニ送達スル爲ニ再發スル場合ニ於テハ送出国郵政廳ノ小包目録ニ記入シタル收得額ハ之ヲ取消シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤謬ノ原因ヲ再發交換局ニ通知シ小包目録ニ簡單ニ記入シテ返送ス又正當名宛地ニ再發スル場合ニ於テハ再發郵政廳ノ收得額ニシテ其ノ郵政廳ノ支拂スル再發ノ費用ヲ償フニ足リサルトキハ再發郵政廳ハ送立交換局ノ小包目録ニ記入シテ自體ノ收得額ヲ訂正シテ其ノ不足金額ヲ補フヘシ但シ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ送立交換局ニ通知スルモノトス

第十三 第一項 代金引換ノ金額ハ送出国ノ貨幣ヲ以テ小包ノ表面名宛ノ場所及送狀ニ記載スヘシ但シ證明スルモ重書又ハ塗抹スルヲ許サズ

第二項 代金引換ノ各小包ハ關係郵政廳間ニ反對ノ約定アルニテラサレハ本規則附録第八號離形ニ適合シ類似スル通知書ヲ添附スヘシ

第三項 名宛局ニ於テ代金ヲ取立タルトキハ直チ

テ開議ニ依リ第一號介郵政廳(區送)スルモノトス

第十三 第一項 然レトモ小包郵便物ノ箇數多シテ兼介郵政廳ノ業務ヲ妨クル旨同局ヨリ申立アルトキハ附屬式紙ニ送立ツヘシ

第十四 關係郵政廳間ニ他ノ約定アルニテラサレハ容器ハ空ノ樽次便ニテ送立郵政廳ニ返還スヘシ

第十五 送立交換局ハ本規則附録第六號離形ニ適合スル小包目録ニ小包郵便物ノ事項ヲ式ノ如ク詳細ニ記入シ送狀・稅關告知書並ニ第五號及第八號ノ式紙及到送附添附スヘシ

第十六 第一項 到送附請求ノ小包郵便物ハ送立局ニ於テ「[Avis de réception]」(到送附)ナル文字ヲ明瞭ニ鮮書シ若ハ「R」ナル文字ヲ記載スル印章ヲ捺捺スヘシ

第二項 到送附ノ式紙ハ送立局ニ於テ若ハ送立郵政廳ノ指定セル他ノ郵便局ニ於テ調製スルモノトス

第三項 若シ其ノ到送附名宛局ニ到着セサルトキハ同局ニ於テ新タニ到送附ヲ調製ス

第四項 到送附ノ式紙ハ佛蘭西語ニテ記載シ若ハ同語ノ譯文字ヲ下ニ附記スヘシ

第五項 名宛局ニ於テ前項ノ式紙ニ式ノ如ク記入シタル後ハ之ヲ直接ニ若ハ交換局ヲ經由シテ送立局ヘ返送シ送立局ハ小包ノ送出人ニ送付ス

第六項 送出人小包郵便物ヲ送付シタル後其ノ到送附ヲ請求スルトキハ送立局ヘ到送附ノ式紙ニ詳細ニ小包ノ事項(送立局名、送付日、番號名、宛)ヲ記載ス

第十七 第一項 送立交換局ニ於テ小包目録ヲ受取りタルトキハ之ニ記入アル小包郵便物及各種ノ式紙類ヲ點檢シ若シ不足アルカ又ハ違例ノ廉アルトキハ本規則附録第七號離形ノ點檢狀ヲ以テ之ヲ照會シ又價格表記小包郵便物ニ關シテハ價格表記信書及箱物交換約定施行細則第九條ノ規定ニ準據スヘシ

第十八 第一項 容積、寸尺及重量ニ關シ重大ナラサル相違ハ單ニ點檢狀ヲ以テ之ヲ通知スルモノトス

第二項 料金支拂ノ計算ニ相違アルトキハ點檢狀ヲ以テ送立局ニ照會シ承認濟ノ點檢狀ハ關係小包目録ニ添附スヘシ關係書類ニ依リ證明スルニテラサレハ其ノ訂正ハ無効トス

第十九 第一項 送立交換局ニ於テ小包郵便物ハ再發郵政廳ヨリ最速途ノ線路ニ依リ其ノ名宛地ニ送達スルモノトス若シ送出国郵政廳ニ送達スル爲ニ再發スル場合ニ於テハ送出国郵政廳ノ小包目録ニ記入シタル收得額ハ之ヲ取消シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤謬ノ原因ヲ再發交換局ニ通知シ小包目録ニ簡單ニ記入シテ返送ス又正當名宛地ニ再發スル場合ニ於テハ再發郵政廳ノ收得額ニシテ其ノ郵政廳ノ支拂スル再發ノ費用ヲ償フニ足リサルトキハ再發郵政廳ハ送立交換局ノ小包目録ニ記入シテ自體ノ收得額ヲ訂正シテ其ノ不足金額ヲ補フヘシ但シ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ送立交換局ニ通知スルモノトス

第二十 第一項 輸入稅・徵收スルコトナク名宛人ニ配達スヘキ小包郵便物ニハ其ノ表面名宛ノ場所ト送狀トニ「Francoboni」(輸入稅ヲ徵收セス)ナル文字ヲ大書スル有彩色ノ票符ヲ貼附スヘシ

第二項 送立局ハ充分ニ輸入稅ヲ見積リ送出人ヨリ之ヲ徵收シ附録第五號離形ニ適合シ類似スル輸入稅前拂狀ヲ小包附屬式紙ニ添附ス名宛局ニ於テ其ノ小包ノ配達ヲ了リタルトキハ名宛人ヨリ取立ツヘキ金額ヲ明細ニ註輸入稅前拂狀ニ記入シ本規則第十四條ニ據リ再發小包ニ關シ定ムル手續ニ從ヒ送立局ハ其ノ金額ヲ貸越スヘシ

第三項 輸入稅前拂狀ハ名宛郵政廳及適合ニ依リ其介郵政廳ニ於テ其ノ金額ヲ貸越トシテ記入シタル目録ニ附著スヘシ

第二十一 此ノ通知書ヲ送立交換局(區送)ニ代金取立通知書ハ其ノ數ヲ多少ニ從テ一覽ニ若ハ箇箇ニ之ヲ小包目録ニ登記スルモノトス

第二十二 小包到着ノ翌日ヨリ起算シ歐洲諸國ノ關係ニ於テハ七日間及ヒ歐洲内ノ諸國ト歐洲外ノ諸國トノ關係並ニ歐洲外諸國相互ノ關係ニ於テハ十五日間ニ受取人其ノ代金ヲ支拂ハサルトキハ小包目録ニ本規則第十四條第三項ニ規定スル手續ヲ不能配達ノモノトシテ取扱ハルモノトス

第二十三 其ノ國ノ法令ニ依リ前號ノ留置期間ヲ延長スル必要アル諸郵政廳ニ於テハ二箇月迄之ヲ伸張スルコトヲ得

第二十四 第一項 誤送ノ爲再發スヘキ小包郵便物ハ再發郵政廳ヨリ最速途ノ線路ニ依リ其ノ名宛地ニ送達スルモノトス若シ送出国郵政廳ニ送達スル爲ニ再發スル場合ニ於テハ送出国郵政廳ノ小包目録ニ記入シタル收得額ハ之ヲ取消シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤謬ノ原因ヲ再發交換局ニ通知シ小包目録ニ簡單ニ記入シテ返送ス又正當名宛地ニ再發スル場合ニ於テハ再發郵政廳ノ收得額ニシテ其ノ郵政廳ノ支拂スル再發ノ費用ヲ償フニ足リサルトキハ再發郵政廳ハ送立交換局ノ小包目録ニ記入シテ自體ノ收得額ヲ訂正シテ其ノ不足金額ヲ補フヘシ但シ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ送立交換局ニ通知スルモノトス

包郵便物ニ付テハ配送郵政廳ニ於テ自願、再發郵政廳及媒介郵政廳アルトキハ其ノ各媒介郵政廳ノ收得スヘキ郵便料ヲ名宛人ヨリ徴收スルモトス

再發郵政廳ハ自願ノ收得スヘキ郵便料ヲ媒介郵政廳若ハ新名宛國ノ郵政廳ニ貸越スモノトス若シ再發國ト新名宛國ト境界相接セサル場合ニ於テハ再發小包郵便物ヲ受取リタル第一媒介郵政廳ハ自願及再發郵政廳ノ收得スヘキ郵便料ヲ其ノ小包郵便物ヲ交付スル郵政廳ニ貸越シ同額若シ又單一媒介郵政廳ニ過キサルトキハ前媒介郵政廳ニ自願ノ收得スヘキ郵便料ヲ合算シ次ノ郵政廳ニ貸越スヘシ順次此ノ如クニシテ該小包郵便物ヲ配送郵政廳ニ到着スル迄其ノ運送ニ干與スル各郵政廳ハ以上ノ手續ヲ履行スルモノトス

然レトモ再發小包郵便物ニ對シ再發ノ際其ノ再發郵便料ヲ納付スルトキハ該小包郵便物ハ再發國ヨリ直接ニ名宛國ニ名宛シタルモノトシテ取扱ヒ何等ノ郵便料ヲ名宛人ヨリ徴收スルコトナク直チニ之ヲ配送スルモノトス

第三項 配送シ能ハサル小包ハ差出人ヨリ申込書(附録第九號雜形)ヲ以テ即時返還方又ハ他ノ名宛人ニ交付方ヲ請求セザルトキハ成ルヘク速ニ其ノ處分方ヲ差出人ニ問合スヘシ該申込書ハ名宛國ニ於テ得ヘキ國語ヲ以テ記載シ(必要アルトキハ其ノ字下ニ差出國ノ國語ノ譯文ヲ附記シ)送狀並ニ小包ニ添付スヘシ

不能配送小包ノ差出人ハ左ノ事項ヲ請求スルコト不得

甲 該小包ヲ直チニ返還スルコト  
乙 該小包ヲ他ノ名宛人ニ配送又ハ最初ノ名宛人若ハ他人ニ交付ノ爲他ノ名宛地ニ再

發スルコト  
最初ノ名宛人ニ再度ノ通知ヲ送達スルコト

事由ノ如何ヲ問ハス名宛人ニ配送シ能ハサル小包郵便物ハ其ノ差出人ニ處分方ヲ問合セ差却スヘキモノナルトキハ名宛國郵政廳ハ之ヲ返還スル内地ノ法令ニ據リ處分ス

此ノ問合書ハ名宛局及差立局間ニ直接ニ受授スルモノトス然レトモ各郵政廳ハ此ノ事務ニ關スル問合書ハ之ヲ郵政廳若ハ特定局へ宛送シシムルコトヲ請求スルコト不得

問合書ヲ發送シタル後二箇月ノ期間内ニ名宛局ニ於テ何等ノ回報ヲ受領セザルトキハ差立局ニ該小包ヲ返還スヘシ但シ此ノ期間ハ露西亞及歐洲以外ノ諸國ニ在ラハ六箇月トス新名宛ニ寄附シ能ハサル小包ハ差出人カ第一處分方ノ外第二臨時處分方(他ノ名宛へ配送、差却等)ヲ併セ申出タル場合ニテアラバ亦返送セザルモノトス

然レトモ續續又ハ腐敗ノ虞アル物件ヲ送達者ハ返還ノ場合ニ於テ其ノ運送途中ト雖モ權利者ノ爲豫告若ハ法律上ノ手續ヲ經テ直チニ賣却スルコトヲ得理由ノ如何ヲ問ハズ賣却シ能ハサルトキハ賣却又ハ腐敗シタル物件ハ之ヲ賣却スル其ノ賣却金額ニ付テハ賣却ノ事實ヲ作製スルモノトス

其ノ調査ハ送狀ト共ニ差立局へ送付スヘシ賣却金額ヲ以テ先ツ其ノ小包ノ費用ニ充テ尙過剩アルニ於テハ該小包ニ對シ發送費ヲ負擔スル差出人ニ交付スル爲差立局へ送還スルモノトス若シ其ノ賣却金額ニシテ該費用ヲ償フニ足ラサルトキハ其ノ不足額ハ差出郵政廳ヨリ請求ニ

依テ差出人ニ於テ支拂フモノトス  
差出人ニ還付スヘキ小包ハ小包目録ニ登記シ且其ノ附註欄ニ「Return」(不能配送)ノ文字ヲ記入スルモノトス該小包ハ名宛人居所移轉ノ故ヲ以テ再發スルモノト同様ニ取扱ヒ郵便料ヲ徴收スルモノトス

第四項 小包ノ名宛人ニシテ本條約ニ加盟セザル國へ居所ヲ移轉シ第一名宛郵政廳ニ於テ轉送ノ途ナキトキハ不能配送ノモノトシテ取扱フヘシ

第五項 小包郵便物ハ交換條約第十二條ニ記載スル禁制品ヲ包有ル小包ヲ取扱中發見スルトキハ本條第一項ニ定ムル手續ニ依リ其ノ運送ニ差立交換局ニ返送スルモノトス

第十九條  
第一項 小包郵便物取調ノ請求ニ關シテハ本規則附録第十二號雜形ニ適合若ハ類似セル式紙ヲ使用ス差出國郵政廳ハ次ノ郵政廳ニ該小包郵便物ヲ運送セシメ時ヲ其ノ式紙ニ記載シ直接ニ名宛郵政廳へ送付スヘシ

第二項 名宛郵政廳ニ於テ請求ニ保ル小包郵便物ノ運送ニ關シテ確實ナル事項ヲ通報シ得ル場合ニ於テハ該式紙ニ相當事項ヲ記載シタル後差出國郵政廳ニ之ヲ送還スヘシ

第三項 數國ノ間畫續ニ保ル小包郵便物ニシテ名宛國ノ管掌中ニ於テ直チニ其ノ運送ヲ證明シ能ハサルトキハ名宛郵政廳ハ該式紙ヲ第一媒介郵政廳へ送付ス其ノ郵政廳ハ該郵便物ヲ次ノ郵政廳ニ運送セシメ詳細ノ事項ヲ記載シタル後其ノ式紙ヲ次ノ郵政廳ニ送付ス此ノ如ク手續ヲ以テ請求ニ保ル小包郵便物ノ運送ヲ繼續シ得ル迄之ヲ繼續ス該小包郵便物ヲ名宛人ニ配送セシ郵政廳又ハ配送者ハ他ノ郵政廳へ正ニ運送セ

シコトヲ證明シ能ハサル郵政廳ハ其ノ旨ヲ式紙ニ記載シ差出國郵政廳ニ返送スヘシ

第四項 第十二號式紙ハ佛蘭西國語ヲ以テ記載シ若ハ同語ノ譯文ヲ字下ニ附記スヘシ其ノ式紙ハ別ニ書面ヲ添ヘテ封皮ニ納メ封緘シ成ルヘク書留ノ手續ヲ爲シテ發送スヘシ各郵政廳ハ萬國郵便聯合總局ニ通知ノ上郵政廳若ハ特ニ指定シタル郵便局又ハ直接ニ名宛國へ宛或ハ各郵政廳ニシテ單ニ媒介ノ資格ヲ有スルトキハ其ノ小包郵便物ヲ發送シタル交換局へ宛其ノ事務ニ關スル請求書ヲ送付ヲ要求スルコト不得

第十六條  
小包郵便物ノ取戻及名宛變更ニ關スル請求ハ萬國郵便條約施行細則第二十九條ニ定ムル規定及手續ニ準據シテ取扱フモノトス

第十七條  
第一項 各郵政廳ハ毎月其ノ所轄ノ各交換局ヲシテ他ノ同一郵政廳所轄ノ諸交換局ヨリ受取リタル小包郵便物ニ對シ各小包目録ニ記入シアル金額ニ依リ月次貸借表ヲ本規則附録第十號雜形ニ從テ調製シシメ差立郵政廳ニ於テ徴收シタル郵便料ノ内自願ノ收得分及關係郵政廳アルトキハ其ノ收得分ヲ貸分ニ又再發及不能配送小包ニ對シシ名宛人ヨリ徴收スヘキ郵便料ノ内再發郵政廳及媒介郵政廳ノ收得分ヲ借分ニ記載セシムルモノトス

第二項 前項ノ郵政廳ハ第十號月次貸借表ニ基キ更ニ本規則附録第十一號雜形ノ簡明計算書ヲ調製シ自願ニ於テ取立タル金額ノ二百分ノ一ヲ其ノ貸分ニ附加ス

第三項 簡明計算書ハ月次貸借表、小包目録及點檢狀アルトキハ其ノ點檢狀ヲ添付シ其ノ計算ノ

翌月中ニ關係郵政廳ニ送付シ之カ檢査ニ供スヘシ  
合計金額ハ訂正スヘカラス誤謬アルコトヲ發見スルトキハ誤謬表ヲ調製スヘシ

第四項 此ノ計算書ハ雙方ニ於テ審査承認ノ上貸越郵政廳ニ於テ第三箇月ノ總計算書ニ登記スルモノトス

然レトモ關係郵政廳ハ總計算書ヲ六箇月若ハ一箇年毎ニ調製スル爲相互ニ協議スルコト不得

第五項 兩郵政廳間ノ差引計算ヨリ生ズル差額ハ借越郵政廳ヨリ正貨「フランク」ヲ以テ若ハ貸越國ノ首府又ハ貿易地へ振宛タル銀行爲替ヲ以テ貸越郵政廳ニ支拂フヘシ右支拂ニ關スル經費ハ借越郵政廳ノ負擔トス此ノ爲替ハ借越郵政廳ニ於テ割引費用ヲ負擔スルトキハ便宜他國へ宛振出ストコト不得

第六項 總計算書ノ調製、送達及支拂ハ成ルヘク速ニ之ヲナスヘシ運送ノ後三箇月ヲ經過スヘカラス此ノ期間經過ノ後ハ甲國ヨリ乙國へ支拂フヘキ金額ニ付經過ノ日ヨリ起算シ年百分ノ五ノ割合ヲ以テ利子ヲ附ス

第七項 然リト雖モ關係郵政廳ハ協議ノ上本條規定以外ノ方法ヲ採用スルコト不得

第十八條  
第一項 諸郵政廳ハ運送條約實施ノ三箇月前ニ萬國郵便聯合總局ヲ經由シ左ノ條件ヲ相互ニ通知スヘシ

甲 重量ノ制限、價格表記、取扱ニ困難ナル小包、代金引換、稅關告知書一葉ノ添付ニテ足ル小包ノ員數及送狀ニ通信文記載ノ許否ニ關スル決定

乙 若シ必要アルトキハ本規則第三條第二項

ニ規定スル凡及管轄ノ制限  
小包郵便物交換條約第九條及本規則第一條ニ據リ繪圖各國ニ保ル小包郵便物ニ對シ自願ニ於テ徴收スヘキ郵便料

小包郵便物ノ事務ヲ取扱フ局名又ハ地名  
小包郵便物ノ運送ニ適用スヘキ内地法律規則中ノ規定ヲ英、佛若ハ國ノ國語ニテ記載セル後

第二項 前項ニ記載スル五條件ニ將來變更アルトキハ之ト同一ノ手續ヲ以テ速ニ之ヲ通知スヘシ

第十九條  
第一項 繪圖各國ノ郵政廳ハ萬國郵便條約第二十條ニ記載スル大會議ノ時期ニ至ラザルモ萬國郵便聯合總局ヲ經由シ本規則ノ條約ニ關スル發議ヲ其ノ他ノ郵政廳へ提出スルノ權利ヲ有ス

第二項 總計算書ハ萬國郵便條約施行細則第四十一條ニ定ムル手續ニ準據スヘシ

第三項 發議ハ左ノ同意ヲ得ルニアラザラハ實施スルコト不得

甲 本規則ニ新條款ヲ追加シ或ハ本條若ハ第二十條ノ諸條款ヲ修正セムトスルトキハ投票國全體ノ同意

乙 第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條及第十四條ノ諸條款ヲ修正セムトスルトキハ投票國三分ノ二以上ノ同意

丙 其ノ他ノ條款ヲ修正セムトスルトキハ本規則ノ諸條款ノ解釋ニ關スルトキハ單ニ過半數ノ同意但シ萬國郵便條約第二十條ノ爭端ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在



輸入税ノ細目

合計	金額
----	----

名宛局印

交換局へ返送ス  
 (一) 差出郵便名ヲ記スヘシ  
 差出 國  
 及 間ノ事務

第六號 交換局ヨリ 交換局へ發送セル小包目録  
 千八百九十一年 月 日 午後 時 分 發 (第 便)  
 千八百九十一年 月 日 午後 時 分 發

番號	局名	員數	價目	附註
一	...	...	...	...
二	...	...	...	...
三	...	...	...	...
四	...	...	...	...
五	...	...	...	...
六	...	...	...	...
七	...	...	...	...
八	...	...	...	...
九	...	...	...	...
十	...	...	...	...
十一	...	...	...	...
十二	...	...	...	...
十三	...	...	...	...
合計	...	...	...	...

番號	局名	員數	價目	附註
一	...	...	...	...
二	...	...	...	...
三	...	...	...	...
四	...	...	...	...
五	...	...	...	...
六	...	...	...	...
七	...	...	...	...
八	...	...	...	...
九	...	...	...	...
十	...	...	...	...
十一	...	...	...	...
十二	...	...	...	...
十三	...	...	...	...
合計	...	...	...	...

第七號 郵政廳  
 小包郵便事務  
 名宛局吏員姓名  
 日附印

交換局ヨリ 交換局宛發送セル小包ニ付檢見セシ諸般ノ  
 誤謬及違例ヲ訂正證明スルノ用ニ供スル點檢狀  
 千八百九十一年 月 日 發

番號	局名	氏名住所	收得者宛局	附註
一	...	...	...	...
二	...	...	...	...
三	...	...	...	...
四	...	...	...	...
五	...	...	...	...
六	...	...	...	...
七	...	...	...	...
八	...	...	...	...
九	...	...	...	...
十	...	...	...	...
合計	...	...	...	...

番號	局名	氏名住所	封入品	調査表記
一	...	...	...	...
二	...	...	...	...
三	...	...	...	...
四	...	...	...	...
五	...	...	...	...
六	...	...	...	...
七	...	...	...	...
八	...	...	...	...
九	...	...	...	...
十	...	...	...	...
合計	...	...	...	...

破損ノ狀態及其ノ明白ナル原因其他ノ事由ヲ記載スヘシ  
 (日録ノ不著、包裝又ハ閉鎖ノ不完全等)  
 誤 謬

番號	局名	氏名住所	重量	收得者宛局
一	...	...	...	...
二	...	...	...	...
三	...	...	...	...
四	...	...	...	...
五	...	...	...	...
六	...	...	...	...
七	...	...	...	...
八	...	...	...	...
九	...	...	...	...
十	...	...	...	...
合計	...	...	...	...

第八號 差出 國  
 代金取立通知書  
 本日 於テ 宛發送セル「フランク」ニ「サンチ  
 ム」代金引換券ニ號小包郵便物ハ代金引換ニテ名宛人ニ交付相成候  
 證否何分ノ疑左ニ御記載相成度候也  
 年月日 日附印

第九號 差出 國  
 小包ノ返送又ハ他ノ名宛人へ交付方請求ノ用ニ供スル申込書  
 此ノ小包或ハ事故ニ依リ不能配達ノ場合ニ於テハ  
 (一) 左ニ器名スル差出人ノ危險ニ於テ速ニ御返送相成度  
 (二) 何誰ニ御交付相成度  
 右希望致候也  
 差出人(氏名家號及住所)  
 (一) (二) 差出人ハ各々不用ノ分ハ白ラ檢抹スヘシ

第十號 郵政廳  
 郵政廳所轄交換局ヨリ 郵政廳所轄交換局へ送達セシ小包郵便  
 物ニ對スル郵便料月次貸借表  
 千八百九十一年 月 分

第十九號 通信 第一章 郵便 第二款 外國郵便

小包目録	日附	目録	目録
一	...	...	...
二	...	...	...
三	...	...	...
四	...	...	...
五	...	...	...
六	...	...	...
七	...	...	...
八	...	...	...
九	...	...	...
十	...	...	...
合計	...	...	...

第十一號 郵政廳  
 交換局ヨリ 交換局へ宛タル小包郵便物ニ對スル月次  
 名宛交換局印  
 名宛交換局長姓名















蘭領ギブス (シニリナ)		白 露		波 斯		其他ノ各地		葡萄牙本國		マアール島		アゾール島	
獨逸經由	佛國經由	英國經由	佛國經由	伊國經由	英國經由	佛國經由	伊國經由	英國經由	佛國經由	伊國經由	英國經由	佛國經由	伊國經由
船、獨逸、和	船、佛國、英	船、英、獨	船、佛國、英	船、伊國、音	船、英、獨	船、佛國、英	船、伊國、佛	船、英、獨	船、佛國、英	船、伊國、佛	船、英、獨	船、佛國、英	船、伊國、佛
二・八〇	二・六〇	一・六〇	三・〇〇	三・〇〇	二・七六	三・六〇	三・七	二・八〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
二・八〇	二・六〇	一・六〇	三・〇〇	三・〇〇	二・七六	三・六〇	三・七	二・八〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可
許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可	許可
此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ

葡領印度		モザンビーク		所屬地	
英國經由	佛國經由	英國經由	佛國經由	英國經由	佛國經由
船、英、獨	船、佛國、英	船、英、獨	船、佛國、英	船、英、獨	船、佛國、英
一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇	一・二〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
三	三	三	三	三	三
許可	許可	許可	許可	許可	許可
許可	許可	許可	許可	許可	許可
此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ	此種ノ各埠間ハ







英國殖民地及在外國英國郵政局 (イ) 歐羅巴	シブラルタル	イギリス	イギリス	イギリス	イギリス	イギリス	イギリス	イギリス	イギリス
英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英
1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

ロイアンア及ベチエニア及インド保護國	ナ (イ) 亞米利加	東部亞非利加 (イ) 亞米利加	モリス島	セイシエル諸島	中央亞非利加保護國	ソマリランド	(イ) 亞米利加
英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英	英國經由加船、英國、英
1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700
...	...	...	...	...	...	...	...



目的地	船名	經由	開行日期	船費	備註
英領印度	加船	英國、英	10月	200	
英領西印度	加船	英國、英	10月	200	
英領北ボルネオ	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄、日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	海峽殖民地	10月	200	
錫蘭	佛船	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
海峽會社	佛船	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英領印度	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
埃及	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	埃及、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英國	加船	英國、英	10月	200	
英領新銀奈	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	

目的地	船名	經由	開行日期	船費	備註
新西蘭	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英領印度	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英領西印度	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英領北ボルネオ	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
錫蘭	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
海峽會社	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英領印度	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
埃及	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	埃及、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	
英國	加船	英國、英	10月	200	
英領新銀奈	日、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	印度、佛、英、荷、美、德、法、意、俄	10月	200	

パラゲ		英國經由		佛國經由		伊國經由	
英國經由	佛國經由	伊國經由	英國經由	佛國經由	伊國經由	英國經由	佛國經由
三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇
一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八	一八八
三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇

第二 特殊取扱料金ノ部		取戻及名宛變更	
種別	料金	外國へ差立後ニシテ郵便ニ依ルモノ	外國へ差立後ニシテ電信ニ依ルモノ
一 函ニ付	〇・〇〇	一 函ニ付	〇・〇〇
二 函ニ付	〇・〇〇	二 函ニ付	〇・〇〇
三 函ニ付	〇・〇〇	三 函ニ付	〇・〇〇
四 函ニ付	〇・〇〇	四 函ニ付	〇・〇〇
五 函ニ付	〇・〇〇	五 函ニ付	〇・〇〇
六 函ニ付	〇・〇〇	六 函ニ付	〇・〇〇
七 函ニ付	〇・〇〇	七 函ニ付	〇・〇〇
八 函ニ付	〇・〇〇	八 函ニ付	〇・〇〇
九 函ニ付	〇・〇〇	九 函ニ付	〇・〇〇
十 函ニ付	〇・〇〇	十 函ニ付	〇・〇〇

● 清韓小包郵便規則

明治三十三年九月十一日  
 逓信省令第五十六號  
 修正 三十五年第五號 三十六年第三九號 三十七年第一號  
 第三十八年第五號

清韓小包郵便規則左ノ通相定ム

第一條 日本、清、韓三國相互間並ニ清、韓各國內ニ發着スル小包郵便物ニハ本規則並ニ明治三十三年逓信省令第四十二號郵便規則中本規則ニ抵觸セザル規定ヲ適用ス

第二條 郵便規則ニ掲ケル郵便禁制品ノ外關稅定率法其ノ他ノ法令並ニ條約ニ依リテ輸出輸入ヲ禁シタル物品ヲ清韓小包郵便禁制品トス

第三條 日本、清、韓三國相互間ニ發着スル小包郵便物ノ料金ハ左ノ如シ

二百匁 四百匁 六百匁 九百匁 一貫三百匁 一貫五百匁 一貫七百匁 一貫九百匁 一貫一千二百匁 一貫一千五百匁 一貫一千七百匁 一貫二千匁 一貫二千三百匁 一貫二千五百匁 一貫二千七百匁 一貫三千匁 一貫三千三百匁 一貫三千五百匁 一貫三千七百匁 一貫四千匁 一貫四千三百匁 一貫四千五百匁 一貫四千七百匁 一貫五千匁 一貫五千三百匁 一貫五千五百匁 一貫五千七百匁 一貫六千匁 一貫六千三百匁 一貫六千五百匁 一貫六千七百匁 一貫七千匁 一貫七千三百匁 一貫七千五百匁 一貫七千七百匁 一貫八千匁 一貫八千三百匁 一貫八千五百匁 一貫八千七百匁 一貫九千匁 一貫九千三百匁 一貫九千五百匁 一貫九千七百匁 一貫一千匁 一貫一千三百匁 一貫一千五百匁 一貫一千七百匁 一貫一千九百匁 一貫二千一百匁 一貫二千三百匁 一貫二千五百匁 一貫二千七百匁 一貫二千九百匁 一貫三千一百匁 一貫三千三百匁 一貫三千五百匁 一貫三千七百匁 一貫三千九百匁 一貫四千一百匁 一貫四千三百匁 一貫四千五百匁 一貫四千七百匁 一貫四千九百匁 一貫五千一百匁 一貫五千三百匁 一貫五千五百匁 一貫五千七百匁 一貫五千九百匁 一貫六千一百匁 一貫六千三百匁 一貫六千五百匁 一貫六千七百匁 一貫六千九百匁 一貫七千一百匁 一貫七千三百匁 一貫七千五百匁 一貫七千七百匁 一貫七千九百匁 一貫八千一百匁 一貫八千三百匁 一貫八千五百匁 一貫八千七百匁 一貫八千九百匁 一貫九千一百匁 一貫九千三百匁 一貫九千五百匁 一貫九千七百匁 一貫九千九百匁 一貫一千一百匁 一貫一千三百匁 一貫一千五百匁 一貫一千七百匁 一貫一千九百匁 一貫二千一百匁 一貫二千三百匁 一貫二千五百匁 一貫二千七百匁 一貫二千九百匁 一貫三千一百匁 一貫三千三百匁 一貫三千五百匁 一貫三千七百匁 一貫三千九百匁 一貫四千一百匁 一貫四千三百匁 一貫四千五百匁 一貫四千七百匁 一貫四千九百匁 一貫五千一百匁 一貫五千三百匁 一貫五千五百匁 一貫五千七百匁 一貫五千九百匁 一貫六千一百匁 一貫六千三百匁 一貫六千五百匁 一貫六千七百匁 一貫六千九百匁 一貫七千一百匁 一貫七千三百匁 一貫七千五百匁 一貫七千七百匁 一貫七千九百匁 一貫八千一百匁 一貫八千三百匁 一貫八千五百匁 一貫八千七百匁 一貫八千九百匁 一貫九千一百匁 一貫九千三百匁 一貫九千五百匁 一貫九千七百匁 一貫九千九百匁

第四條 小包郵便物ノ差出人ハ其ノ保有品ノ品名數量及價格ヲ送票中ニ記載スヘシ但シ日本、清、韓三國相互間ニ發着スル小包郵便物ニハ送票中ニ記載スヘシ

第五條 清國及韓國ニ於ケル小包郵便物ノ配達及別配達ノ所在日本郵便局所ニ於テ郵便物ノ配達ヲ施行スル地ニ宛タルモノニ限リテ之ヲ施行ス其ノ以外ノ地ニ宛タルモノハ總テ之ヲ到著郵便局所ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス

第六條 清國若ハ韓國發日本へ到著ノ小包郵便物

第七條 前條ノ小包郵便物ノ保有品カ關稅定率法、稅關法若ハ其ノ他ノ法令ニ依リ關稅ヲ免除セラレヘキモノナル場合ニ於テ受取人カ其ノ免除ヲ得ントスルトキハ直ニ稅關ニ申立且其ノ事由ヲ郵便局所ニ申出ヘシ

第八條 第六條ノ郵便物留置期間ノ經過ハ同條第ニ項ノ場合ニ於テハ異議ノ判定若ハ裁斷ノ裁決ヲ得ルマテ又第七條ノ場合ニ於テハ關稅免除許否ノ通知ヲ得ルマテ之ヲ申出ス

第九條 日本若ハ清國發韓國へ到著ノ小包郵便物カ韓國稅關ニ於テ輸入稅課スヘキモノナルトキハ其ノ郵便物ヲ郵便局所ニ留置キ其ノ通知書ヲ受取人ニ送付ス受取人ハ通知書ノ日附ヨリ三十日以内ニ通知書ニ記セタル添付金ヲ添へテ之ヲ郵便局所ニ送付ス

第十條 輸入稅ノ納付ヲ經テ韓國ニ輸入シタル小包郵便物ヲ韓國品ニ關シテ條約ニ規定スル期間ニ再輸出スル場合ニ於テハ其ノ既納稅ノ拂戻ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル請求書ヲ郵便局所ニ送付スヘシ但シ此ノ場合ニ於ケル小包郵便物ハ決シテ開披ヲ經ス且其ノ包裝及封緘ノ原形ヲ維持スルヲ要ス

第十一條 韓國ヨリ日本若ハ清國へ宛ル小包郵便物ヲ輸出ストキハ郵便局所ニ於テ其ノ郵便物保有品ノ價格ノ百分ノ五ニ當ル金額ヲ輸出稅トシテ韓國稅關ニ代リ徵收ス

第十二條 輸出稅ノ納付ヲ經テ韓國ヨリ輸出シタル小包郵便物ヲ受取人ニ交付スル能ハサル爲メ韓國ニ於ケル差出人ニ還付スル場合ニ於テハ郵便局所ハ韓國稅關ヨリ既納稅金ノ拂戻ヲ受ケテ之ヲ其ノ差出人ニ交付ス但シ此ノ場合ニ於ケル郵便物ハ決シテ開披ヲ經ス且其ノ包裝及封緘ノ原形ヲ維持スルヲ要ス

第十三條 韓國政府ノ特許ヲ要スル物品ヲ小包郵便物トシテ韓國ヨリ日本若ハ清國へ差出ストキハ其ノ特許證ノ原本ヲ添付スヘシ若シ之カ添付ナキモノヲ郵便局所ニ於テ發見スルトキハ其ノ韓國ヨリ輸出前ニ保ルモノハ之ヲ差出人ニ還付シ又輸出後ニ保ルモノハ之ヲ韓國稅關ニ交付シ其ノ事由ヲ差出人ニ通知ス

第十四條 郵便物カ韓國稅關ヨリ郵便局所ニ還付セラレタル場合ニ於テハ之ヲ差出人ニ還付ス

第十三條ノ二 日本若ハ他國發着國へ到者ノ小包郵便物若ハ清國内ヨリ發着清國內へ到者ノ小包郵便物カ清國稅關ニ於テ輸入税ノ課スヘキモノナルトキハ之ヲ郵便局所ニ留置シ其ノ通知書ヲ受取人ニ送付ス受取人ハ通知書ノ日附ヨリ三十日以内ニ通知書ニ税金ヲ添へ之ヲ郵便局所ニ送付スヘシ但シ受取人ヨリ直接ニ税金ヲ納付シ納付シ通關認許書ヲ受ケタル後之ヲ郵便局所ニ送付スモ妨ケナシトス

受取人前項ノ規定ヲ履行セザルトキハ該郵便物ハ之ヲ送出人ニ還付ス

第一項ノ輸入税ハ其ノ金額カ清貨半額ニ滿タザルトキハ之カ徵收ヲ免除セラルルモノトス

第十三條ノ三 輸入税ノ納付ヲ經テ清國へ輸入シタル小包郵便物ヲ普通商品ニ關シテ清國稅關ニ規定スル期間内ニ再輸出スル場合ニ於テ其ノ既納關稅ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル請求書ヲ郵便局所ニ又前條第一項但書ニ關スルモノニ付テハ直接ニ清國稅關ニ差出スヘシ但シ何レノ場合ニ於テモ小包郵便物ハ決シテ開封ヲ經ス且其ノ包裝及封緘ノ原形ノ儘ナルヲ要ス

第十三條ノ四 清國ヨリ日本若ハ他國へ發着ノ小包郵便物若ハ清國內ヨリ清國內へ發着ノ小包郵便物カ清國稅關ニ於テ輸出税ノ課スヘキモノナルトキハ之ヲ郵便局所ニ留置シ其ノ通知書ヲ送出人ニ送付ス送出人ハ通知書ノ日附ヨリ十日以内ニ通知書ニ税金ヲ添へ之ヲ郵便局所ニ差出スヘシ送出人此ノ規定ヲ履行セザルトキハ該郵便物ハ之ヲ還付ス

送出人ハ其ノ差出サムトスル小包郵便物ヲ稅關ニ差出シ通關認許書ヲ受ケタル後之ヲ添附

シテ郵便局所ニ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ手續ヲ要セズ

第一項ノ輸出税ハ其ノ金額カ清貨半額ニ滿タザルトキハ之カ徵收ヲ免除セラルルモノトス

第十三條ノ五 輸出税ノ納付ヲ經テ清國ヨリ輸出シタル小包郵便物ヲ受取人ニ交付スル場合ニ於テハ清國ニ於ケル差出人ニ還付スル場合ニ於テハ郵便局所ハ清國稅關ヨリ既納税金ノ拂戻ヲ受ケ之ヲ其ノ差出人ニ交付ス前條第二項ニ關スルモノニ付テハ差出人ヨリ直接ニ清國稅關ニ申出シヘシ但シ何レノ場合ニ於テモ郵便物ハ決シテ開封ヲ經ス且其ノ包裝及封緘ノ原形ノ儘ナルヲ要ス

第十四條 日本、清、韓三國相互間ニ於テ小包郵便物ヲ還付又ハ轉送スルトキハ更ニ第三條ノ郵便料ヲ徵收ス

小包郵便物ノ還付又ハ轉送ノ爲關稅若ハ内國稅ヲ課スヘキ場合ニ於テハ其ノ輸出税ハ差出人又ハ輸入税若ハ内國稅ノ受取人ヨリ之ヲ徵收ス

第十五條 日韓間發着小包郵便物ノ電信ニ依リ取戻請求ニ關スル料金ハ金一圓二十錢トシ同名宛地間位ニ清國ト日本、韓國ト間ニ發着スル小包郵便物ノ取戻若ハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若ハ金額變更ニ關スル請求ノ電信ニ依ルコトヲ得ス

第十六條 清、韓國ノ郵便局所ニ差出シタル小包郵便物ニ關スル損害ノ賠償ハ其ノ差出郵便局所ニ請求スヘシ但シ郵便受取所ニ差出シタルモノニ付テハ該受取所ヲ管轄スル局所ニ請求スヘシ

第十七條 本規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年三月通信省告示第九十七號ハ之ヲ廢止ス

明治三十九年九月一日  
通信省告示第四十六號  
實分ノ内本邦發着清國(支那)宛、滿洲發着日本宛若ハ滿洲内發着ノ小包郵便物ニ付テハ明治三十三年九月通信省告示第五十六號清國小包郵便規則第四條ノ規定ヲ適用セズ

●香港及在清國香港郵便局ヨリ輸入小包郵便物検査並受取方  
明治三十一年六月十三日  
通信省告示第九號  
香港及在清國各地香港郵便局ヨリ小包郵便物ニ依リ輸入スル物品ハ來七月一日ヨリ凡テ上陸地稅關ニ於テ開封検査ス

有稅品ヲ包含スル小包郵便物ノ受取人ハ其郵便物ニ對シ賦課セル輸入税ヲ納付スルニアラサレハ之ヲ受取ルヲ得ス此場合ニ於テ郵便物ハ總テ差立地へ返送スヘシ

●露西亞宛小包郵便物ニ添付ノ稅關告知書記載方  
明治三十七年三月二十四日  
通信省告示第三二八號  
露西亞宛小包郵便物ニ添付スヘキ稅關告知書記載小包ノ價格、全體重量及正確重量ヲ式ノ如ク記入シタル上更ニ包含物件ノ種類別ニ其ノ品名、價格、正確重量及數量(正確重量)ヲ明細ニ記載スヘシ但シ其ノ價格ハ露國貨幣ニテ又ハ其ノ重量ハ「グラム」ニテ表示スルヲ要ス

●香港ト小包郵便物交換ニ關スル條約  
明治三十三年二月五日  
大政官布告第四號

本年一月ヨリ日本ト香港ト間ニ於テ外國郵便爲替並小包郵便送方法取開キ別紙ノ通關認許書長ト香港郵政總長ト條約相整候條此旨布告候事

日本ト香港ト間ニ郵便爲替方法實施スヘキ條約書(改正ニ付略ス)

日本ト香港ト間ニ小包郵便物實施スヘキ條約書

一日本ト香港ト間ニ小包郵便物實施スヘキ條約書取扱方ニ付テ左ノ條々ヲ結約ス

一日本ト香港ト間ニ小包郵便物ノ往來ハ東京、大阪、京都、橫濱、神戸、長崎、兩館、及ヒ新潟、又一方ニ於テハ香港(澳門ヲ簡メ)在清國ノ各英郵便局(海口、廣東、汕頭、廈門、福州、寧波、上海、漢江)並ニ「モイ、シンガポール、ペナン」及「マラッカ」ノ郵便局ノ間ニ郵便ニテ交換スヘシ而シテ小包ノ大サハ長サ二尺(二フイ一ト)幅厚サ各一尺(一フイ一ト)重量ハ六百目(五百目)ニ過クヘカラス郵便稅ハ寄留手數料ヲ額二百二十目(一ポンド)若シクハ其端數每二十錢(二十セント)トス且小包ノ表記ニ「信書封入無之」ト記載スルトキハ其全體ヲ密包スルヲ得ルト雖トモ差立局ノ郵便局長ハ之ヲ開キ視檢スルヲアルヘシ

一左ノ物品ハ運送ヲ許サス即チ充分安全ニ上包セサルカ或ハ破損シ易キ小包(紙匣類、玻璃流助

物、爆發貨物、早附木、藍靛、染貨物、水、魚類、藥物、野菜)其他何品ニ限ラズ郵便物ヲ損害スヘキ物、或ハ運送途中危險ヲ隱シ易キ物品トシ小包郵便ハ英國並ニ佛國ノ郵便船ヲ除クノ外郵便局於テ適當ノ便船ヲ選ビ運送スルモノトス且小包ノ數多分ニシテ他ノ郵便物ノ運送ニ差支ナ生スル場合ニ於テハ其運送ヲ延引スルコトアルヘシ但シ郵便局長何等ノ小包ニテモ其危險ヲ請合ハサルモノトス

此條約書ニ關シテ手記スルモノナリ  
明治三十二年十二月二十六日  
日本東京ニ於テ

郵政總長 前 島 密  
一千八百七十九年十二月十日  
香港ニ於テ

郵政總長 アルフレッド、リストル  
加那太郵政總長ト小包郵便交換  
約定

明治二十三年九月十日  
勅令總、選、大臣副署

朕帝國通信大臣ト英領加那太郵政總長ト間ニ小包郵便交換約定ヲ締結セシメタルニ依リ茲ニ之ヲ公布セシム

日本通信省ト加那太郵政總長ト間ニ郵便ヲ以テ閉塞小包ノ交換ニ關スル約定書

日本帝國ト英領加那太國ノ間ニ郵便事務ノ擴張ヲ計リ册後ニ記名スル日本通信大臣伯爵後藤象二郎及加那太郵政總長官「ジョン・グラム・ハッガート」ハ各成法ヲ以テ保持スル所ノ權限ニ依リ左ノ條々ヲ約定ス

●第一條  
日本ト加那太ノ間ニ郵便ヲ以テ閉塞小包ノ交換ヲ執行スヘシ

●第二條  
小包ハ加那太「サンクローヴァー」ト日本橫濱間ニ往復スル加那太平洋汽船及汽船會社ト汽船ヲ以テ運送スヘシ

●第三條  
小包封入ノ重量ハ五封度迄トシ其大サハ長サ二尺フヒト廣サ若クハ厚サ共五フヒト迄トス

●第四條  
郵便稅ノ割合ハ密封度若クハ其分數ニ付貳拾五仙トス

●第五條  
郵便稅ハ左ノ通り分配スヘシ  
日本へ陸運貨トシテ交付度ニ付八仙ヲ拂ヒ加那太へ海運貨トシテ九仙及陸運貨トシテ八仙ヲ拂フヘシ

●第六條  
加那太郵政總長ニ於テ兩國間ニ發着スル小包ノ海運ヲ負擔スヘシ

●第七條  
交換スヘキ小包中ニハ兩國間郵政ニ依リ往復スル他ノ物品ニ關スル規則ヲ以テ其運送ヲ禁シタル物品ヲ封入スヘカラス

●第八條  
小包ハ封入物ノ價格ヲ公記セル稅關告知書ヲ貼付スヘシ且ツ兩國ニ於テ受取タル小包ハ稅關ノ法律規則ニ從フヘシ

●第九條  
橫濱郵便局ヲ以テ日本ニ於ケル小包郵便ノ交換局トシ「サンクローヴァー」郵便局ヲ以テ加那太ニ於ケル交換局トス

●第十條

小包郵便ハ小包目録書ヲ添フヘシ此ノ目録ハ差立局ニ於テ小包ノ番號差出地名受取人ノ宛名封入物ノ公配價額及前拂セル小包箇數分ノ數而シテ其下部ニ差立タル小包ノ數及其重量ノ概計並ニ正味ヲ記入スヘシ

小包ハ適當ニ包裝シ甲國ヨリ乙國ニ送ルトキハ柳條ヲ以テ覆ミタル堅固ノ籠ニ入レ發送スヘシ此ノ籠ハ加那太郵政廳ヨリ供給スヘシト雖モ日本通信省ハ其費用ノ一半ヲ任拂フヘシ

配送シ難キ小包ハ差出國ニ於ケル差出人ニ返還スルコトヲ得ヘシ而シテ當初之ニ賦課シタル同額ノ運送料ヲ賦課スヘシ其運送料ハ返還國ニ於テ前拂シ若クハ該小包目録中ニ記入シ配送ノトキニ際シ徵收スルコトヲ得ヘシ然レトモ返還國ニ於テ運送料ヲ前拂セズ差出國ニ於テ該小包ヲ差出人ニ配送シ難キトキハ差出國ハ其事由ヲ返還國ニ通報シ之ニ賦課スヘキ運送料ノ任拂決定ヲ爲スヘシ

名宛人ニ配送シ難キ小包ニシテ其差出人ノ發見セサルトキハ特別ノ定約アル場合ニ非レバ兩郵政廳ノ間ニ照會ヲ經タル上差出國ニ返還シ配送シ難キ小包トシテ取扱フヘシ

小包ハ賦課スル運送料ノ計算書ハ三箇月毎ニ加那太郵政廳ニ於テ賦課シ調査及決算ノ爲メ日本通信省ヘ送付スヘシ

此約定ハ千八百九十年十月一日ヨリ實施シ甲國ヨリ乙國ヘ屬止ノ報知ヲナシタル日ヨリ六箇月間ヲ經過スル迄其效力ヲ有スヘシ

本書賦課シ調査ハ千八百九十年六月 日加那太オウタアニ於テ記名シ差通ハ明治二十三年九月三日日本東京ニ於テ記名ス

日本通信大臣 伯爵後藤藤二郎 加那太郵政長官 シオンハツカート

明治二十六年一月二十六日 勅令總 遞大臣副署 朕帝國通信省ト英領加那太郵政廳トノ間ニ締結シタル閉蓋小包郵便交換約定書ノ追加條約ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

千八百九十年九月三日及六月二十二日ヲ以テ帝國通信省ト加那太郵政廳トノ間ニ締結シタル閉蓋小包郵便交換約定書ノ追加條約

日本帝國通信大臣 伯爵黑田清隆 加那太郵政長官 アドルフ、ヒ、カロン

明治二十七年十二月十七日 勅令總 遞大臣副署 朕帝國通信省ト英領加那太郵政廳トノ間ニ締結シタル閉蓋小包郵便交換約定書ノ追加條約ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

茲ニ之ヲ公布セシム 明治二十三年九月三日及千八百九十年六月二十二日ヲ以テ日本帝國通信省ト加那太郵政廳トノ間ニ締結シタル閉蓋小包郵便交換約定書ノ追加條約

日本帝國通信大臣 伯爵加那太郵政長官ハ明治二十三年九月三日及千八百九十年六月二十二日日本通信省ト加那太郵政廳トノ間ニ締結シタル閉蓋小包郵便交換約定書ヲ協議修正セシ條約左ノ如シ

前記約定書第四條中「二十五仙」ヲ「二十仙」ト改ム

同約定書第五條ヲ左ノ如ク改ム 郵便稅ハ左ノ通分配スヘシ

日本ハ陸運賃トシテ一封度ニ付六仙ヲ拂ヒ加那太ハ海運賃トシテ八仙及陸運賃トシテ六仙ヲ拂フヘシ

此追加約定ハ明治二十八年(千八百九十五年)一月一日及千八百九十五年一月一日ヨリ實施スヘシ

日本帝國通信大臣 伯爵黑田清隆 加那太郵政長官 アドルフ、ヒ、カロン

大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政院ト小包郵便物交換ニ關スル約定 明治二十九年九月十八日 勅令總 遞大臣副署

間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本帝國通信省並ニ大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政院間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定

日本帝國通信省並ニ大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政院ハ日本並ニ大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政院ニ交換ニテフサル小包ノ交換ヲ施設スルコトヲ約定ス

日本並ニ大不列顛直接ニ交換スル小包及繼起小包ノ交換方ハ左ノ規程ニ依リ施行スヘシ

第一項 保險ヲ附セス及代金引換渡ニテアラサル小包ハ小包郵便物ノ名稱ヲ以テ聯合王國ヨリ日本帝國ヘハ重量十一封度以内及日本帝國ヨリ聯合王國ヘハ重量一貫三百二十匁以内ノモノニ限リ之ヲ發送スルコトヲ得

第二項 兩郵政廳ハ運送シ得ヘキ小包ノ包裝寸尺等及運送禁止ノ物品ヲ規定スヘシ

第三項 兩郵政廳ハ各其ノ邦國內ヲ通シテ各郵政廳ト小包郵便ノ關係ヲ有スル外國發着小包ノ繼起ヲ擔保スルシテ兩郵政廳ハ繼起小包ニ對シ第九條ニ規定スル制限内ニ於テ其ノ費ニ任スヘシ

第四項 兩郵政廳ハ外國ヲ發着若クハ外國ヘ宛日本若クハ大不列顛ヲ經テ繼起スヘキ小包ノ各交換局間ノ交換方法ヲ協議決定スヘシ

第五項 小包郵便物ノ郵便料ハ前納セラルヘカラス

第六項 聯合王國ヨリ日本帝國ヘ及日本帝國ヨリ聯合王國ヘ何等ノ郵便料ヲ課スルヲ得ス

甲聯合王國發日本帝國宛ノ小包

聯合王國內地郵便料 五片

日本帝國國內地郵便料 五片

日本帝國ヨリ聯合王國マテノ運送料 十片

聯合王國內地郵便料 五片

配遞及稅關手續料 二片

合 計 一志十片

乙日本帝國發聯合王國宛ノ小包

日本帝國國內地郵便料 五片

日本帝國ヨリ聯合王國マテノ運送料 十片

聯合王國內地郵便料 五片

配遞及稅關手續料 二片

合 計 一志十片

第五條 小包運送ニ用フル容器ノ費用ハ兩郵政廳互ニ其ノ半ヲ負擔スヘシ

第六條 兩約定國ノ一方ヨリ發シ他ノ一方ヘ宛タル小包ニハ第四條及第七條ニ規定スル郵便料ヲ除キ其ノ他ハ何等ノ郵便料ヲ課スルヲ得ス

第七條 受取人其ノ住所ヲ移轉セシニ因リ一方ノ國ヨリ他ノ一方ノ國ヘ宛タル小包ヲ再發送スルコト及配遞シ難キ小包ヲ返還スルコトハ第四條ニ規定スル郵便料ヲ更ニ受取人又ハ差出人ヨリ徵收スヘシ既ニ納付シタル關稅ハ之ヲ拂戻テ受クルコトヲ得

第八條

信寄若クハ通信ノ性質ヲ具フル郵便類ハ關係諸國ノ稅關若クハ其ノ他ニ關スル法律規則ニ依リ送

第六項 兩國間ニ小包送達中之亡失又ハ損傷シ其ノ亡失又ハ損傷カ何レノ管掌中ニ於テ發生セ

大不列顛及愛爾蘭聯合王國ト小包郵便物交換約定ニ關スル細目規則

第一項 天災其ノ他過クヘカラサル場合ヲ除キ小包ノ亡失又ハ損傷セシトキハ差出人又ハ差出人不在ナルトキ若クハ差出人ノ請求アルトキハ受

第一項 日本及大不列顛間ニ交換スル保險料付セ

日本帝國立ニ大不列顛及愛爾蘭聯合王國間保險料付セ

第二項 賠償金支拂ノ義務ハ差出局ヲ管理スル郵政廳ニ屬スルモノトス但シ該郵政廳ハ賠償ノ責

第二項 日本及大不列顛間ニ交換スル保險料付セ

日本帝國立ニ大不列顛及愛爾蘭聯合王國間保險料付セ

第三項 小包ヲ異國ナク受領シタル後之ヲ受取人ニ配送シ又ハ次ノ郵政廳ヘ正當ニ送達シタルコ

第三項 聯合王國ニ於テ小包ノ細目ヲ記入スヘ

聯合王國ニ於テ小包ノ細目ヲ記入スヘ

第四項 差出郵政廳ハ成ルヘク速ニ賠償金ヲ支拂フヘシ運マレモ賠償請求ノ日ヨリ起算シ一箇年ヲ

第四項 聯合王國ニ於テ小包ノ細目ヲ記入スヘ

聯合王國ニ於テ小包ノ細目ヲ記入スヘ

第五項 賠償ノ請求ハ小包ヲ郵便局ヘ差出シタル日ヨリ起算シ一箇年以内ニ限リ之ヲ受理ス此ノ

第五項 聯合王國ニ於テ小包ノ細目ヲ記入スヘ

聯合王國ニ於テ小包ノ細目ヲ記入スヘ

送ニ充ツヘキ線路ヲ定メ且繼越小包ノ規則ニ從ヒ差出人ヨリ徵收スヘキ料金額ヲ規定スヘシ

之ヲ送達スヘシ

甲交換局ヨリ乙交換局ヘ小包送達ノ時ハ

郵便料ノ率ヲ定ムルニ當リ日本ノ四十八錢ハ聯合王國ノ一志相當トナスヘシ

第一項 聯合王國發日本帝國宛ノ小包ハ長サニ

第一項 聯合王國發日本帝國宛ノ小包ハ長サニ

第二項 繼越小包即甲約定國ヨリ乙約定國ヲ經テ他國ヘ送達スヘキ小包ノ寸尺ハ其ノ名宛國ノ規

第一項 各小包ニハ附録難形ノ如キ又ハ之ニ類似

第一項 各小包ニハ附録難形ノ如キ又ハ之ニ類似

第三項 禁止物ヲ包有シ又ハ其ノ包有物若クハ其ノ價格ヲ詳稱スル小包ヲ發見スルトキハ之ヲ抑

第二項 差立局ハ稅關告知書ノ下部ヘ小包目録ノ

第二項 差立局ハ稅關告知書ノ下部ヘ小包目録ノ

第四項 一箇ノ小包中ニハ受取人及宛所ヲ異ニスル他ノ一箇若クハ數箇ノ小包或ハ他ノ郵便物

第三項 聯合王國ニ於テ小包目録ニ於テ

聯合王國ニ於テ小包目録ニ於テ

第一項 約定第八條ニ記載スル物品ノ外生活動物

第七條

第七條

第二項 兩郵政廳ハ小包郵便ニヨリ其關係諸國ヘ

第八條

第八條

第三項 禁制物ヲ包有シ又ハ其ノ包有物若クハ其ノ價格ヲ詳稱スル小包ヲ發見スルトキハ之ヲ抑

第九條

第九條

第四項 一箇ノ小包中ニハ受取人及宛所ヲ異ニスル他ノ一箇若クハ數箇ノ小包或ハ他ノ郵便物

第十條

第十條

如キ小包ヲ發見スルトキハ其ノ包有スル別箇ノ小包若クハ包裝物ハ各其ノ相當ノ料金を課シテ

第十一條

第十一條

第一項 聯合王國ニ於テ小包目録ニ於テ

第十二條

第十二條

第二項 日本及英國交換局間ノ小包送達ニハ閉鎖

第十三條

第十三條

入テ取消シ初便便ニテ點檢狀ヲ以テ其ノ事實ヲ報告スヘシ

第四項 損傷若クハ不完全ノ小包ヲ受取タルトキハ同ク點檢狀ヲ以テ其ノ詳細ヲ報告スヘシ

第五項 點檢狀ヲ受取ラサルトキハ反對ノ證據ヲ提出セラレサル以上小包郵便物ハ都テ正當ニ到達セシメト見做スヘシ

第十一條

第一項 誤送ニ係ル小包ハ再發局ヨリ最速送ノ線路ニ依リ名宛地ヘ再發スヘシ誤送小包再發ノ爲直接ノ線路ナキトキハ差出局ヘ返還スヘシ

第二項 誤送小包ハ差出局ヘ返還スル場合ニ於テハ小包目録ニ記入セル一箇分ノ數ハ之ヲ取消シ再發交換局ハ點檢狀ヲ以テ其ノ誤送ノ原ヲ指示シ又小包目録ニハ單ニ其ノ小包ヲ記入シテ差立交換局ヘ返還スヘシ

第三項 又誤送小包ヲ其ノ名宛地ヘ直送スル場合ニ於テ再發局ニ受取ルヘキ金額ニシテ再發ノ爲メニ要スル費用ヲ辨償スルニ足ラサルトキハ該小包ヲ誤送セシ局ノ小包目録ニ記入シテ其ノ差額ヲ請求スヘシ但シ此ノ請求ノ理由ハ點檢狀ヲ以テ之ヲ該局ヘ通知スヘシ

第十二條

第一項 差出人若クハ受取人ノ請求ニ應ジ甲國ヨリ乙國ヘ再發スル小包ハ更ニ通常ノ郵便料ヲ課スヘシ此ノ郵便料ハ小包ノ差出人若クハ受取人ヨリ再發ノ國ヘ前納セザレハ小包目録中「先拂再發小包」ト題スル欄内ニ適當ニ記入シ該小包配達ノ際徴收スヘシ

第二項 再發小包送還ノ爲徴收スヘキ郵便料ヲ其

ノ再發ノ際前納スルトキハ該小包ハ再發國ヨリ名宛國ヘ直ニ發送ノモノトシテ取扱ヒ受取人ヨリ何等ノ料金ヲ徴收スルコトナク之ヲ配達スヘシ

第十三條

第一項 配送シ能ハサル小包ハ差出人ニ其ノ處分方ヲ問合スヘシ此ノ事ニ關スル通信ハ兩郵政廳ノ間ニ直ニ交換スヘシ

第二項 敗壞若クハ腐敗ノ虞アル物品ハ豫告若クハ法律上ノ手續ヲ經テ直ニ所有主ノ爲ニ賣却スルコトヲ得但シ其ノ賣却ニ就テノ計算書ヲ調製スヘシ

第三項 問合狀ヲ發送シタル後六箇月内ニ名宛局ニ於テ小包處分方ニ關スル回報ヲ受領セザルトキハ差出局ニ該小包ヲ返還スヘシ

第四項 差出局ヘ返還スル小包ハ小包目録ニ記入シ其ノ附註欄内ニ「不能配達」ノ文字ヲ加記スヘシ但シ該小包ハ再發小包トシテ取扱ヒ其ノ相當ノ郵便料ヲ課スヘシ

第五項 大不列顛若クハ日本ト小包交換ノ約定ナキ國ヘ移轉シタルモノニ宛タル小包到着スルトキハ該小包ハ最初ノ名宛局ニ於テ之ヲ受取人ヘ送還スルノ途ナキトキハ不能配達ノモノトシテ取扱フヘシ

第十四條

第一項 甲郵政廳ハ乙郵政廳ノ交換局ヨリ受取タル小包郵便物ニ對シ本細則附錄雜形ニ準ジ毎月計算書ヲ調製スヘシ

第二項 此ノ計算書ハ關係小包目録ノ摘要及關係ノ點檢狀アルトキハ之ヲ添ヘ翌月中ニ乙郵政廳

ノ檢査ニ供スヘシ但シ小包目録ノ摘要ハ附錄雜形ノ如キ式紙ヲ以テ調製スヘシ

第三項 月次計算書ハ雙方ニ於テ檢査承認ノ上其越郵政廳ニ於テ毎三箇月ノ總計算書ニ登記スヘシ

第四項 兩郵政廳間ノ差引計算ヨリ生シタル差額ハ當該郵政廳ヨリ貸借國ノ政府若クハ貿易地ヘ提出シタル爲換ナリテ貸借郵政廳ヘ支拂フヘシ但シ其ノ支拂ニ關スル費用ハ借借郵政廳ノ負擔タルヘシ

第五項 計算書ノ調製送付並ニ支拂ハ成ルヘク速ニ完了シ運クトモ次ノ三箇月ヲ經過スヘカラス此ノ期限經過ノ後ハ甲郵政廳ヨリ乙郵政廳ヘ支拂フヘキ金額ニ付轉送ノ日ヨリ起算シ年五分ノ割合ヲ以テ利子ヲ附スヘシ

第六項 兩郵政廳ハ雙方協議ノ上本條規定ノ事項ニ拘ハラズ他ノ方法ヲ採用スルコトヲ得

第十五條

第一項 兩郵政廳ハ本約定實施前小包郵便物送還ニ關スル法律規則ノ摘要ヲ互ニ通知スヘシ

第二項 右法律規則ニ變更アルトキハ其ノ都度運送通知スヘシ

第十六條

此ノ細則ハ本約定實施前日ヨリ實行シ本約定ト其ノ期限ヲ同フスヘシ但シ關係郵政廳ハ隨時協議ノ上之ヲ變更スルコトヲ得

此ノ細則書ニ通テ調製シ明治二十九年五月二十一日東京ニ於テ及千八百九十六年六月二十三日倫敦ニ於テ記名調印スルモノナリ

通信大臣白根專一  
郵政院長ノルブーク

細目規則附錄式紙雜形

媒介國名表雜形

本表差立郵政廳

本表名宛郵政廳

名宛國	遞送線路	媒介國名及海運ノ名稱	郵便稅	保險料	附註

日付 小包郵便 稅關告知書用紙

小包ノ種類 概盤 封入品 重量 正味 磅 價額 志 片

小包名宛地

送付日付、送出人姓名住所、

此欄ハ郵便局ノ爲ニ設ケルモノニシテ交換局ニ於テ記入スヘシ

小包目録第、號記入第、號

小包目録雜形

差立局 日付印

小包目録第、號、年、月、日

名宛局 日付印

小包名宛地	小包告知	小包目録	先拂再發小包	附註

合計

※一枚以上用ユルトキハ下ニ記載ノ事項ハ最尾ノ用紙ヘ登記スヘシ

※本便差立小包ノ總數、

※本便差立ノ函、其他容器ノ數、

差立郵便局主務者記名

名宛郵便局主務者記名

小包目録摘要雛形  
千八百九十一年、月、日附小包目録第、號摘要

記	事	差立局ノ記載	名宛局ノ調査
小包ノ數	一志十片 三志六片 五志二片	磅志片	磅志片
差立局へ支拂へキ總額	先拂再發小包ノ數	磅志片	磅志片

年月日 摘要主務者記名

點檢狀雛形

番號	小包	差出地	名宛人氏名住所	重量	差立局ノ任拂
順序	小包	差出地	名宛人氏名住所	重量	差立局ノ任拂
					訂正總額

年月日 右檢査承認ス  
名宛局主務者 記名  
差立局主務者 記名

計算書雛形  
千八百九十一年、月、日、交換局ヨリ、交換局ヘ送立タル小包郵便物計數書

原記總額	訂正總額
年月日	年月日
名宛局主務者 記名	右檢査承認ス 年月日 差立局主務者 記名

送 例  
（小包目録適當ノ手續ニ依リ到着セズ、實、兩等適當ニ封鎖セラレザル等）

毀損ノ形狀及其原因ト認ムヘキモノ若クハ其他ノ記事

番號	小包	差出地	氏名住所	小包ノ小包ノ小包ノ實量	價額	何種ノ到
順序	小包	差出地	氏名住所	小包ノ小包ノ小包ノ實量	價額	何種ノ到

●亞米利加合衆國ト小包郵便條約

明治三十七年七月十五日  
勅令總外、選、大臣副署  
朕帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ締結セル小包郵便條約ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本帝國及亞米利加合衆國間ノ小包郵便條約  
日本帝國及亞米利加合衆國間ノ郵便上ノ關係ヲ一層良好ナラシムルノ目的ヲ以テ下ニ署名スル亞米利加合衆國駐劄日本帝國特命全權公使高平小五郎及亞米利加合衆國郵政長官ヘンリー・シー・ペインハ之カ各相當ノ權限ヲ與ヘラレ兩國間ニ小包郵便物ノ交換ヲ開設セムカ爲メ左ノ諸條款ヲ協定ス

第一條  
本條約ノ諸條款ハ茲ニ規定スル方法ニ依リ交換セ

小包目録	普通前拂小包	先拂再發小包	附註
差立日附	三封以上、七封以下	三封以上、七封以下	
番號	三封以上、七封以下	三封以上、七封以下	
取ヘキ總金額	差立日附	差立日附	

ラルヘキ小包郵便物ニミ關係シ現ニ萬國郵便條約ノ下ニ存在スル諸規定ハ從前ノ如ク繼續シ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ下ニ掲クル各協定ハ本條約ノ諸條款ニ依リ亞米利加合衆國、シヤトル局、タコマ局、ホノルル局及將來合衆國郵政長官ノ指定スル合衆國內ノ其ノ他ノ局ト橫濱局、神戸局若ハ長崎局及將來日本通信大臣ノ指定スル日本國內ノ其ノ他ノ局トノ間ニ直接ニ交換スル郵便ニ限リ適用セラルルモノトス此レ等ノ交換局ヲ經由シ甲國駐劄ノ一地方ヨリ乙國駐劄ノ一地方ヘ發送セラレヘキ小包郵便物ハ本條約ノ諸條款ニ依リ郵便ニ委託スルコトヲ得

第二條  
商品及ニ差出國ノ郵便ニ差出シ得ル普通郵便物ハ信書、郵便證書及各種ノ雜貨物ヲ除キ本條約ニ據

第三條  
信書若ハ相互間往復ノ性質ヲ具フル通信文ハ決シテ小包郵便物ニ添附、雜貨若ハ封入スヘカラス前項ニ該當スルモノヲ發見シタルトキハ其ノ信書ニシテ分離シ得ヘキモノハ別ニ之ヲ郵便ニ附シ其ノ通信文ニシテ分離シ能ハサルモノハ包裝物全體ノ引受ヲ拒絕スヘシ然レトモ此レ等ノ小包郵便物ニシテ誤テ發送セラレタルトキハ名宛局ハ該信書ニ對シ萬國郵便條約ニ依リ郵便料ノ二倍ヲ徴收スルコトヲ得

第四條  
小包郵便物ニハ其ノ表面ノ名宛以外ニ交付スヘキ小包郵便物ヲ合裝スルヲ得ス若シ此ノ如キ小包郵便物ヲ發見シタルトキハ該小包郵便物ハ更ニ小包郵便料ヲ課シ各別ニ發送スヘシ

第五條  
小包郵便物ハ名宛國ニ於テ各關稅ノ賦課及稅關收







J. Spenza (Pue.) (ハクヤク)	Gutiérrez (Estacion) (Zac.) (カチヒダ)	J. Spenza (Pue.) (ハクヤク)
Dejita (Yno.) (ハクヤク)	Gutiérrez-Zamorá (Ver.) (カチヒダ)	Izamal (Yuc.) (ハクヤク)
Estacion Oriental (pue) (ハクヤク)	Hecolhuca (Cam.) (ハクヤク)	Izicur de Matamoros (Pue.) (ハクヤク)
Estacion Rosario (Dgo.) (ハクヤク)	Hermosillo (Son.) (ハクヤク)	Jacala de Ledesma (Hgo.) (ハクヤク)
Ella (Oax.) (ハクヤク)	Hidalgo del Parral (Chih.) (ハクヤク)	Jalacingo (Ver.) (ハクヤク)
Elzatlán (Jal.) (ハクヤク)	Hosotipaquillo (Jal.) (ハクヤク)	Jalapa (Ver.) (ハクヤク)
Fortín (Ver.) (ハクヤク)	Hua Janguna de León (Oax.) (ハクヤク)	Jalisco (Estación) (Chis.) (ハクヤク)
Fresnillo (Zac.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalpa (Gro.) (ハクヤク)
Frontera (Tab.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalpa (Ver.) (ハクヤク)
Fuente (Sin.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalpa (Ver.) (ハクヤク)
Galena (N. L.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Garza Galán (Lins Yacamé) (Coah.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
General Terran (N. L.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
General Zapoda (Coah.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Gómez del Palacio (Dgo.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Guanajuata (Jal.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Guanajuatar (S. L. P.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Guanajuato (Zac.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Guanajuato de los Reyes (Sin.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Guanajuato (Chih.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)
Guarero (S. L. P.) (ハクヤク)	Huamantla (Tlax.) (ハクヤク)	Jalisco (Ver.) (ハクヤク)

La Desembudora (Hgo.) (ハクヤク)	Mexicali (B. Chih.) (ハクヤク)	Noelico (Ver.) (ハクヤク)
Lagos de Moreno (Jal.) (ハクヤク)	México (D. F.) (ハクヤク)	Nonulla (Ver.) (ハクヤク)
Lampazos (N. L.) (ハクヤク)	Michalutlan (Oax.) (ハクヤク)	Nava (Coah.) (ハクヤク)
La Ojuela (Dgo.) (ハクヤク)	Mier (Tama.) (ハクヤク)	Narajón (Son.) (ハクヤク)
La Paz (P. O.) (ハクヤク)	Mihuca (Chih.) (ハクヤク)	Nazas (Dgo.) (ハクヤク)
La Piedra (Mich.) (ハクヤク)	Mina de Oro (Los Angeles) (Chih.) (ハクヤク)	Necaxa de canadilla (Pue.) (ハクヤク)
Las Esperanzas (Coah.) (ハクヤク)	Mina Prietas (Son.) (ハクヤク)	Néces (Zac.) (ハクヤク)
Las Talomas (Chih.) (ハクヤク)	Minnatitlan (Ver.) (ハクヤク)	Nochistlan (Oax.) (ハクヤク)
La Unión (Gro.) (ハクヤク)	Mineral del Oro (Méx.) (ハクヤク)	Nochistlan (Zac.) (ハクヤク)
León (Gto.) (ハクヤク)	Mineral de Pozos (Gto.) (ハクヤク)	Nogales (Son.) (ハクヤク)
Leona (Méx.) (ハクヤク)	Mifinillas (Zac.) (ハクヤク)	Nogales (Ver.) (ハクヤク)
Linars (N. L.) (ハクヤク)	Misantla (Ver.) (ハクヤク)	Nombre de Dios (Dgo.) (ハクヤク)
Los Mochis (Sin.) (ハクヤク)	Mochitlan (Sin.) (ハクヤク)	Nopala (Hgo.) (ハクヤク)
Los Reyes (Mich.) (ハクヤク)	Mocottito (Sin.) (ハクヤク)	Noria de los Angeles (Zac.) (ハクヤク)
Mactipona (Tab.) (ハクヤク)	Mocotzuma (S. L. P.) (ハクヤク)	Nueva Casas Grandes (Chih.) (ハクヤク)
Magdalena (Son.) (ハクヤク)	Mocotzuma (Son.) (ハクヤク)	Nuevo Laredo (Tama.) (ハクヤク)
Maitrena (Ver.) (ハクヤク)	Mochango (Hgo.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Manzanillo (Col.) (ハクヤク)	Monclova (Coah.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Mapimi (Dgo.) (ハクヤク)	Monemorelos (M. L.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Marravito (Mich.) (ハクヤク)	Monterrey (N. L.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Martínez de la Torre (Ver.) (ハクヤク)	Morales (Mich.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Mascota (Jal.) (ハクヤク)	Morales (Villa de) (Coah.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Matamoros (Tama.) (ハクヤク)	Morales (Gto.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Matamoros de la Laguna (Coah.) (ハクヤク)	Motel (Yuc.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Matehuala (S. L. P.) (ハクヤク)	Motigé (B. G.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Mazapil (Zac.) (ハクヤク)	Mitzquitz (Coah.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Mazatlán (Sin.) (ハクヤク)	Naco (Son.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Meoqui (Chih.) (ハクヤク)	Nacozari (Son.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Mérida (Yuc.) (ハクヤク)	Nadadores (Coah.) (ハクヤク)	Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)
Metztlán (Hgo.) (ハクヤク)		Oaxaca (Oax.) (ハクヤク)

Ozumba (Mex.). (オズンバ)	Puerto de Ixtla (Mor.). (プエルトイクタ)	Saltinas del Peñon (S. V. P.). (サリナスデルペニオン)
Rachua (Hgo.). (ラクワ)	Pungambato (Mich.). (プンガバト)	Saltinas Victoria (N.L.). (サリナスビクトリア)
Panuco (Sin.). (パンコ)	Purepero (Mich.). (プエペロ)	Saltillo (Coah.). (サリリョ)
Panuco (Ver.). (パンコ)	Purandirio (Mich.). (プランドリオ)	Salto de Agua (Chis.). (サルタドデアグア)
Panzicola (Tlax.). (パンシコラ)	Padua (Oax.). (パドワ)	Salvatierra (Gto.). (サルバティエラ)
Papanalla (Ver.). (パパンアラ)	Queretaro (Qro.). (クエレタロ)	San Andrés de la Sierra (Dgo.). (サンアンドレスデラシエラ)
Paracho (Mich.). (パラチョ)	Quila Sin. (キラシン)	San Andrés de Huamantla (Tlax.). (サンアンドレスデフアマンタ)
Parícut (Gto.). (パリクト)	Quiregn. (Mich.). (キレグン)	San Andrés Tuxtla (Ver.). (サンアンドレスツクタ)
Parras (Coah.). (パラス)	Rayón (S. L. P.). (レイオン)	San Bartolo Xuculpan (Mex.). (サンバルトロスクルパン)
Paso del Cura (Estn. Perez) (Ver.). (パスodelcura)	Real del Monte (Hgo.). (リアルdelmonte)	San Bartolo Xuculpan (Mex.). (サンバルトロスクルパン)
Paso del Macho (Ver.). (パスodelmacho)	Reata (Coah.). (レアタ)	San Carlos (Tam.). (サンカルロス)
Pátzcuaro (Mich.). (パツクワロ)	Refugio (S. L. P.). (レフウジヨ)	San Ciro (S. L. P.). (サンシロ)
Payo Obispo (Q. R.). (パヨオブispo)	Reynosa (Tmm.). (レイノサ)	San Cristóbal Las Cuevas (Chis.). (サンクリストバルラスクエバス)
Pedernales (Gto.). (ペデルナレス)	Rincón de Antonio Nuevo (Oax.). (リンコンdelantiononuevo)	San Diego de la Unión (Gto.). (サンディエゴデラウニオン)
Peñón Blanco (Dgo.). (ペニオンblanco)	Rincón de Ramos (Ags.). (リンコンderamos)	San Dimas (Dgo.). (サンディマス)
Perote (Ver.). (ペロテ)	Rio Blanco (Ver.). (リオblanco)	San Felipe (Gto.). (サンフェリペ)
Peto (Yuc.). (ペト)	Rio Grande (Zac.). (リオgrande)	San Felipe del Progreso (Mex.). (サンフェリペdelprogreso)
Platanillo (Chis.). (プラタニリョ)	Rio Verde (S. L. P.). (リオverde)	San Diego de la Unión (Gto.). (サンディエゴデラウニオン)
Pilar de Conchos (Chih.). (ピラドconchos)	Roles (Dgo.). (ロレス)	San Dimas (Dgo.). (サンディマス)
Pinos (Zac.). (ピノス)	Romita, (Gto.). (ロミタ)	San Fernando (Dgo.). (サンフェルナンド)
Pinos Altos (Chih.). (ピノスaltos)	Rosales (Coah.). (ロサレス)	San Fernando (Tmm.). (サンフェルナンド)
Pinolepa Nacional (Oax.). (ピノレパnacional)	Rosario (Sin.). (ロサリオ)	San Francisco de Aguilera (M. L.). (サンフランシスコdeaguilera)
Playa Vicente (Ver.). (プレイサvicente)	Sabinas (Coah.). (サビナス)	
Pluma Hidalgo (Oax.). (プラマhidalgo)	Sabinas Hidalgo (N. L.). (サビナスhidalgo)	
Poanilha (Oax.). (ポアニリャ)	Sacramento (Dgo.). (サクラメント)	
Poncitlán (Gal.). (ポシタラン)	Salmaripa (Son.). (サルマリパ)	
Progreso (Yuc.). (プログロ)	Salnayo (Mich.). (サルナヨ)	
Puebla (Pue.). (プエブラ)	San Alto (Zac.). (サンアルト)	
	Salamanca (Gto.). (サルママンカ)	
	Salina Cruz (Oax.). (サリナクルス)	

San Francisco de las Peñas (Ver.). (サンフランシスコde las peñas)	San Juan Evangelista (Ver.). (サンファンエヴァンゲリスタ)	Santa Cruz Rosales (Chih.). (サンタクルスロサレス)
San Francisco del Mezquital (Dgo.). (サンフランシスコdelmezquital)	San Juan Teotihuacan (Mex.). (サンファンテオティワカン)	Santa Eulalia (Chih.). (サンタウラリア)
San Francisco del Rincon (Gto.). (サンフランシスコdelrincon)	San Luis de la Cruz (Gto.). (サンルイスデラクルス)	Santa Inés Ahuatempan (Pue.). (サンタイネスアテムパン)
San Gabriel (Dgo.). (サンガブリエル)	San Luis Potosí (S. L. P.). (サンルイスポトシ)	Santa Lucrecia (Ver.). (サンタルクレシア)
San Gabriel (Gal.). (サンガブリエル)	San Luis Soyaltepec (Gal.). (サンルイスソヤルテペク)	Santa María del Oro (Dgo.). (サンタマリアdeloro)
San Hipólito Soltepec (Pul.). (サンイポリトソルテペク)	San Marcos (Gal.). (サンマルコス)	Santa Meria del Rio (S. L. P.). (サンタメリアdelrio)
San Ignacio (Sin.). (サンイグナシオ)	San Marcos (Pue.). (サンマルコス)	Santa Rosa (Ver.). (サンタロサ)
San Jerónimo (Oax.). (サンヘロニモ)	San Martín Texmelucan (Pue.). (サンマルティンテメルカン)	Santa Rosalia (B. O.). (サンタロサリア)
San José acatlens (Pue.). (サンホセアカテン)	San Miguel de Allende (Gto.). (サンミゲルdelallende)	Santa Rosalia Camargo (Chih.). (サンタロサリアカマルゴ)
San José de Gracia (Sin.). (サンホセデグラシア)	San Miguel del Mezquital (Zac.). (サンミゲルdelmezquital)	Santiago Ixcuintla (Tep.). (サンティアゴイクuintラ)
San José del Cabo (B. O.). (サンホセdelcabo)	San Nicolás de los Ranchos (Coah.). (サンニコラスdelosranchos)	Santiago Ixcuintla (Tep.). (サンティアゴイクuintラ)
San José Iturbide (Gto.). (サンホセイトゥルビデ)	San Salvador el Seco (Pue.). (サンサルバドールdelseco)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
San Juan Bautista (Tab.). (サンファンバウティスタ)	San Sebastián (Gal.). (サンセバスチアン)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
San Juan de Guadalupe (Ggo.). (サンファンデグアダルーペ)	Santa Ana (Son.). (サンタアナ)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
San Juan de los Lagos (Gal.). (サンファンデロスラゴス)	Santa Ana Acuña (Gal.). (サンタアナアカニャ)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
San Juan de los Rios (Ver.). (サンファンデロスリョス)	Santa Bárbara (Chih.). (サンタバルバラ)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
San Juan del Rio (Dgo.). (サンファンデルリオ)	Santa Bárbara de Ocampo (Tmm.). (サンタバルバラdeocampo)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
	Santa Catalina Tepic (N. L.). (サンタカタリナテピク)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
	Santa Cruz Xicocotlan (Oax.). (サンタクルスシコットラン)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)
	Santa Cruz Xicocotlan (Oax.). (サンタクルスシコットラン)	Santiago Tepequilaro (Dgo.). (サンティアゴテペキラロ)



*Carabanas (St. Cl) (カニカニ)	*Empalme (Ma) (エパルメ)	*Iarbala de Sagua (St. Cl) (イアルバ)
*Cardenas (Ma) (カニカニ)	*Encarnida (St. Cl) (エンカニダ)	Ia Fé (Pi) (イアフェ)
*Cartagena (St. Cl) (カニカニ)	*Esperanza (St. Cl) (エスペランサ)	Limonar (Ma) (リモナル)
*Casanova (Ma) (カニカニ)	*Gabriel (Ma) (ガブリエル)	Macagua (Ma) (マカグア)
*Casajul (St. Cl) (カニカニ)	*Gibara (Or) (ギバラ)	*Matanga (Ma) (マタンガ)
*Castilla (St. Cl) (カニカニ)	*Guandama (Ma) (グアンダマ)	Minacas (St. Cl) (ミニカス)
*Castillo de Jagua (St. Cl) (カニカニ)	*Guantanamo (Ma) (グアンタナモ)	Mangua (Ma) (マングア)
*Catalina de Guines (Ma) (カニカニ)	*Guantanamo (Or) (グアンタナモ)	Manguito (Ma) (マンギト)
*Ceiba del Agua (Ma) (セイバ)	*Guana (Ma) (グアナ)	*Manzanillo (Or) (マンザニロ)
*Ceiba Moolin (Ma) (セイバ)	*Guaremas (Ma) (グアーマス)	*Martano (Ma) (マルタノ)
*Céspedes (Ma) (セペデス)	*Granaimal (St. Cl) (グランド)	*Marfil (Pi) (マルフィル)
*Cidra (Ma) (シドラ)	*Guayabal (St. Cl) (グアヤバル)	Mato (St. Cl) (マト)
*Ciego de Avila (Ca) (シエゴ)	*Guines (Ma) (グイネス)	*Matanzas (Ma) (マタンザス)
*Cienfuegos (St. Cl) (シエンフエゴス)	*Guira de Mierjes (Ma) (グイラ)	*Mayari (Or) (マイヤリ)
*Cifuentes (St. Cl) (シフエンテス)	*Guitra de Malena (Ma) (グイトラ)	*Mazorra (Ma) (マゾラ)
*Cimarrones (Ma) (シマロネス)	*Habana (Ma) (ハバナ)	*Meda Liana (Or) (メダ)
*Coliseo (Ma) (コリセオ)	*Hato Nuevo (Ma) (ハト)	*Melena del Sur (Ma) (メレナ)
*Colón (Ma) (コロン)	*Hatey (St. Cl) (ハテイ)	*Minas (Ca) (ミナス)
*Congojos (St. Cl) (コンゴホス)	*Herradura (Pi) (ヘラ)	*Minas de Guanabacoa (Ma) (ミナス)
*Consolacion del Sur (Pi) (コンソラシオン)	*Higüin (Or) (ヒグイン)	Moricho (Ma) (モリコ)
*Constancia (St. Cl) (コンスタンシア)	*Horniguero (St. Cl) (ホルニグエロ)	*Morón (Ca) (モロン)
*Coronel Vergara (St. Cl) (コロン)	*Hoyo Colonato (Ma) (ホヨ)	Mirga (Ma) (ミルガ)
*Cortés (Pi) (コルテス)	*Jagüey Chico (St. Cl) (ジャグエ)	*Navajas (Ma) (ナヴァハス)
*Cristo (Or) (クリスト)	*Jagüey Grande (Ma) (ジャグエ)	*Niquero (Or) (ニケロ)
*Crues (St. Cl) (クルエス)	*Jamica (Or) (ジャミカ)	*Nueva Gerona (Ma) (ヌエバ)
*Daiquiri (Or) (ダイキリ)	*Jarruco (Ma) (ジャルコ)	*Nuevas (Ca) (ヌエバ)
*Damas (Pi) (ダマス)	*Jocoles (St. Cl) (ホコレス)	Omas (Pi) (オマス)
*Dos Caminos (Or) (ドスカミノ)	*Jocuelmas (Ma) (ホクエ)	*Palacios (Pi) (パリアシオ)
*Echeverria (Ma) (エケ)	Isabel (Ma) (イサベル)	

*Valenguno de Guines (Ma) (ヴァレングノ)	*Rojas (St. Cl) (ロハス)	*Santa Maria del Rosario (Ma) (サンタ)
*Palmar (St. Cl) (パルマル)	*Salvatierra del Encarnador (Ma) (サル)	San Pedro del Rosario (Ma) (サン)
*Palos (Ma) (パロス)	*Sagua de Tatumo (Or) (サグア)	*Santiago (Or) (サンティアゴ)
*Paradero de Camarones (St. Cl) (パ)	*Sagua la Grande (St. Cl) (サグア)	*Santiago de las Vegas (Ma) (サン)
*Paredes (St. Cl) (パ)	*Salamanca (St. Cl) (サラマンカ)	Sitio Grande (St. Cl) (シチオ)
*Parso Real de San Diego (Pi) (パ)	*Sancti Spiritus (St. Cl) (サンク)	Songo (Or) (ソongo)
*Pedro Belmonte (Ma) (ペドロ)	*San Agustín (St. Cl) (サン)	Taco-Taco (Pi) (タコ)
*Pedroso (Ma) (ペドロ)	*San Antonio de los Baños (Ma) (サン)	*Teguciyobán (St. Cl) (テグ)
*Perico (Ma) (ペリコ)	*San Cayetano (Pi) (サン)	Tibón (St. Cl) (ティボン)
*Pinar del Rio (Pi) (ピナール)	*San Cristobal (Pi) (サン)	Toribento (Ma) (トリベント)
*Pinaras (St. Cl) (ピナラス)	*Santa Clara (St. Cl) (サン)	*Trinidad (St. Cl) (トリニダド)
*Pozo Redondo (Ma) (ポゾ)	*Santa Clara (St. Cl) (サン)	*Trujillo (St. Cl) (トリヒロ)
*Pueblo Nuevo (St. Cl) (プエ)	*Santa Cruz del Sur (Ca) (サン)	*Union de Reyes (Ma) (ユニオン)
*Puentes Grandes (Ma) (プエ)	*Santa Fe (Ma) (サン)	Vega Alta (St. Cl) (ベガ)
*Puerta de Golpe (Pi) (プエ)	*Santa Rosa (Ma) (サン)	Vega de Palmiras (St. Cl) (ベガ)
*Puerto Padre (Or) (プエ)	*San José (St. Cl) (サン)	Vegues (Ma) (ベグエス)
*Punta Brava (Ma) (プン)	*San José de las Lajas (Ma) (サン)	Vieja Bermeja (Ma) (ビエ)
*Quinta (St. Cl) (クインタ)	*San José de las Lajas (Ma) (サン)	Vinas (St. Cl) (ヴィナス)
*Quivican (Ma) (クイ)	*San Jose de los Rinos (Ma) (サン)	*Vuelta (St. Cl) (ヴエ)
*Rancho (St. Cl) (ラン)	*Santa Isabel de las Lajas (St. Cl) (サン)	*Yaguajay (St. Cl) (ヤグ)
*Real Campaña (St. Cl) (リアル)	*Santa Isabel de las Lajas (St. Cl) (サン)	*Yahueca (St. Cl) (ヤ)
*Regla (Ma) (レグ)	*San Juan y Martinez (Pi) (サン)	
*Remedios (St. Cl) (レメ)	*San Luis (Or) (サン)	
*Rincon (St. Cl) (リコ)	*San Luis (Or) (サン)	
*Rio Seco (Ma) (リオ)	*San Luis (Or) (サン)	
*Rodas (St. Cl) (ロダ)	*San Luis (Or) (サン)	
*Rodrigo (St. Cl) (ロドリ)	*San Luis (Or) (サン)	

● 滿洲聯邦政廳下小包郵便物  
 交換ニ關スル約定  
 明治三十九年十一月九日  
 勅令第一九六號 大臣副署



第三項 此ノ通知ニ依リ郵政廳ハ其ノ小包ノ運送ニ充用スヘキ線路及差出人ヨリ徴收スヘキ郵便料ヲ定ムルモノトス

第三條 日本帝國ニ於テ濠洲聯邦ニ宛テ差出ス小包ハ長三尺五寸、長及横周ヲ合シ六尺ヲ超過スヘカラス又濠洲聯邦ニ於テ日本帝國ニ宛テ差出ス小包ハ長英尺六寸、長及横周ヲ合シ六尺ヲ超過スヘカラス

第四條 第一項 小包ハ名宛人ノ正確ナル名宛ヲ有スルニアラサレハ小包郵便ニ依リ運送ノ爲メ引受フヘカラス

第二項 小包ハ運送ノ距離ニ應ジ且其ノ包有品ヲ保護スルニ充分ナル梱包裝スルヲ要ス包裝ハ加テ明瞭ナル標識ヲ留ムルニアラサレハ其ノ包有品ニ屬スル品ハサル標識ヲ爲スヘシ

第三項 各小包ハ封鎖、封鎖其ノ他ノ方法ヲ以テ之ヲ封鎖シ差出人ノ特殊ノ印影若ハ記號ヲ附スヘシ

第四項 流動物及溶解シ易キ物品ハ二重ノ容器ニ納メテ發送スルヲ要ス第一容器(罐、フラスコ、箱、箱等)ハ第二容器(金網製若ハ厚紙製木製ノ箱)ト間ニ出來得ル限リ空隙ヲ取リ封鎖、檢其ノ他吸水性ノ物品ヲ以テ之ヲ填充スヘシ

第五條 第一項 各小包ニハ附録第一號及第二號難形ニ適合スル類似スル送狀及稅關告知書ヲ添附スルヲ要ス兩郵政廳ハ名宛國毎ニ所要ノ稅關告知書ノ枚數ヲ相互ニ通知スヘシ

第二項 同一ノ差出人ヨリ同一ノ名宛人ニ送付スル二箇若ハ三箇マテノ小包ニ對シテハ一枚ノ送狀及稅關告知書ニ依リ許可セララルトキハ一枚ノ稅關告知書ヲ使用スルコトヲ得

第三項 納付シタル郵便料ノ金額ハ送狀ニ附貼スル郵便切手ニ依リ表彰セラレサルトキハ之ヲ送狀ニ記載スルコトヲ要ス

第四項 郵政廳ハ稅關告知書ノ正否ニ付テハ一切其ノ責ニ任セス

第六條 第一項 各小包並ニ之ニ關スル送狀ニハ登記簿號及差出局名ヲ指示スル附録第三號難形ニ適合スル類似スル票符ヲ貼附スルヲ要ス

第二項 送狀ニハ尙差出局ニ於テ其ノ名宛記號面ニ差出地名及差出日附ヲ指示スル印章ヲ捺捺スヘシ

第七條 小包ノ細項ハ差立交換局ニ於テ本細則附録第四號難形ニ適合スル小包目録ニ之ヲ式ノ如ク記入スヘシ送狀、稅關告知書及到達證アルトキハ到達證ハ之ヲ小包目録ニ添附スヘシ

第八條 第一項 小包ノ到達證ヲ請求スルモノアルトキハ差出局ハ該小包ニ「Avis de Réception」(到達證)ナル文字ヲ明瞭ニ記載シ若ハ「A.R.」ナル文字ノ印章ヲ捺捺ス

第二項 到達證ハ差出局若ハ差立國郵政廳ノ指定スル他ノ郵便局ニ於テ附録第五號難形ニ適合スル類似スル式紙ヲ以テ之ヲ作成スルモノトス若シ到達證名宛局ニ到着セザルトキハ同局ハ新到達證ヲ作成ス

第三項 名宛局ハ右式紙ニ相當記入シタル後之ヲ直接ニ若ハ交換局ヲ經由シテ差出局ニ返送シ差出局ハ之ヲ小包ノ差出人ニ交付ス

第四項 小包差出人其ノ到達證ヲ請求スルキトキハ差出局ハ到達證ノ式紙ニ小包目録ニ添附ス

第九條 正當ノ配載(差出局、差出日附、番號、名宛)ヲ爲ス右式紙ニハ該小包ノ關係郵政廳ノ交換局ニ送附シタル便名ヲ記載シ之ヲ受取交換局ニ送付スルモノトス名宛局ハ該式紙ヲ完成シ第三項ニ規定スル方法ニ依リ之ヲ差出局ニ返送ス

第五項 差出ノ際差出人ニ於テ正當ニ請求セル到達證ニシテ相當期間經過ノ後差出局ニ歸着セザルトキハ第四項ニ定ムル手續ニ從ヒ不答ノ到達證ニ對シ取調ヲナスモノトス差出局ハ到達證式紙ノ頭部ニ「Kölnation de Lavis de Réception (to be filled in by the receiving office)」ト記載ス

第十條 第九條 第一項 受取交換局ハ小包目録受領ノ上小包及目録ニ記入シタル各種ノ番號ヲ點檢シ必要ナルトキハ不著若ハ違例ハ之ヲ附録第六號難形ニ適合スル點檢狀ヲ以テ通知スヘシ

第二項 貨高及計算ニ相違アルトキハ點檢狀ヲ以テ之ヲ差出局ニ通知スヘシ承認ヲ點檢狀ハ關係小包目録ニ之ヲ添附スヘシ稅關告知書ニ依リ證明セラレサル訂正ハ之ヲ許サズ

第十一條 第一項 誤送小包ハ再發郵政廳ヨリ最速途ノ線路ニ依リ其ノ名宛地ニ發送スヘシ若シ此ノ再發ニ依リ差出郵政廳ニ小包ヲ返送スルニ至リタルトキハ該郵政廳ノ小包目録ニ記入シアル收得額ハ之ヲ抹殺シ再發交換局ハ小包目録ニ小包目録ニ記入シテ差立交換局ニ返送スヘシ其ノ課税ニ付テハ點檢狀ヲ以テ注意ヲ促スヘシ

第二項 其ノ他ノ場合ニ於テ再發郵政廳ノ收得額ハ同額ノ支辨スヘキ再發ノ費用ノ價アリ足ラザルトキハ再發郵政廳ハ差立交換局ノ小包目録ニ記入シアル自額ノ收得額ヲ増補シ其ノ不足

ナ補フヘシ此ノ訂正ノ事由ハ點檢狀ヲ以テ同交換局ニ通知スヘシ

第三項 日本帝國及濠洲聯邦間ノ小包郵便ニ關シテハ自國、再發郵政廳及媒介郵政廳アルトキハ各媒介郵政廳ニ歸スヘキ金額ニ相當スル料金ナキ名宛人ヨリ徴收スルモノトス

第四項 再發小包ヲ發送スル各郵政廳ハ該小包ノ運送ニ對シ收得スヘキ金額ヲ小包目録ニ記入シテ請求スヘシ

第五項 然レトモ再發小包ノ運送ニ對シ徴收スヘキ金額ヲ其ノ再發ノ際支拂フトキハ該小包ハ再發國ヨリ直接ニ名宛國ニ宛テアルモノト同様ニ之ヲ取扱ヒ何等ノ郵便料金ヲ名宛人ヨリ徴收スルコトヲ配達スヘシ

第六項 配達シ能ハサル小包ニ付テハ其ノ處分方テ差出人ニ問合スヘシ

第七項 問合書ヲ發送シタル後六箇月以内ニ名宛局ニ於テ差出人ヨリ回答ヲ受領セザルトキハ小包ハ之ヲ差出局ニ返送スヘシ

第八項 然レトモ環顧又ハ腐敗ノ虞アル物品ニ限リ豫告若ハ法律上ノ手續ヲナサズ直ニ權利者ノ利益ノ爲メ之ヲ棄却スルコトヲ得其ノ棄却ニ付テハ調書ヲ作成スヘシ實却ニ依リ得タル金額ハ光ツ之ヲ其ノ小包ニ關スル費用ニ充テ過剩アルトキハ其ノ過剩額ハ差出人ニ交付スル爲メ之差

出局ニ送付スヘシ理由ノ如何ヲ問ハズ實却スルコト能ハサルトキハ破損シタル若ハ價值ナキ物品ハ之ヲ棄却シ又ハ國庫ニ歸屬セシムルモノトス

第九項 差出國ニ返送スヘキ小包ハ之ヲ小包目録ニ登記シ其ノ附註欄ニ「Retour」(不能配達)ナル文字ヲ附記スヘシ

第十項 小包ノ郵便料徴收スヘシ且之ニ對シ同一ノ郵便料徴收スヘシ

第十一項 小包ノ名宛人カ日本帝國及濠洲聯邦間ノ小包郵便ニ關係ナク有セザル一國ニ向ケ出發シタルトキハ該小包ハ第一名宛國郵政廳ニ於テ名宛人ニ送付シ得ルニアラサレハ不能配達ノモノトシテ之ヲ取扱フヘシ

第十二項 差出國ニ返送スヘキ若ハ第三國ニ再發スヘキ小包ニ對シ差出人ヨリ日本帝國及濠洲聯邦ノ規定ニ從フヘキモノトス

第十三條 第一項 各郵政廳ハ其ノ各交換局ニシテ他國ノ交換局ヨリ受取リタル爲メノ郵便物ニ對シ各小包目録中貸方ト借方トニ記入シタル金額ニ關シテ本細則附録第七號難形ニ適合スル貸借表ヲ三箇月毎ニ作成セシムヘシ

第二項 第七號貸借表ハ同郵政廳ニ於テ後日本細則附録第八號難形ニ適合スル計算書ニ之ヲ集記

第三項 此ノ計算書ハ第七號貸借表、小包目録及之ニ關スル點檢狀アルトキハ點檢狀ヲ添附シ次期ノ三箇月間内ニ之ヲ他ノ郵政廳ノ檢査ニ供スヘシ

第四項 每三箇月計算書ハ雙方ニ於テ審査承認ノ上貨越郵政廳ニ於テ之ヲ年次總計算書ニ集記スヘシ

第五項 兩郵政廳間ニ於テ此等ノ計算書ノ差引ヨリ生スル支拂ハ別ニ協定セザルトキハ借越郵政廳ニ於テ倫敦、巴里又ハ貸越國ノ首府或ハ商業地ニ振付タル爲メ借越國ノ貨幣或ハ金貨ニ付テ費用ハ借越郵政廳ノ負擔トス

第六項 計算書ノ作成、送付及支拂ハ成ルヘク速ニ之ヲ爲スヘシ遲クモ翌年ヲ經過スヘカラス

第十二條 本細則ハ約定實施ノ日ヨリ之ヲ施行シ約定ト有時期間ヲ同ク然レトモ關係郵政廳ハ協議ヲ以テ隨時修正スルコトヲ得

明治三十九年十二月十四日東京ニ於テ及千九百零年十月九日「メルセル」ニ於テ本書ニ對テ作成ス日本帝國通信大臣 山 縣 伊 三 郎 濠洲聯邦郵政長官 オースマン、チャップマン 附録難形 第一號

送狀通知券

送 狀

左記各宛ノ小包箇數

稅關告知書ノ枚數

名宛地.....

郵便切手貼附

郵便料金指示

差出人ノ住所

氏 名

.....

重 量

運 送 線 路

.....

第二號

稅關告知書

送地.....ニ於テ

名宛地.....

小包郵便物 箇數 種類	包有品ノ肥 種類	價格	重量	
			全量	正味

年月日.....ニ於テ

送出人.....

第三號

東京

第五七號

東京 郵便局

第四號

及.....間ノ事務  
交換局ヨリ.....交換局ニ發送セル小包郵便物ノ目錄

千九百.....年.....月.....日(前).....時.....分.....秒  
千九百.....年.....月.....日(前).....時.....分.....秒

番號	局名	員數	郵便料及附金	附註
一				
二				
三				
四				
五				
六				
七				
八				
九				
十				
十一				
十二				
合計				

送立局吏員.....

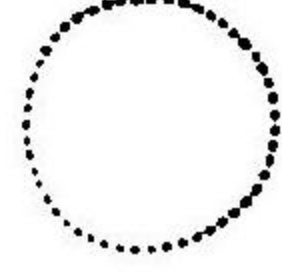
名宛局吏員.....

第五號

郵政廳

千九百.....年.....月.....日.....郵便局ニ於テ引受タル第.....號  
(一).....地.....段ニ宛テタル小包郵便物ノ到達  
下名.....發前指名宛ノ小包郵便物ノ千九百.....年.....月.....日  
正ニ配達セラレタルコトヲ宣ハス  
名宛人 署 名(二)  
配達郵便局長 署名(二)

局印



(一)送出局、送出自附、登記番號ヲ記載スヘシ  
(二)此ノ到達證ハ名宛人若ハ名宛國ノ規則ニ許可セラルトキハ配達局長署名ノ上之ヲ封皮ニ納メ書留トシテ關係小包ノ送出局ニ次便ヲ以テ送付スヘシ

第六號

郵政廳

日附印

小包郵便事務  
交換局ヨリ.....交換局宛發送ニ係ル小包郵便中ニ發見セシ賄  
段ノ誤謬及送例ヲ訂正及證明スルノ用ニ供スル點檢狀  
千九百.....年.....月.....日發立

小包ノ不著

番號	送地	名宛	收得額	名宛局	附註

第七號

郵政廳

番號	送地	名宛	包有品	調査重	表配價	容器ノ記載

破損ノ状態及其ノ明白ナル原因其ノ他ノ事由

(目錄ノ不著、不完全ナル包装又ハ閉鎖等)

誤謬

番號	送地	名宛人ノ住所氏名	重量	收得額	名宛局

合計

點查セシ合計

右點檢承認候也

千九百.....年.....月.....日.....ニ於テ 千九百.....年.....月.....日.....

名宛局吏員.....

送立局長.....

第.....號 小包郵便

郵政廳

.....郵便局ヨリ.....交換局ニ引渡シタル小包郵便物ニ對シ送  
送料トシテ.....郵政廳及.....郵政廳ニ於テ相互ニ支拂フヘキ金額ノ等  
三箇月貸借表  
千九百.....年.....月.....日

一、名宛國郵政廳ノ收得

(第四號表 第十欄)

小包目錄ノ附ノ郵便物局

日小包目錄ノ附ノ郵便物

二、送立局郵政廳ノ收得

(第四號表 第十一欄)

小包目錄ノ附ノ郵便物

日小包目錄ノ附ノ郵便物

收得合計

收得合計

















四 有效期間内ニ拂渡ヲ請求セザル為替ハ此ノ期...

ノ二件ヲ証明スルトキハ其ノ責任ヲ免ルヘシ...

又各郵政廳ハ約定第三條第二項ニ依リ自國郵...

一 振出國郵政廳ニ於テ名宛人ニ拂渡チ爲サザ...

一 通當為替ノ差出人其ノ為替ノ拂渡通知書ヲ請...

一 相互ノ明細計算書ヲ審査承認シタル後通當...

四 費用ヲ負擔スルニ於テハ他國へ振宛ツルコト...

第十條 締結各國郵政廳ハ郵便本條約第二十五條ニ記...

Table with columns for countries (e.g., 亞歷的普共和國, 捷地, 白耳齒) and their postal codes (e.g., エム、ガルシア、メル).





●外國郵便爲替規則

明治三十三年九月十一日  
逓信省令第五十七號

第五、三十五年四月、三十八年九月、三十九年四月、  
四十年、三十七年四月、三十八年七月、三十九年五月、三十九年  
八月、三十九年六月、三十九年七月、三十九年八月、三十九年九月、

外國郵便爲替規則左ノ通相定ム

第一章 總則

第一條 外國郵便爲替ハ萬國聯合郵便爲替事務約  
定ニ加盟國中別ニ告示シタル外國又ハ簡所若ハ  
本邦ト特別ニ郵便爲替約定ヲ締結シタル外國並  
以上ノ外國郵政廳ノ媒介ニ依リ別ニ告示シタル  
外國又ハ簡所トノ間ニ之ヲ交換スルモノトス  
外國電信爲替ハ萬國聯合郵便爲替事務約定ニ加

盟國中別ニ告示シタル外國トノ間ニ之ヲ交換ス  
ルモノトス  
第二條 萬國聯合郵便爲替事務約定ニ依リ爲替ハ  
以下之ヲ萬國聯合郵便爲替若ハ萬國聯合電信爲  
替ト稱シ特別ニ締結セル郵便爲替約定ニ依リ爲  
替ハ以下之ニ當該外國名ヲ冠ラシメタルモノト  
以テ各其ノ略稱トシ外國郵政廳ノ媒介ニ依リ爲  
替ハ以下之ヲ媒介爲替ト稱シ之ニ當該外國名ヲ  
冠ラシメタルモノトシ以テ各其ノ略稱トス  
第三條 外國郵便爲替ハ內國郵便爲替ヲ取扱フ郵  
便局所ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取扱ハサ  
ルコトヲ告示シタル局所ハ此ノ限ニ在ラス  
萬國聯合電信爲替ハ特ニ之ヲ取扱フコトヲ告示  
シタル郵便局所ニ限リ之ヲ取扱フ  
第四條 萬國聯合郵便爲替切香港及其ノ媒介爲替

ハ別ニ告示シタル直接交換局ニ於テハ直接ニ其  
ノ提出及拂渡業務ヲ取扱ヒ其ノ他ノ郵便局所ニ  
於テハ別ニ告示シタル區別ニ從ヒ當該直接交換  
局ヲ經由シテ其ノ受拂業務ヲ取扱フモノトス  
前項以外ノ外國郵便爲替ハ郵便局所ニ於テ郵便  
爲替貯金管理所ヲ經由シテ其ノ受拂業務ヲ取扱  
フモノトス  
第五條 本邦ニ於ケル萬國聯合郵便爲替一口ノ金  
額制限、該爲替金ヲ表示スヘキ外國貨幣及該爲  
替別配取扱ニ付テハ別ニ告示シタル所ニ依ル  
第六條 本邦ト萬國聯合郵便爲替ヲ交換スル外國  
ニ於ケル爲替取扱局名、爲替一口ノ金額制限及爲  
替別配取扱ニ付テハ別ニ告示シタル所ニ依ル  
第七條 外國郵便爲替ノ提出ニ對シ一口毎ニ徵收  
スヘキ爲替料ノ割合ハ左ノ如シ

萬國聯合郵便爲替 (獨逸、露國、奧國、意國、日國、  
利、オーストリア、ヘルゼゴヴィナ、和蘭國)  
領東印度及羅馬ニ振宛ツル爲替ヲ除ク

萬國聯合郵便爲替中獨逸 (獨逸、露國、奧國、意國、日國、  
利、オーストリア、ヘルゼゴヴィナ、和蘭國)  
及其ノ媒介國ニ振宛ツルモノ

萬國聯合郵便爲替中奧地利、洪島利、オースト  
リア、ヘルゼゴヴィナニ振宛ツルモノ

獨逸貨百「クロ  
ネ」又ハ「百「コロ  
ナ」ヲ超過セザルモノ

獨逸貨百「クロ  
ネ」又ハ「百「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨八十「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨五十「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨三十「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨二十「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨十「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨五「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨二「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨一「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨半「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨四分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨二分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨一分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨五分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨四分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨三分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨二分「コロ  
ナ」ヲ超過スルモノ

獨逸貨百「コロ ネ」又ハ「百「コロ ナ」ヲ超過セザルモノ	百法迄ノ分	二十五法毎ニ (二十五法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨百「コロ ネ」又ハ「百「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	百法ヲ超過スル分	五十法毎ニ (五十法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨八十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	八十法迄ノ分	二十法毎ニ (二十法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨八十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	八十法ヲ超過スル分	四十法毎ニ (四十法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨五十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	五十法迄ノ分	二十五法毎ニ (二十五法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨五十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	五十法ヲ超過スル分	二十法毎ニ (二十法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨三十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	三十法迄ノ分	十五法毎ニ (十五法未 滿亦同シ)	十
獨逸貨三十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	三十法ヲ超過スル分	十法毎ニ (十法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二十法迄ノ分	十法毎ニ (十法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二十法ヲ超過スル分	五法毎ニ (五法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	十法迄ノ分	五法毎ニ (五法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	十法ヲ超過スル分	二法毎ニ (二法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨五「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	五法迄ノ分	二法毎ニ (二法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨五「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	五法ヲ超過スル分	一法毎ニ (一法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨三「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	三法迄ノ分	一法毎ニ (一法未滿 亦同シ)	十
獨逸貨三「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	三法ヲ超過スル分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二法迄ノ分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二法ヲ超過スル分	二分毎ニ (二分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一法迄ノ分	二分毎ニ (二分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一法ヲ超過スル分	一分毎ニ (一分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨半「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	半法迄ノ分	一分毎ニ (一分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨半「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	半法ヲ超過スル分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨四分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	四分迄ノ分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨四分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	四分ヲ超過スル分	二分毎ニ (二分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二分迄ノ分	二分毎ニ (二分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二分ヲ超過スル分	一分毎ニ (一分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一分迄ノ分	一分毎ニ (一分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一分ヲ超過スル分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十

獨逸貨五十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	五十「コロ ナ」ヲ超過 スル分	二十五「コロ ネ」毎ニ (二十五「コロ ネ」未滿亦同シ)	十
獨逸貨三十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	三十「コロ ナ」ヲ超過 スル分	十五「コロ ネ」毎ニ (十五「コロ ネ」未滿亦同シ)	十
獨逸貨二十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二十「コロ ナ」ヲ超過 スル分	十「コロ ネ」毎ニ (十「コロ ネ」未滿亦同シ)	十
獨逸貨十「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	十「コロ ナ」ヲ超過 スル分	五「コロ ネ」毎ニ (五「コロ ネ」未滿亦同シ)	十
獨逸貨五「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	五「コロ ナ」ヲ超過 スル分	二「コロ ネ」毎ニ (二「コロ ネ」未滿亦同シ)	十
獨逸貨三「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	三「コロ ナ」ヲ超過 スル分	一「コロ ネ」毎ニ (一「コロ ネ」未滿亦同シ)	十
獨逸貨二「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二「コロ ナ」ヲ超過 スル分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一「コロ ナ」ヲ超過 スル分	二分毎ニ (二分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨半「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	半「コロ ナ」ヲ超過 スル分	一分毎ニ (一分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨四分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	四分「コロ ナ」ヲ超過 スル分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨二分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	二分「コロ ナ」ヲ超過 スル分	二分毎ニ (二分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一分「コロ ナ」ヲ超過 スル分	一分毎ニ (一分未滿 亦同シ)	十
獨逸貨一分「コロ ナ」ヲ超過スルモノ	一分「コロ ナ」ヲ超過 スル分	五分毎ニ (五分未滿 亦同シ)	十

便爲替ニ準用ス

第二章 郵便爲替

第一節 振出

第十一條 外國郵便爲替ノ差出人ハ郵便局所ニ於  
テ外國郵便爲替願書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項  
ヲ記入シ爲替料相當ノ郵便切手ヲ貼付シ郵便局  
所ニ差出スヘシ郵便局所ニ於テ爲替金額 (外國  
貨幣額) ナ本邦通貨ニ換算シ之ヲ其ノ爲替願書  
ニ記入ノ上示サレタルトキハ該金額ヲ差出シ外  
國郵便爲替切込金受領證書ヲ受取ルヘシ但シ香  
港爲替ニシテ直接交換局ノ提出ニ係ルモノニ付  
テハ外國郵便爲替切込金受領證書ノ外尙爲替券  
ヲモ受取リ爲替券ハ之ヲ其ノ受取人ヘ送付スヘ  
シ

第十二條 萬國聯合郵便爲替ノ差出人ニ於テ爲替  
券ニ受取人ヘ宛ツル通信ヲ附記スルコトヲ望ム  
トキハ爲替提出ノ際郵便局所ニ其ノ旨申出テ當  
該提出郵便局所ニシテ直接交換局ナル場合ニ於  
テハ爲替券面通知券ノ部ニ又其ノ他ノ郵便局所  
ナル場合ニ於テハ適宜ノ用紙ニ之ヲ記載シ當該  
提出郵便局所ニ差出スヘシ

第十三條 萬國聯合郵便爲替ノ差出人爲替金、爲  
替券若ハ爲替利著報知書ノ別配達ヲ請求セムト  
スルトキハ外國郵便爲替願書ニ其ノ旨ヲ記載シ  
且其ノ料金トシテ爲替一口ニ付金十二錢ヲ納付  
スヘシ

第十四條 萬國聯合郵便爲替ノ差出人爲替拂渡通  
知書ノ交付ヲ請求セムトスルトキハ外國郵便爲



第一 郵便爲替

甲 萬國聯合郵便爲替事務約定ニ依ルモノ

國名	上配諸國ニ於ケル外國郵便爲替取扱郵便局	上配諸國接宛テノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣	爲替一口ノ最高制限額	本邦拂渡額	爲替別	配送	爲替取戻及名宛變更
亞松果共和國 (Argentine Republic)	十附註ニ揚タル郵便局ニ限リ取扱フ	法	五百法	五百法ニ對シテ本邦貨幣	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
奧地利 (Austria)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	「クロロネ」「ヘルレル」	「一千」クロ	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
白牛蘭 (Belgium)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	一千法	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ (Bosnia-Herzegovina)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	「クロロネ」「ヘルレル」	「一千」クロ	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
ブラジル (Brazil)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	五百法	五百法ニ對シテ本邦貨幣	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得

國名	上配諸國ニ於ケル外國郵便爲替取扱郵便局	上配諸國接宛テノ爲替金ヲ表示スヘキ貨幣	爲替一口ノ最高制限額	本邦拂渡額	爲替別	配送	爲替取戻及名宛變更
ブルガリア (Bulgaria)	十附註ニ揚タル郵便局ニ限リ取扱フ	法	五百法	五百法ニ對シテ本邦貨幣	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
丹麥 (Denmark)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	五百法	五百法ニ對シテ本邦貨幣	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
埃及 (Egypt)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	一千法	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
佛羅里 (France)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	一千法	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
加利亞 (Africa)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	一千法	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得
中國 (China)	國內總テノ郵便局ニ於テ取扱フ	法	一千法	四百圓	請求スルコトヲ得	爲替取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ハ其地他國ノ金取戻者及名宛變更者ノ取戻及名宛變更ニ依リテ爲ス	請求スルコトヲ得















甲 聯合約定國郵政廳ノ媒介ニ依ルモノ

國名	上記諸國ニ於テ取扱郵便局	媒介郵政	上記諸國爲替金ノ額本邦提出額本邦拂渡	媒介手数料	爲替別配額	爲替取戻及名宛	備要
智利 (Chili)	十附註ニ掲限リ取扱局ニ付	自耳義郵政廳	法 爲替一千法四百圓引去ル	法爲替金額一百分ノ過又二分ノ分シテ其分分テ	請求スル得	請求スル得	爲替取戻及名宛
公 共 國 (Congo Free State)	「バナナ」(Banana) 「ボナ」(Boma) 「レオポルドヴィル」(Leopoldville) 「マタディ」(Matadi)	「アテナス」(Athens, or Athens) 「コルフ」(Corfu, or Corfu) 「パルマ」(Patnae)	「」	「」	「」	「」	「」
希臘 (Greece)	「アテナス」(Athens, or Athens) 「コルフ」(Corfu, or Corfu) 「パルマ」(Patnae)	「」	「」	「」	「」	「」	「」
「ウラグアイ」(Uruguay)	「」	「」	「」	「」	「」	「」	「」

地 民 植 四 蘭 佛 岸 海 四 加 利 弗 亞 (French Colonies on the west coast of Africa:)

國名	上記諸國ニ於テ取扱郵便局	媒介郵政	上記諸國爲替金ノ額本邦提出額本邦拂渡	媒介手数料	爲替別配額	爲替取戻及名宛	備要
「ダホメー」(Dahomey)	「ポルトノボ」(Porto Novo)	「」	「」	「」	「」	「」	「」
「フランス領コンゴ」(French Congo)	「ブリザンビル」(Brazzaville) 「リベビル」(Libreville)	「」	「」	「」	「」	「」	「」
「ギニア」(Guinea)	「」	「」	「」	「」	「」	「」	「」
「イボリー海岸」(Ivory Coast)	「ビジャマ」(Bijama) 「グランドバサム」(Grand-Bassam) 「グランドラハ」(Grand-Lahou)	「」	「」	「」	「」	「」	「」
「セネガル」(Senegal)	「」	「」	「」	「」	「」	「」	「」



國名	媒介郵政廳	上配諸國最 宛デノ爲替 金ヲ示ス		爲替レ口ノ最 高制限額		媒介 手数料	手 料割合	備 考
		本邦 報出額	本邦 拂渡額	本邦 報出額	本邦 拂渡額			
「チリ」(Chile)	「サンチアゴ」(Santiago)							
「コロンビア」(Colombia)	「ボゴタ」(Bogota)							
「キューバ」(Cuba)	「ハバナ」(Havana)							
「ドミニカ」(Dominican)	「サンチアゴ」(Santiago)							
「エクアドル」(Ecuador)	「クイボ」(Quito)							
「エルサルバドル」(El Salvador)	「サンサルバドル」(San Salvador)							
「グアテマラ」(Guatemala)	「グアテマラ」(Guatemala)							
「ハイチ」(Haiti)	「ポルトープランス」(Port-au-Prince)							
「ホンジュラス」(Honduras)	「テグシガルパ」(Tegucigalpa)							
「メキシコ」(Mexico)	「メキシコシティ」(Mexico City)							
「ニカラガ」(Nicaragua)	「マナグエ」(Managua)							
「パナマ」(Panama)	「パナマ」(Panama)							
「ペルー」(Peru)	「リマ」(Lima)							
「プエルトリコ」(Puerto Rico)	「サンペドロ・デ・ラ・バハ」(San Pedro de la Baha)							
「パラグアイ」(Paraguay)	「アスンシオン」(Asuncion)							
「ウルグアイ」(Uruguay)	「モンテビデオ」(Montevideo)							
「ベネズエラ」(Venezuela)	「カラカス」(Caracas)							
「エクアドル」(Ecuador)	「クイボ」(Quito)							
「エルサルバドル」(El Salvador)	「サンサルバドル」(San Salvador)							
「グアテマラ」(Guatemala)	「グアテマラ」(Guatemala)							
「ホンジュラス」(Honduras)	「テグシガルパ」(Tegucigalpa)							
「メキシコ」(Mexico)	「メキシコシティ」(Mexico City)							
「ニカラガ」(Nicaragua)	「マナグエ」(Managua)							
「パナマ」(Panama)	「パナマ」(Panama)							
「ペルー」(Peru)	「リマ」(Lima)							
「プエルトリコ」(Puerto Rico)	「サンペドロ・デ・ラ・バハ」(San Pedro de la Baha)							
「パラグアイ」(Paraguay)	「アスンシオン」(Asuncion)							
「ウルグアイ」(Uruguay)	「モンテビデオ」(Montevideo)							
「ベネズエラ」(Venezuela)	「カラカス」(Caracas)							

國名	媒介郵政廳	上配諸國最 宛デノ爲替 金ヲ示ス		爲替レ口ノ最 高制限額		媒介 手数料	手 料割合	備 考
		本邦 報出額	本邦 拂渡額	本邦 報出額	本邦 拂渡額			
「キューバ」(Cuba)	「ハバナ」(Havana)							
「ドミニカ」(Dominican)	「サンチアゴ」(Santiago)							
「エクアドル」(Ecuador)	「クイボ」(Quito)							
「エルサルバドル」(El Salvador)	「サンサルバドル」(San Salvador)							
「グアテマラ」(Guatemala)	「グアテマラ」(Guatemala)							
「ホンジュラス」(Honduras)	「テグシガルパ」(Tegucigalpa)							
「メキシコ」(Mexico)	「メキシコシティ」(Mexico City)							
「ニカラガ」(Nicaragua)	「マナグエ」(Managua)							
「パナマ」(Panama)	「パナマ」(Panama)							
「ペルー」(Peru)	「リマ」(Lima)							
「プエルトリコ」(Puerto Rico)	「サンペドロ・デ・ラ・バハ」(San Pedro de la Baha)							
「パラグアイ」(Paraguay)	「アスンシオン」(Asuncion)							
「ウルグアイ」(Uruguay)	「モンテビデオ」(Montevideo)							
「ベネズエラ」(Venezuela)	「カラカス」(Caracas)							
「フィリピン」(Philippine Islands)	「マニラ」(Manila)							
「デンマーク西印度」(Danish West Indies)	「サンクト・トマス」(Saint Thomas)							











明治十七年四月二十四日 逕達局長 本邦香港間郵便爲替定約左之通り改正候條此旨相違候事

- 一 爲替計算ノ交換局ハ香港東京ノ兩局ノミトス
二 香港又ハ上海ハ東京橫濱神戸長崎ニ於テ物フヘキ爲替ヲ振出スヘク東京橫濱神戸長崎ハ清國各所又ハ「マカオ」ニ於テ拂フヘキ爲替ヲ振出スヘシ
三 清國人ノ姓名アルトキハ英字ヲ以テ報知書ヘ記載シ成ルヘク念ノ爲清國文字ヲ其端邊ヘ記入スヘシ若シ爲替差出人清國人ニシテ自己及其受取人ノ姓名ヲ自記シ能ハサルトキハ成ルヘクハ其友人ヲ伴ヒ來リテ代リテ之ヲ記サシムヘシ
四 各局トモ爲替相場並ニ爲替匯及報知書ノ書式ニ付各自其方法ヲ設ケ爲替ノ洋銀ヲ以テ振出スヘシ
五 爲替一度ノ振出額ハ五十圓ニ過クヘカラス且ツ同一ノ差出人ヨリ同一ノ受取人ニ一便ニ二度以上ノ爲替ヲ振出スヘク之ヲ拒マスト雖トモ香港局ノ好ム處ニアラズ
六 各局トモ各自其爲替料ヲ定ムヘシ
七 爲替ヲ振出ストキハ速ニ其報知書ヲ差立ツヘシ
八 爲替ハ總テ其爲替面ノ金額通り拂ヒ渡スヘシ報知書到達前ニ爲替ヲ拂渡シ損失アルトキハ其拂渡額之ヲ負擔スヘシ
九 三箇月毎ニ貨越局ニ於テ其三箇月間ノ兩局ニ於テ振出シタル爲替ノ明細ヲ列記シ共

- 差引貨越額ヲ示シタル計費書ヲ製シ借越局ヘ送ルヘシ然シテ差引借越額ハ無常爲替ヲ以テ貸越局ヘ送付スヘシ
爲替振出一方ニノ爲替額トキハ差引計算ノ度數ヲ増スモ妨ケナシ
受取人ナキ爲替ノ金額ハ之ヲ拂フヘキ局ニ屬スルモノトス
十一 前記各條ハ雙方同意ノ上時々變換スルチ得ヘシ
十二 此爲替方法ハ千八百八十四年七月一日ヨリ實施スヘシ
千八百八十四年四月十八日東京ニ於テ二通又千八百八十四年三月十五日香港ニ於テ記名ス
逕達局長 アルフレットリスタル
追加
十三 日本振出局ヨリフナチオ(福州)以北ノ清國諸港ニ宛テ振出シタル爲替ノ報知書ハ上海ヘ差立ツヘク其他ハ香港ヘ差立ツヘシ
香港及上海ヨリ振出シタル爲替ノ報知書ハ其拂渡局ヘ差立ツヘシ
十四 香港ハ英國及米國ヲ除キ其他ノ諸國ト香港トノ間ニ結ビタル郵便爲替條約ヲ日本ヲシテ利用セシムヘシ且條約ノ改正又ハ新條約ヲ結フ毎ニ東京局ヘ通知スヘシ
明治二十六年三月二十九日 勅令總逓大臣副署
陸軍卿逕達局長ト同ニ結ビタル

ル郵便爲替方法規約修正ノ件ヲ曉可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治十七年(千八百八十四年)四月十八日及千八百八十四年三月十五日日本郵便逕達局長ト香港逕達局長ト同ニ結ビタル日本香港間郵便爲替方法規約ノ修正
日本帝國逕達大臣及香港郵政長官ハ明治十七年(千八百八十四年)四月十八日東京ニ於テ及千八百八十四年三月十五日香港ニ於テ及千八百八十四年三月十五日日本郵便逕達局長ト香港逕達局長ト同ニ結ビタル日本香港間郵便爲替方法規約第四、第五及第九ヲ協議修正スルコト左ノ如シ
四 各局共爲替相場並ニ爲替匯及報知書ノ書式ニ付各自其方法ヲ設ケ日本ニ於テハ洋銀ヲ以テ又香港ニ於テハ日本貨幣ヲ以テ爲替ヲ振出スヘシ
五 爲替金額ハ一口ニ付日本振出ノトキハ洋銀一百圓ヲ、香港振出ノトキハ日本金貨一百圓ヲ超過スヘカラス
九 三箇月毎ニ貨越局ニ於テ其三箇月間ノ兩局ニ於テ振出シタル爲替ノ明細ヲ列記シ其差引貨越額ヲ示シタル計費書ヲ製シ借越局ヘ送ルヘシ然シテ差引借越額ハ無常爲替ヲ以テ貸越局ヘ送付スヘシ
爲替振出一方ニノ爲替額トキハ差引計算ノ度數ヲ増スモ妨ケナシ
差引借越額日本ノ貨越額トナルトキハ極度ニ於テ又香港ノ貨越額トナルトキハ香港ニ於テ貨越額ノ貨幣ヲ以テ支拂フヘシ
此修正規約ハ明治三十二年一月一日(千八百九十九年一月一日)ヨリ實施スヘシ
本邦二通ヲ調整シ明治三十一年(千八百九十八年)十月二十八日東京ニ於テ及千八百九十八年十一月八日香港ニ於テ各記名調印スルモノナリ
日本帝國逕達大臣 林 有造
香港郵政長官 エー、エム、トムソン
明治三十七年九月二十二日 勅令總逓大臣副署

日本帝國逕達大臣及香港郵政長官ハ明治十七年(千八百八十四年)四月十八日及千八百八十四年三月十五日日本郵便逕達局長ト香港逕達局長ト同ニ結ビタル日本香港間郵便爲替方法規約第四、第五及第九ヲ協議修正スルコト左ノ如シ

- 四 各局共爲替相場並ニ爲替匯及報知書ノ書式ニ付各自其方法ヲ設ケ日本ニ於テハ洋銀ヲ以テ又香港ニ於テハ日本貨幣ヲ以テ爲替ヲ振出スヘシ
五 爲替金額ハ一口ニ付日本振出ノトキハ洋銀一百圓ヲ、香港振出ノトキハ日本金貨一百圓ヲ超過スヘカラス
九 三箇月毎ニ貨越局ニ於テ其三箇月間ノ兩局ニ於テ振出シタル爲替ノ明細ヲ列記シ其差引貨越額ヲ示シタル計費書ヲ製シ借越局ヘ送ルヘシ然シテ差引借越額ハ無常爲替ヲ以テ貸越局ヘ送付スヘシ
爲替振出一方ニノ爲替額トキハ差引計算ノ度數ヲ増スモ妨ケナシ
差引借越額日本ノ貨越額トナルトキハ極度ニ於テ又香港ノ貨越額トナルトキハ香港ニ於テ貨越額ノ貨幣ヲ以テ支拂フヘシ
此修正規約ハ明治三十二年一月一日(千八百九十九年一月一日)ヨリ實施スヘシ
本邦二通ヲ調整シ明治三十一年(千八百九十八年)十月二十八日東京ニ於テ及千八百九十八年十一月八日香港ニ於テ各記名調印スルモノナリ
日本帝國逕達大臣 林 有造
香港郵政長官 エー、エム、トムソン
明治三十七年九月二十二日 勅令總逓大臣副署

日本帝國逕達大臣及香港郵政長官ハ明治十七年(千八百八十四年)四月十八日東京ニ於テ及千八百八十四年三月十五日香港ニ於テ及千八百八十四年三月十五日日本郵便逕達局長ト香港逕達局長ト同ニ結ビタル日本香港間郵便爲替方法規約修正スルコト左ノ如シ
五 爲替金額ハ一口ニ付日本振出ノトキハ洋銀一百圓ヲ、香港振出ノトキハ日本金貨四百圓ヲ超過スヘカラス
此ノ修正規約ハ明治三十七年十月一日(千九百零四年十月一日)ヨリ實施スヘシ
本邦二通ヲ調整シ明治三十七年(千九百零四年)八月十九日東京ニ於テ及千九百零四年九月二日香港ニ於テ各記名調印スルモノナリ
日本帝國逕達大臣 兼 武
香港郵政長官 エー、エー、エム、ジョンストン
明治十八年二月二十五日 勅令總逓大臣副署
佛蘭西國政府ト郵便爲替條約別冊ノ通取結ヒ明治十七年十二月九日佛蘭西國巴黎府ニ於テ兩國ノ批准ヲ交換シ本年三月一日ヨリ施行ス
(別冊)

日本帝國逕達大臣及香港郵政長官ハ明治十七年(千八百八十四年)四月十八日東京ニ於テ及千八百八十四年三月十五日香港ニ於テ及千八百八十四年三月十五日日本郵便逕達局長ト香港逕達局長ト同ニ結ビタル日本香港間郵便爲替方法規約修正ノ件ヲ曉可シ茲ニ之ヲ公布セシム
明治十七年(千八百八十四年)四月十八日東京ニ於テ及千八百八十四年三月十五日香港ニ於テ及千八百八十四年三月十五日日本郵便逕達局長ト香港逕達局長ト同ニ結ビタル日本香港間郵便爲替方法規約修正ノ件ヲ曉可シ茲ニ之ヲ公布セシム
日本帝國逕達大臣 兼 武
香港郵政長官 エー、エー、エム、ジョンストン
明治十八年二月二十五日 勅令總逓大臣副署
佛蘭西國政府ト郵便爲替條約別冊ノ通取結ヒ明治十七年十二月九日佛蘭西國巴黎府ニ於テ兩國ノ批准ヲ交換シ本年三月一日ヨリ施行ス
(別冊)

第五條 日本ヨリ爲替ヲ提出ストキハ提出國ノ貨幣ヲ佛貨ニ引直シテ其額ト日本ニ於テ爲替ヲ拂渡ストキハ佛貨ヲ提出國ノ貨幣ニ引直シテ其額ト日本郵遞局ニ於テ定ムヘシ但其實際引直セル割合ハ佛國西郵遞局ヘ通知スヘシ

第六條 此條約ニ據リ佛國西若クハ日本郵遞局ヨリ爲替提出及ヒ拂渡ニ關シ如何ナル名義又ハ口實ヲ假ケルトモ第二條ニ據リ定メタル手數料ノ外税金又ハ手數料ヲ徴收スヘカラス

第七條 兩國ノ郵遞局ハ其協議ヲ以テ定ムル所ノ計算期限ニ於テ其相互ニ仕拂フヘキ金額ノ計算書ヲ製スヘシ而シテ之ヲ互ニ決定シタル後借越トナリタル郵遞局ハ雙方ノ協議ヲ以テ定ムル所ノ仕拂期限內ニ貸越トナリタル郵遞局ヘ其借越高チ仕拂フヘシ

第八條 兩國ノ郵遞局ハ其協議ヲ以テ定ムル所ノ貸借差引ノ殘額ヲ仕拂期限內ニ仕拂ハサルトキハ其期限ヲ經過シタル日ヨリ仕拂金ヲ送發スル日マテノ利息ヲ收ムヘシ此利息ハ一ケ年ニ五條ノ割合ト定メ仕拂方ヲ延滞シタル郵遞局ノ借高トシテ次同ノ計算書ヘ記入スヘシ

第九條 提出國ノ郵遞局ニ於テ爲替ヲ提出ス爲メ領收シタル金額ハ其國ノ法律及ヒ規則ヲ以テ定メタル期限中ニ之ヲ受取ルヘキ權限アル者ヨリ請求セザルトキハ該郵遞局ノ所得ニ歸スヘシ

第十條 兩國郵遞局ハ此條約ニ據リ爲替ノ提出及ヒ仕拂ヲ爲スヘキ郵便局ノ名ヲ相互ニ指定シ又右ノ爲替證書ノ式紙及ヒ送還ノ方法並ニ第七條ニ記載シタル計算書ノ式紙及ヒ此條約ノ條款ヲ確實ニ施行スル爲メ必要ナル一切ノ細目ヲ協議ノ上取極ムヘシ

兩國郵遞局ニ於テ必要ト認ムルトキハ協議ノ上右細目ヲ變更スルコトヲ得ヘシ

第十條 一國ノ郵遞局ニ於テ兩國間ノ爲替事務ヲ停止セザルヲ得サル非常ノ事故アルトキハ一時其停止ヲ爲スコトヲ得但此場合ニ於テハ他ノ一國ノ郵遞局ヘ直ニ通知スヘシ若シ至急ヲ要スルトキハ電信ヲ以テ告知スヘシ

第十一條 此條約ハ可成速ニ批准ヲ受ケ兩國郵遞局協議ノ上取定ムヘキ日ヨリ實施スヘシ而シテ締結兩國ノ内一國ノ郵遞局ヨリ之ヲ廢止スヘキ趣ヲ他ノ一國ノ郵遞局ヘ告知スル迄ハ年々保續遵守スルモノトス但此條約ノ趣ハ一ケ年前ニ告知スヘシ

第十二條 此條約ハ廢約ノ報知ヲ爲ストモ其後一ケ年間全ク實施ノ效力チ有スルモノトス但右ノ一ケ年ヲ經過シタル後タリトモ計算ノ完結及ヒ其仕拂チ爲スハ妨ケナシ

第十三條 此條約ノ確證トシテ千八百八十四年六月三十日巴里ニ於テ本書ニ連テ製シ兩國全權委員之ニ記名押印スルモノナリ

註 須 實(手裏) シュール、フエリ(手裏)

●佛國西國ト郵便爲替細目規則  
明治十八年二月二十六日  
農商務省告示第二號

本年二月五號日ヲ布告相成候本邦佛國西兩國間郵便爲替細目規則左之通候條此旨告示候事

日本及佛國西兩國間ノ郵便爲替ニ關スル千八百八十四年六月三十日ノ條約實施ノ爲兩國間郵遞局ニ於テ結約セル細目規則

佛國西兩國間ノ郵便爲替ニ關スル千八百八十四年六月三十日ノ條約第七條ノ趣旨ハ左ノ如ク佛國西兩國間ノ郵便爲替細目規則ニ依リ日本及佛國西兩國間ノ郵便爲替ニ關スル千八百八十四年六月三十日ノ條約第七條ノ趣旨ハ左ノ如ク佛國西兩國間ノ郵便爲替細目規則ニ依リ

以テ左ノ條ヲ結約スルモノナリ

第一條 兩國郵遞局ハ千八百八十四年六月三十日ノ條約第二條ニ據リ爲替提出ノ爲メ收銀スヘキ爲替手數料ノ割合ヲ相互ニ通知スヘシ且以該手數料ノ割合ヲ變更セルハ同通知スヘシ

日本郵遞局ハ同條第五條實施ノ爲メ佛國西(宛)提出シ又同條ヨリ送達シタル佛貨(フランク)日本貨幣ニ引直割合ヲ毎月通知スヘシ

第二條 兩國郵遞局ハ左ニ記載ノ條款中千八百八十四年六月三十日ノ條約及此規則ニ明文ナキ事ハ各其現行內國規則ニ據テ處分スヘシ

一 佛國西(郵便)ヲ以テ金員ヲ送付スル爲メ提出局ヨリ郵便ヲ以テ送付スル金員振宛局ニ於テ仕拂フ方法及ヒ規則

一 提出局ヨリ郵便ヲ以テ送付スル金員振宛局ニ於テ仕拂フ方法及ヒ規則

一 佛國西(郵便)ヲ以テ金員ヲ送付スル爲メ提出局ヨリ郵便ヲ以テ送付スル金員振宛局ニ於テ仕拂フ方法及ヒ規則

一 佛國西(郵便)ヲ以テ金員ヲ送付スル爲メ提出局ヨリ郵便ヲ以テ送付スル金員振宛局ニ於テ仕拂フ方法及ヒ規則

一 佛國西(郵便)ヲ以テ金員ヲ送付スル爲メ提出局ヨリ郵便ヲ以テ送付スル金員振宛局ニ於テ仕拂フ方法及ヒ規則

一 目録(記入ノ番號)

二 爲替ノ番號

三 提出ノ日附

四 提出局名

五 差出人ノ氏名住所(名ハ少クトモ其頭字ヲ記スヘシ)

六 請取人ノ氏名(名ハ少クトモ其頭字ヲ記スヘシ)或ハ社名等

七 請取人ノ住所

八 佛貨(フランク)及「サンチム」ヲ以テ配載セル爲替ノ金額

但分數ハ五「サンチム」迄トス

第五條 提出國ノ交換局ニ於テ爲替目録並立日ト定メタル日ニ於テ一モ通知スヘキ爲替ナキトキハ甲號式紙(單ニ爲替無之旨)ヲ配載シテ送付スヘシ

第六條 交換局ヨリ差立ツル目録ノ番號ハ毎年改メテ查號ヨリ初ムヘシ且目録ニハ差立ノ日附ヲ記シ交換局長配名ヲ爲スヘシ

第七條 爲替目録ハ必ス附録乙號式紙離形ニ據リ目録ト同一ノ番號及ヒ日附アル送付書ヲ添ヘテ差立ツヘシ

前便後受取タル目録ノ受取書ヲモ同上送付書ヘ記入スヘシ

第八條 爲替目録定期ノ期限ニ於テ到著セザル旨振宛交換局ヨリ通知アルトキハ提出交換局ニ於テ直ニ原書ト同様ナル目録ヲ製シ副書ト肩書キシテ送附スヘシ

第九條 振宛交換局ニ於テ爲替目録ヲ査閱シ誤謬ヲ見出シ其誤謬甚大ノモノニアラサルトキ

ハ該局ニ於テ訂正スヘシ但次便ニ於テ提出交換局ヘ送付スル目録受取書ヘ附箋ヲ爲シ訂正ノ旨ヲ通知スヘシ

若シ右誤謬重大ニシテ提出交換局ノ說明ヲ要スヘキモノナルトキハ前記ノ如ク日録受取書ヘ附箋ヲ添ヘ提出交換局ヘ照會シ其回答ナキ間ハ誤謬又ハ不充分ナル記載アル爲替ノ拂渡ヲ猶豫スヘシ

第十條 振宛國交換局ヨリ各地ヘ差立タル爲替ハ其爲替金拂入ノ日ヨリ起算シ十二箇月間ハ其效力チ有スヘシ

此期限ヲ經過セシハ振宛國ノ郵遞局ヨリ提出國ノ郵遞局ヘ仕拂未済ノ爲替ヲ返戻スヘシ提出國郵遞局ハ千八百八十四年六月三十日ノ條約第八條ニ據リ其國現行法律又ハ規則ニ從テ處分スヘシ

第十一條 振宛國ヨリ差立テ既ニ振宛國郵遞局ヘ通知セル爲替金返戻ナキ差出人ヨリ請求スルハ各其交換局ヲ經テ之ヲ通知スヘシ

振宛國郵遞局ニ於テ未タ其爲替金ヲ拂渡サザル前右請求到著スルハハ拂渡ヲ止メ次便ヲ以テ振宛國ノ郵遞局ヘ其返戻ヲ請求セル金額ノ爲替ヲ返戻スヘシ

第十二條 拂渡期限經過スルカ差出人ヨリ返戻ヲ請求スルカ又ハ他ノ原因ニ由リ振宛國郵遞局ヘ返還スヘキ爲替ハ振宛國交換局ニ於テ附録式紙離形甲號目録第二表ニ據リ左ノ細目ヲ記載シ振宛國郵遞局ニ送付スヘシ

一 返戻ノ主名(期限ヲ通キタルモノ拂戻スヘキモノ等)

二 振出局ヨリ其爲替通知ノ爲メ送付セル甲號目録ノ番號

三 同上目録並立日附

四 同上目録ニ記載セルモノト同一ナル差出人ノ氏名及ヒ住所

五 佛貨(フランク)及「サンチム」ヲ以テ配載セル爲替金額

但分數ハ五「サンチム」迄トス

第六條 佛國ヨリ日本ヘ宛提出タル爲替同ク日本ヨリ佛國ヘ宛テ提出シタル爲替ノ總計並三箇月毎ニ佛國郵遞局ニ於テ此細目規則附録丙號式紙離形ニ據リ調整スヘシ

右ニ依リ佛國郵遞局ハ前三箇月間東京郵遞局高國郵便課ヨリ送付セル目録及ヒ同課(佛國)ヨリ送付セル目録ノ請取書悉ク同局ヘ到著次第丙號式紙(左ノ條件)ヲ登記スヘシ

一 此三箇月間ニ兩國郵遞局ヨリ差立テ爲替目録ヲ以テ通知セル爲替金ノ總計但計算書調整前拂渡ヲ止メタル爲替金ヲ除ク

二 歩合金トシテ前記總計ノ貳百分ノ壹

三 此三箇月間振宛國ニ於テ拂渡サズ振出國郵遞局ヘ返戻セル爲替金額ノ總計

丙號計算書中前記計算書ニ拂渡サズ止メタル爲替ニ關スル正誤及其他特別計算ハ特別計算ト記セル行中ニ記入スヘシ此特別計算ニ付明細書ヲ要用ト認ムルハ丙號總計計算書ニ關スル書類ト共ニ送付スヘシ

第七條 佛國郵遞局ニ於テ附録式紙離形甲號目録並立日及ヒ他ノ書類ト共ニ東京交換局ニ送付スヘシ同交換局ニ於テ若シ意見アルハハ意見書ヲ添ヘ計算書ニ連テ送附スヘシ

佛國郵遞局ニ於テ爲替目録並立日及ヒ他ノ書類ト共ニ東京交換局ニ送付スヘシ同交換局ニ於テ若シ意見アルハハ意見書ヲ添ヘ計算書ニ連テ送附スヘシ







日本帝國ト亞米利加合衆國トノ間ニ郵便爲替交換ニ關スル追加定約

第一條

千八百八十八年十月一日修正實施シタル前記定約第六條中及同定約附錄ニ於テ...

第二條

前條ノ千九百四年七月一日ヨリ實施スヘシ本定約ニ關シテ...

日本帝國選信大臣 大 浦 兼 武 國郵政長官 エイチ、シ、ト、ヘ、ン

加那太郵政廳下郵便爲替規則

明治二十二年九月三十日 勅令總遞、大臣副署

朕帝國選信省ト加那太郵政廳トノ間ニ郵便爲替規則ヲ締結セシメタルニ依リ...

第二款 外國郵便爲替

第二條 爲替金ハ雙方共加那太貨幣ヲ以テ記載スヘシ...

第三條

爲替一口ノ金額ハ雙方共五拾弗ヲ超過スヘカラス

第四條

爲替金額ハ差出人ヨリ拂込ミ並ニ受取人トシテ...

第五條

爲替金額ハ差出人ヨリ拂込ミ並ニ受取人トシテ...

第六條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第七條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第八條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第九條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十一條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十二條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十三條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十四條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十五條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十六條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十七條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十八條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

京交換局ニ到達セル爲替モ同條六月中最後ニ送スヘキ...

第十條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十一條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十二條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十三條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十四條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十五條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十六條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十七條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十八條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第十九條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

第二十條

爲替金額ハ差出人及受取人ノ氏名住所又差出人若クハ受取人會社組合トシテ...

セシ條目ハ之ヲ乙國郵政廳ニ通知スヘシ

第十七條

日本若クハ加那太商人ノ此爲替ヲ以テ...

第十八條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第十九條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十一條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十二條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十三條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十四條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十五條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十六條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

第二十七條

此規約ハ明治二十二年十月一日即チ千八百八十九年十月一日ヨリ實施ス...

日本帝國選信大臣 後藤 象 二 郎

加那太郵政長官 ヴォン、ハッガード

東京 千八百八十年 郵便爲替交換局長

外信局長殿

道テ本文自録御領收ノ旨御回答有之度候也







甲 號 雜 形 目 録 第 號 甲 號 雜

出シ日本ニ於テ拂渡スヘキ爲替目録 日本ヨリ出シ英國ニ於テ拂渡スヘキ

受取人氏名	受取人宿所	英國貨 幣金額	日本局ニ於 テ使用ノ 日本貨幣	報出 月日	外國 爲替 番號	爲替 番號	報出 局名	差出人宿所 及ヒ氏名	受取人氏名	受取人宿所
總計										

當者ヨリ最後ノ目録  
第何號差立後英國ニ  
於テ拂渡スヘキ爲替  
ノ爲メ領收致候金額  
ノ明細計算書今便差  
通候御査収有之度  
候也

於東京  
千八百何年  
通信省  
倫敦  
爲替局  
御中

日本ヨリ出シ英國  
内居住人ニ拂渡スヘ  
キ千八百何年何號  
爲替金額總計何磅何  
志何片ノ目録正二領  
收致候當局ヨリ最後  
ノ目録第何號差立後  
日本ニ於テ拂渡スヘ  
キ爲替ノ爲メ領收致

乙 號 雜 形 目 録 第 號

千八百九十年第 月 英國及英國以外ヨリ振  
第 月中振出國ニ於テ差出人ヘ拂戻シタル爲替ノ目録

英國ヨリ振出シタル爲替				日本ヨリ振出シタル爲替				報出 月日	外國 爲替 番號	爲替 番號	報出 局名	差出人宿所 及ヒ氏名
月日	爲替 番號	報出局名	金額	月日	爲替 番號	報出局名	金額					
總計				總計								

候金額ノ明細計算  
書今便差通候御査収  
有之度候也

於倫敦  
千八百何年  
爲替局  
東京  
通信省  
御中

東京千八百九十年 日本通信省

丙 號 雜 形 目 録 第 號

千八百 年 第 月 爲替振出ノ月ヨリ滿十二箇月内ニ拂渡サスシテ効力ヲ失ヒタル爲替ノ目録

英國ヨリ振出シタル爲替				日本ヨリ振出シタル爲替			
月日	爲替 番號	報出局名	金額	月日	爲替 番號	報出局名	金額
總計				總計			

東京千八百九十年 日本通信省

丁 號 雜 形 目 録 第 號

千八百 年 第 月 日本帝國ト大英國トノ間ニ交換シタル爲替ノ總計表

日本國ノ貸高		金額	英國ノ貸高		金額
英國ヨリ振出シ日本ニ於テ 仕拂フヘキ爲替金額	目録第 號		日本ヨリ振出シ英國ニ於テ 支拂フヘキ爲替金額	目録第 號	
" "	" "		" "	" "	
" "	" "		" "	" "	
少合金千分ノ五			少合金千分ノ五		
拂戻爲替ノ金額			拂戻爲替ノ金額		
効力ヲ失ヒタル爲替ノ金額			効力ヲ失ヒタル爲替ノ金額		
日本ノ貸高 總計			英國ノ貸高 總計		
差引英國ヘ支拂フヘキ高			差引日本ヘ仕拂フヘキ高		

東京千八百九十年 日本通信省

第十九號 通信 第三章 電信 第一款 內國電信

**第三章 電信**

**第一款 內國電信**

●電信法

明治三十三年三月十四日  
法律第五十九號 遞送大臣副署  
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル電信法ヲ裁可シ茲ニ之

ナ公布セシム

電信法

第一條 電信及電話ノ政府之ヲ管掌ス

第二條 左ニ掲グル電信又ハ電話ノ命令ノ定ムル  
所ニ依リ之ヲ私設スルコトナ得

一 一邸宅内若ハ一構内ニ於テ專用ニ供スル爲  
ニ私設スルモノ

二 鐵道業其ノ他電信電話ノ專用ニ必要トスル  
事業ノ爲メ私設スルモノ

三 公共團體ノ事務執行ノ爲一市區町村内若ハ  
隣接市區町村間ニ於テ公署相互間又ハ一郡  
市區内ニ於テ公署ト第一大監督官廳トノ間  
ニ私設スルモノ

四 電報送受ノ目的ヲ以テ一人ノ專用ニ供スル





記號 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 Z Y X W V U T S R Q P O N M L K J I

終點	.....
原點	.....
小點	.....
重點	.....
同標	.....
感符	.....
略符	.....
新符	.....
運載點	.....
括弧	.....
句讀	.....
字下線	.....
刪除線	.....

指定事項	和文略符號	歐文略符號
至急	ウナ	U R
至急親展	ウニ	U O
返信料前納	ナツ	N A
返信至急	ナフ	N F
返信照校	ナム	N M
照校	ナニ	N I
電報受信報知	ツニ	T N
郵便受信報知	ツラ	T R
追送	ナチ	N C
再送	ナチ	N C
同文連名	ムチ	M C
外國郵送	ヨイ	Y I
留置	ムイ	M I
別使配達	ムタ	M T

第九條 電報ニ用ケル指定事項ノ略符號ハ左ノ如クシ

第十條 電報ニ用ケル語辭ハ普通語祕語ノ三種トス

第十一條 普通語トハ和文電報ニ於テハ日本語電報ニ於テハ羅馬字又ハ歐洲國語ニシテ其ノ意味ノ通解シ易キモノヲ云フ

第十二條 隱語トハ普通語ヲ普通ノ意味以外ニ用シ其ノ意味ノ通解シ難キモノヲ云フ

第十三條 祕辭トハ文字又ハ數字ノ孤立若ハ聯集ニシテ其ノ意味ノ通解シ難キモノヲ云フ

第十四條 濁點及半濁點ハ片假名ニ附記スルノ外ニ用ケルコトヲ得ス

第十五條 和文記號ハ片假名又ハ數字歐文記號ハ

羅馬字又ハ亞刺比亞數字ニ直接ニ附隨セシムル場合ノ外用ケルコトヲ得ス但シ小括弧ハ第十六條ノ場合ノ外ニ用ケルコトヲ得ス

第十六條 和文電報ニハ商標其ノ他片假名ヲ以テ顯明シ難キモノニ限リ羅馬字又ハ亞刺比亞數字及歐文記號ヲ挿入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小括弧ヲ以テ之ヲ區別スヘシ

第十七條 羅馬字ヲ以テ綴リタル日本語ノ電報ハ十五字ヲ超エテ綴記シ又ハ一語句ノ中間ニ於テ分割記號スルコトヲ得但シ名稱ヲ示ス語ハ之ニ附屬スル助字ト共ニ數字ノ多少ニ拘ハラズ一箇ヲ一聯集トシテ綴記スルコトヲ得

第十八條 羅馬字ヲ以テ綴リタル日本語ノ電報中ニ外國語又ハ亞刺比亞數字ヲ混用スルトキハ其ノ外國語又ハ亞刺比亞數字ヲ日本語ト聯記スルコトヲ得ス

第十九條 電報ノ受信人名ハ同一ノ家ニ宛テタル場合ニ限リ之ヲ連記スルコトヲ得

第二十條 受信人ノ居所氏名ハ簡明ニ記載スヘシ若シ其ノ地名ニシテ著名ナラサルカ又ハ他ニ類似ノモノアルトキハ國名又ハ郡區名ヲ附記スヘシ和文電報ノ居所中ニ必要ト認ムルモノアルトキハ電報局所ニ於テ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十一條 受信人ノ居所氏名ハ第六十六條ニ依リ登記テ受ケタル略號ヲ以テ記載スルコトヲ得但シ略號ノ外必ス著信地名ヲ附記スヘシ

一 市區町村内ニ二箇以上ノ電報局所アル場合ハ著信地名ノ前三箇著信ノ電報局所名ヲ記入シタル

第二十二條 電報ノ本文ハ之ヲ記載セサルコトヲ得

第二十三條 發信人ハ自己ノ居所氏名ノ傳達ヲ要スルトキハ和信紙中本文ノ末尾ニ之ヲ記載スヘシ但シ其ノ居所氏名ヲ送達紙ノ外部ニ表ハサムトスルトキハ和文電報ニ在リテハ受信人名所ノ下ニ歐文電報ニ在リテハ受信人名所ノ前ニ之ヲ記載スヘシ

第二十四條 電報ニ記載シタル文字ヲ加除改正シタルトキハ電報局所ニ於テ相當ノ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第二十五條 發信人ノ記載シタル指定事項ノ略符號別然セサルモノハ其ノ略符號ナキ電報トシテ取扱フヘシ

第二十六條 發信人ハ其ノ居所氏名ヲ和信紙ノ端末ニ記載スヘシ但シ其ノ記載ナキモノト雖電信局所ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付發送スルコトアルヘシ

第二十七條 電報中左ニ記載スルモノハ數字又ハ語數ニ算入ス

一 本文

二 歐文電報ノ受信人居所氏名

但シ第二十一條第二項ニ依リ記入シタル

第三 著信ノ電報局所名ヲ除キ

三 和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人氏名ヲ連記シタル追送電報又ハ再送電報ノ第二以下ノ居所

四 傳達ヲ要スル發信人居所氏名

五 指定事項

六 第二號乃至第四號ノ居所氏名ニ附屬スル語字

第二十八條 和文ノ數字及記號ハ其ノ一箇ヲ片假名一字ニ計算ス但シ括弧及小括弧ハ各之ヲ片假名二字ニ計算ス

第二十九條 和文電報中ニ用ケル羅馬字、亞刺比亞數字及歐文記號ハ其ノ一字又ハ一箇ヲ片假名一字ニ計算ス但シ括弧、轉倒句讀及字下線ハ各之ヲ片假名二字ニ計算ス

第三十條 歐文ノ普通語ハ一語ノ聯集十五字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ十五字ヲ超エサルモノハ十五箇迄毎ニ又之ヲ一語ニ計算ス

第三十一條 歐文電報中ニ用ケル亞刺比亞數字ハ其ノ聯集五箇ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ五箇ヲ超エサルモノハ五箇迄毎ニ又之ヲ一語ニ計算ス

第三十二條 歐文電報中羅馬字又ハ亞刺比亞數字ノ孤立シタルモノハ之ヲ一語ニ計算ス

第三十三條 歐文電報中羅馬字ヲ以テ聯記シタル祕辭ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第三十四條 普通語及隱語ヲ混用シタル歐文電報中ノ普通語ハ一語ノ聯集十字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ十字ヲ超エサルモノハ十字迄毎ニ又之ヲ一語ニ計算ス









發行人前項ノ略字ヲ以テ受信人名ヲ記載セザル  
トキハ電信局所ニ於テ之ヲ改訂スルコトアルヘ  
シ  
第十二條 新聞電報ノ著信局所ニ於テ之ヲ受信人  
ニ交付ス但シ受信人ニ於テ特ニ請求スルトキハ  
其ノ配達ヲナスコトアルヘシ  
新聞電報ノ受信人ハ其ノ電報ヲ受取ルトキ其ノ  
都度新聞電報受信票ヲ著信局所ニ提示スヘシ  
電信局所ニ於テハ新聞電報受信票ノ所持者ヲ  
以テ正當受信人ト看做ス  
第十三條 同一市區町村內ニ數箇ノ電信局所アル  
トキハ所轄一等郵便局ハ其ノ市區町村內ニ於ル  
新聞電報ノ著信局所ヲ指定ス  
第十四條 新聞電報トシテ差出シタルモノノニシテ  
第九條及第十條ノ規定ニ違ヒタルモノアルトキ  
ハ通常私報ノ例ニ依リ料金を計算シ其ノ不足額  
ヲ受信人ヨリ徴收ス  
第十五條 遞信大臣ハ別ニ定ムル條件ニ依リ新聞  
電報ニ關スル料金を豫納又ハ後納ヲ許可スルコ  
トアルヘシ  
第十六條 遞信大臣ハ一箇年ヲ通シ毎日一定ノ時  
期ニ於テ東京又ハ大阪ヨリ同一受信人ニ宛テ長  
文ノ新聞電報ヲ發スルモノニ對シ其ノ電報ノ豫  
納額ヲ許可スルコトアルヘシ  
豫納新聞電報ノ毎日發信スル際定數字數ニ依リ左  
ノ料金を課ス若シ實際ノ字數力豫定數字數ニ超過シ  
タルトキハ其ノ超過シタル字數ニ對シ第二條ノ  
料金を課ス  
一 豫定數字五百字迄 年額 金四百八十圓  
二 同一千字迄 同 金八百四十圓  
三 同一千五百字迄 同 金一千二百圓  
豫納新聞電報ノ取扱方及料金を納付方ハ別ニ之ヲ  
施行ス

定ム  
第十七條 明治三十三年九月九日遞信省令第四十六號電  
報規則第六章及第十章電報ノ規定ハ新聞電報ニ  
之ヲ適用セス若シ之ニ違背シテ指定ヲ記載シタ  
ルモノアルトキハ電信局所ニ於テ其ノ指定ヲ削  
除ス  
第十八條 本令ニ明文ナキ事項ハ內國電報ニ關ス  
ル一般ノ規定ニ依ル  
附則  
第十九條 本令ハ小笠原島、壺原、樺太ト其ノ以外  
ノ本邦各地トノ間及小笠原島、壺原、樺太相互間  
ニ之ヲ適用セス  
第二十條 本令ハ明治四十年一月十六日ヨリ之ヲ  
施行ス  
●電信局所ノ電報取扱時間及其  
ノ時間外電報取扱規則  
明治三十六年十一月二十八日  
遞信省令第五十三號  
電信局所ノ電報取扱時間及其ノ時間外電報取扱規  
則左ノ通相定ム  
電信局所ノ電報取扱時間及其ノ時間外電報  
取扱規則  
第一條 電信局所ノ電報取扱時間ハ左ノ三種トス  
第一種 午前六時ヨリ午後十時マテ  
第二種 午前八時ヨリ午後八時マテ  
第三種 土地ノ狀況其ノ他特殊ノ必要ニ依リ定ムルモ  
土地ノ狀況其ノ他特殊ノ必要ニ依リ定ムルモ  
第二條 左ノ電報ハ電報取扱時間外ト認メ之ヲ取扱  
ス

●電信電話機ニ依ル電報發受心  
明治三十三年九月十一日  
遞信省令第三百四十四號  
電報規則施行ニ付同規則第七十五條及郵便(電信)  
局電信局ニ連接スル電信電話ニ依リ電報ヲ發受ス  
ル心得左ノ通相定ム  
一 電話加入者ニ於テ其ノ使用ニ屬スル電話機ニ  
依リ電報ヲ發送セムトスルトキハ其ノ地ノ電  
報取扱局ヲ呼出シ先テ電報ヲ發スヘキ旨ヲ通  
シ而シテ後左ノ順序ニ依リ電報ヲ通話シ承諾  
ノ返辭ヲ受ケヘシ  
一 電報ノ種類  
二 電報ノ字數  
三 電報ノ發送時間  
四 電報ノ發送順序  
五 電報ノ發送料  
六 電報ノ發送手續  
七 電報ノ發送地點  
八 電報ノ發送方法  
九 電報ノ發送注意事項  
一〇 電報ノ發送其他事項  
●電信電話機ニ依ル電報發受心  
一 電報ノ種類  
二 電報ノ字數  
三 電報ノ發送時間  
四 電報ノ發送順序  
五 電報ノ發送料  
六 電報ノ發送手續  
七 電報ノ發送地點  
八 電報ノ發送方法  
九 電報ノ發送注意事項  
一〇 電報ノ發送其他事項

●電報取扱ニ關スル制限告示方  
明治三十六年三月二十一日  
遞信省令第十二號  
電信事務ヲ取扱フ局所ニ於ル電報ノ取扱ニ關スル  
制限ハ當該局所前ニ之ヲ揭示ス  
本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●略號登記料配達先登記料局渡  
料ノ金額及其ノ納付手續  
明治三十三年九月一日  
遞信省令第四十七號  
略號登記料配達先登記料局渡料ノ金額及其ノ納付  
手續左ノ通相定ム  
略號登記料配達先登記料局渡料ノ金額及其  
ノ納付手續  
第一條 略號登記料又ハ配達先登記料ハ登記一箇  
毎二年額金十二圓トス  
第二條 前條ノ料金を年額二分シ左ニ掲グル二  
期ノ別ニ從ヒ一期分毎ニ登記又ハ交付ヲ受クル  
電信局所ニ前納スヘシ但シ一二期郵便(電信)局  
電信局及在外(電信)局所ニ在リテハ通貨ヲ以テ  
之ヲ納付スヘシ  
第一期 四月一日ヨリ九月三十日マテ  
第二期 十月一日ヨリ三月三十一日マテ  
第三條 一期ノ中途ニ於テ略號又ハ配達先ノ登記  
ヲ受ケ若ハ局渡票ヲ交付ヲ受クルトキト雖其

●電報ノ種類  
一 電報ノ種類  
二 電報ノ字數  
三 電報ノ發送時間  
四 電報ノ發送順序  
五 電報ノ發送料  
六 電報ノ發送手續  
七 電報ノ發送地點  
八 電報ノ發送方法  
九 電報ノ發送注意事項  
一〇 電報ノ發送其他事項













官廳用軍用及私設電信電話維持規程

官廳用、軍用及私設電信電話維持規程左ノ通定ム
官廳用、軍用及私設電信電話維持規程
第一條 官廳用、軍用及私設電信電話維持規程ニシテ統
監府通信管理局(以下簡稱通信局)ニ於テ其ノ維持ヲ執
行スルモノハ本規程ニ依ル

電柱敷地手當及通信管理局ノ必要ニ起因セザル電柱移轉又ハ線路變更等ニ要スル費用ハ之ヲ包含セズ

電柱敷地手當及通信管理局ノ必要ニ起因セザル電柱移轉又ハ線路變更等ニ要スル費用ハ之ヲ包含セズ
第五條 電池維持料ハ裝設場所一箇所ニ付電池數十箇以内ハ年額金七圓二十箇トシ十箇以内ヲ増ス毎二年額金一圓八十錢ヲ加算ス

電信電話ノ犯罪ニ關スル律令

電信電話ノ犯罪ニ關スル律令
第十四條 電信電話ノ犯罪ニ關スル律令
第一條 電信電話ノ犯罪ニ關スル律令
第二條 電信電話ノ犯罪ニ關スル律令
第三條 電信電話ノ犯罪ニ關スル律令

臺灣島内電報船配運料超過

臺灣島内電報船配運料超過
臺灣島内ニ於テ配運料ノ別使配運料及特別使配運料ハ明治三十三年通信令第四十六號電報規則第六十七條ニ規定セル金額ノ三倍トス
本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ施行ス

新聞電報規則

新聞電報規則
新聞電報規則左ノ通定ム
第一條 新聞電報又ハ其ノ新聞通信者ヨリ新聞社ニ宛テタル新聞紙ニ掲載スヘキ事項ノ電報ハ此ノ規則ニ依リ新聞電報トシ臺灣島内ニ限リ之ヲ差出シ又ハ受取ルコトヲ得

新聞電報送出人ノ名

新聞電報送出人ノ名
新聞電報送出人ノ名
新聞電報送出人ノ名
新聞電報送出人ノ名

電話機ニ依ル電報取扱局名

電話機ニ依ル電報取扱局名
電話機ニ依ル電報取扱局名
電話機ニ依ル電報取扱局名
電話機ニ依ル電報取扱局名

新聞電報規則

新聞電報規則
新聞電報規則左ノ通定ム
第一條 新聞電報又ハ其ノ新聞通信者ヨリ新聞社ニ宛テタル新聞紙ニ掲載スヘキ事項ノ電報ハ此ノ規則ニ依リ新聞電報トシ臺灣島内ニ限リ之ヲ差出シ又ハ受取ルコトヲ得

新聞電報送出人ノ名

新聞電報送出人ノ名
新聞電報送出人ノ名
新聞電報送出人ノ名
新聞電報送出人ノ名



第十條 新聞電報ノ通信料ハ爲一般ノ電報傳送ニ妨ケアリト認ムルトキハ其ノ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ

第十一條 新聞電報ハ此ノ規則ニ定ムル事項ノ外ニテ一般ノ規定ニ依ル

第十二條 此ノ規則ハ明治三十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

●私設電信規則第二十四條及其ノ納付手續第二條ノ事務ヲ取扱臺灣總督府郵便電信局

明治三十七年三月三日  
臺灣總督府令第四十號

明治三十三年以前選信省令第四十八號私設電信規則第二十四條及同省令第四十九號私設電信規則第二十條ノ料金額及其ノ納付手續第二條ニ依リ一等郵便電信局ノ行フヘキ事務ハ各一、二等郵便電信局(淡水郵便電信局ヲ除ク)ニシテ之ヲ行ハシム

明治三十五年以前府令第四十一號ハ之ヲ廢止ス

明治三十七年二月三日  
臺灣總督府令第十九號

明治三十三年以前選信省令第四十八號私設電信規則第二十四條及同省令第四十九號私設電信規則第二十條ノ料金額及其ノ納付手續第二條ニ依リ一、二等郵便電信局ノ分掌區域ノ通相定ム

分掌局 區 域

臺北郵便電信局 臺北、深坑、(桃竹園)各廳管内  
基隆郵便電信局 基隆廳管内  
宜蘭郵便電信局 宜蘭廳管内

新竹郵便電信局	新竹廳管内
苗栗郵便電信局	苗栗廳管内
臺中郵便電信局	臺中、南投各廳管内
彰化郵便電信局	彰化廳管内
斗六郵便電信局	斗六管内
嘉義郵便電信局	嘉義廳管内
臺南郵便電信局	臺南、鹽水港、番薯寮各廳管内
打狗郵便電信局	鳳山廳管内(鳳山、打狗)
鳳山郵便電信局	鳳山廳管内(鳳山、打狗)
澎湖郵便電信局	澎湖廳管内
澎湖郵便電信局	澎湖廳管内
澎湖郵便電信局	澎湖廳管内

●官廳用軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則

明治三十八年八月二十四日  
臺灣總督府令第六十三號

官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則左ノ通相定ム

官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則

第一條 官廳用、軍用又ハ私設ノ電線及電池ノ掃除若クハ管理者ハ其ノ電線ノ保守又ハ電池ノ掃除ヲ民政部ニ依託スルコトヲ得

民政部前項ノ依託ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査シ其ノ可否ヲ依託者ニ通知スヘシ

第二條 前條ノ依託申請書ニ左ノ事項ヲ詳記シタル書類ヲ添付スヘシ

一 電線ノ位置、線路ノ距離、架線ノ種類、太サ、及延長距離

二 電池ノ種類及箇數

前項第一號ノ事項ハ別ニ圖面ヲ以テ之ヲ表示シ

第二號電池ノ箇數ハ各箇所別ニ計算スヘシ

第三條 第一條ノ受託ノ通知ヲ受ケタル者ハ此ノ規則ニ定ムル電線保守料又ハ電池掃除料ヲ民政部ニ納付スヘシ

第四條 民政部ニ依託シタル電線ノ保守及電池ノ掃除ハ電信局事務ノ一トシテ郵便電信局ニ於テ之ヲ施行ス

テ之ヲ施行ス

第五條 電線保守料ハ左記各款ニ依ル

一 公衆用電信電話線路ニ添架セルモノハ線路一線、里程一町ニ付一箇年金八十五錢トス

二 單獨建設セルモノハ線路一線、里程一町ニ付一箇年金一圓五十錢トス

三 連絡セル線路ニシテ二箇所以上添架ノ部分又ハ單獨建設ノ部分アルトキハ保守依託ノ受ケル區間毎ニ添架部分及單獨部分共各其ノ合計里程ニ依リ計算ス

四 前各款ノ場合ニ於テ一町未滿ノ端數ハ之ヲ一町トシ計算ス

五 公衆用電信電話線路ノ存在セザル地方ニ建設セル單獨線路若クハ線路以外ノ線路ヲ架設セル線路並特殊ノ方法ニ依リ保守スルヲ必要トスル線路ノ保守料ハ別ニ之ヲ定ム

依託者ノ請求ニ因リ電柱移轉、線路變更等ニ要スル費用ハ依託者ノ負擔トス

第六條 電池掃除料ハ一箇所電池十箇マテ特ニ一箇年金十一圓トシ一箇所ニ付電池數一箇以上十箇マテ増ス毎ニ一箇年金二圓五十錢ヲ加算ス

前項掃除料ニハ備入料及器具代ノ外掃除ニ要スル材料ハ包含セズ

第七條 電線保守及電池掃除ノ依託一箇年ニ滿タサル場合ノ料金額月割ヲ以テ計算シ依託ノ月及依託解除ノ月ハ日數ニ拘ラス一箇月ニ計算ス

第八條 電線保守依託中電柱移轉又ハ修築等ノ爲線路ノ延長シタル場合ハ其ノ月ヨリ又線路ノ短縮シタル場合ハ其翌月ヨリ伸縮シタル里程ニ應ジ保守料ヲ變更ス但シ其ノ増減一町未滿ノモノハ其ノ年度内保守料ヲ變更セズ

電池掃除依託中電池數ノ増加シタル場合ハ其ノ

月ヨリ又電池數ノ減少シタル場合ハ其ノ翌月ヨリ増減シタル電池數ニ應ジ掃除料ヲ變更ス

第九條 電線保守料及電池掃除料ハ年額、シテ二分シ左ニ掲ケル期別ニ從ヒ毎期ノ末月ニ納付スヘシ但シ依託解除ノ場合ニ於テハ、レニ之ヲ納付スヘシ

第一期 四月一日ヨリ九月三十日まで

第二期 十月一日ヨリ三月三十一日まで

第三期 四月一日ヨリ三月三十一日まで

第十條 毎期末日マテニ依託解除ノ通知ナキトキハ引續キ次期ノ依託ヲ約シタルモノト看做ス

附則

本令ハ明治三十八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

●外國電信條約書

明治三十二年十月十三日  
太政官布告第四十五號

本年一月、西亞細亞彼得附條ニ於テ萬國電信條約ニ加入シ、加那條約書印交換相濟條條此旨布告候事

(別冊)

萬國條約書

第一條 同盟各國ハ何人ナカハス萬國聯合電信ノ方法ニ依テ通信スルノ權利アルコトヲ承認ス

第二條 同盟各國ハ通信ノ秘密且速達ヲ擔保スルカ爲メ必要ナル百般ノ處置ヲ爲スヘシ

第三條 然レトモ同盟各國ハ萬國電信ノ取扱上ヨリ起ル一切ノ責任ニ任セザルヘシ

第四條 同盟各國政府ハ通信ノ速達ヲ擔保スルニ十分ナル

線路ノ設備シ以テ特別ノ電線トナシ萬國電信ノ用ニ充ツヘシ

此特種ハ方今電機學經驗上ニ於テ發明セシ最良ノ方法ヲ以テ建設使用スヘシ

第五條 電信ヲ區分シテ左ノ三種トナス

第一 官報

即チ同盟國ノ首長大臣陸海軍將帥公使又ハ領事ノ通信ヲ云フ

第二 局報

即チ同盟國各電信局ヨリ出セル報信ニシテ萬國電信ノ業務ニ關シ或ハ各局間ノ上國益トナルヘキ事件ニ關スル者ヲ云フ

第三 私報

傳達ハ總テ官報ヲ先ニシ他ノ報信ヲ後ニス

第六條 官報並三局報ハ隨時ニ暗號ヲ用テ報スルコトヲ得ヘシ

私報ハ暗號ヲ以テ暗答スルコトヲ許シタル兩國政府ノ間ノミニ於テ之ヲ送受スルヲ得ヘシ

暗號ヲ以テ暗答スル通信ヲ認許セザル國ト雖モ第八條ニ云フ通信停止ノ時ヲ除クノ外其私報ヲ傳送スルコトハ許スヘキモノトス

第七條 同盟各國ハ其國ノ治安ニ害アリ其國ノ法律若クハ風俗ニ悖ルモノト看做ル私報ハ其傳送ヲ禁留ルノ權アリ

第八條 各國政府ニ於テハ期限ヲ定メス一時萬國電信ノ使用ヲ停止スルヲ必要アリト思考スルトキハ其趣ヲ同盟國各政府ニ通知シ管下電線ノ電報或ハ一部ノ電報又ハ通信ノ種類ヲ限リ之ヲ停止スルノ權アリ

第九條 同盟各國ノ電信ノ傳送及ヒ配達ヲ一層保全且便捷ニスル爲メ同盟國電信各本局ニ於テ協議議決シタル種々ノ方法ヲ以テ各出狀人ニ利益ヲ與ル事ヲ務ムヘシ

此各國中孰レニテモ電信ノ傳送及ヒ配達ニツキ別殊ノ方法ヲ用ルコトヲ定メ之ヲ報知スルトキハ其成法ヲ以テ亦各出狀人ニ利益ヲ與フルコトヲ務ムヘシ

第十條 同盟各國ニ於テ萬國稅則ヲ制定スルニハ左ノ條件ヲ標準トスヘシ

同盟各國執レノ兩國間ノ局ニテモ同線路ヲ以テ送受スル諸音信ノ稅額ハ此彼同一ナルヘシ而シテ此法ヲ施行スルニ當リ歐羅巴ニ於テハ一國ヲ二大區ニ區分スルヲ得ヘシ

稅額ハ首尾ノ政府ト中間ノ政府ト協議ノ上各國願次ニ決定ムヘシ

同盟各國ノ間ニ送受スル音信ニ適用スヘキ稅額ハ何時タリトモ協議ノ上之ヲ改革増減スルコトヲ得ヘシ

萬國稅則ヲ制定スルニ方テ「フラン」ヲ以テ貨幣ノ本位ト定ム

第十一條 同盟各國ノ萬國電信局務ニ關スル音信ハ其各國ノ諸線路ヲ悉ク無稅ニテ傳送スヘシ

第十二條 同盟各國ハ互ニ其稅額ノ計算ヲ爲スヘシ

第十三條 此條約書ハ細目規則ヲ合セテ準備スル者トス而シテ該規則ノ條件ハ同盟國各本局協議ノ上何時タリトモ協議ノ上之ヲ改革増減スルコトヲ得ヘシ

トモ之ヲ改正スルヲ得ヘシ

第十四條 細目規則中ニ云フ同盟國中各一政府下ニ置ケ萬國電信事務局ハ萬國電信ニ關スル諸般ノ報告ヲ集メ之ヲ整理出版シ稅則並ニ細目規則ノ改正ヲ請求スル者アラハ其書ヲ同盟國各本局ニ同送シ而シテ兼該一致シタル改正ノ件ヲ廣告シ且萬國電信ノ利益トナルヘキ諸項ヲ電報熱慮シテ之ヲ執行スル等ノ任ヲ受ケルモノトス

此事務局ニ於テ庶務ヲ調理スル爲メ要スル費用ハ同盟國各本局ヨリ支給スヘシ

第十五條 第十條ニ云フ稅則及ヒ第十三條ニ云フ細目規則ハ此條約書ニ附屬シタル者ニテ條約書同一ノ効ヲ有シ且同時ニ施行スヘキモノトス

右稅則及ヒ細目規則ハ會議ノ上更改スルヲ得ヘシ其際ニ於テハ從來參典セシ各國皆之ニ會同スルヲ得ヘシ

此會議ハ定期毎ニ之ヲ開キ而シテ毎回其會期ノ期日並ニ場所ヲ定ムルモノトス

第十六條 此會議ハ同盟國各本局ヨリ派出スル所ノ理事官ヲ以テ成立スヘキモノトス

會議ニ於テハ各本局ノ理事官數名アリトモ決議ノトキハ一人ヲ以テ算ス但一政府下ノ諸局ヨリシテ各此會議ニ列セント欲スルトキハ外國交際上ノ手續ヲ輕テ期目前ニ其會議ヲ開クヘキ國ノ政府ハ照會シ各別ノ理事官ヲ派出セシムルトキハ此限ニアラス

右會議ニ於テ改正スル條件ヲ雖モ同盟國各政府ノ批准ヲ得タル後ニ非サレハ施行スヘカラス

第十七條

同盟各國ハ萬國一般ニ關係セサル事務上ノ點ニ於テハ各國各自諸般ノ約定ヲ爲スノ權ヲ有ス

第十八條 方今此條約ニ與ラサル國ト雖モ其請求ニ依リテハ之ニ加入スルコトヲ許スヘシ

右加入ハ會同開キシ國ハ外國交際上ノ手續ヲ輕テ照會スヘシ然ルトキハ該國ヨリ其他諸國ヘ之ヲ報知スヘキモノトス

加入セシ上ハ當然ニ此條約ニテ定メタル條件ヲ行ヒ且利益ヲ共ニスヘキモノトス

第十九條 此條約ニ加入セサル國々或ハ私立會社トシテ電信ハ此條約第十三條ニ云フ所ノ規則ニ基キ進歩ノ通信方法ヲ以テ乘利ヲ圖リ之ヲ取扱フヘシ

第二十條 此條約ハ歐曆一千八百七十六年一月一日ヨリ施行シ永久ニ遵守スヘキモノトス若シ之ヲ廢棄セント欲スト雖モ其日ヨリ後一箇年ヲ過ルマテハ仍ホ遵守スヘシ

何レノ國ニ於テ此條約ヲ廢棄スルトモ其國ヲ除クノ外他ノ同盟國ニ於テハ依然之ヲ遵守スヘシ

第二十一條 今般ノ條約ハ同盟國各政府ノ批准ヲ得テ確定スヘキモノトス因テ其定シタル邊境ハ勳メテ速ニ比持保府ニ於テ互ニ相交換スヘシ

右條件信置ノ爲メニ各國全權公使各其名下手續シ且其印章ヲ附ス

日本國  
日耳曼國  
澳亞利國  
約牙利國  
白義國

明治二十九年六月二十四日  
今般葡葡牙諸殖民地及新加列士尼ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治二十九年六月二十七日  
今般英領殖民地公斯蘭ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十年七月三日  
今般英領殖民地錫蘭ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十年七月三日  
今般英領殖民地錫蘭ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十一年四月二十三日  
今般有限責任印度海峽總會社ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十三年十月九日  
今般獨逸大洋電信會社ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十四年六月六日  
今般西諸電信會社ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十四年十月三十日  
今般英國保護ノ下ニ在ル東亞弗利加及ニガンダハ

丁 林 國  
埃及 國  
西班牙 國  
佛蘭西 國  
大不列顛 國  
英領印度 國  
印度支那 國  
希臘 國  
伊太利 國  
那威 國  
荷蘭 國  
波蘭 國  
葡萄牙 國  
羅馬尼亞 國  
瑞典 國  
瑞西 國  
土耳其 國

明治二十一年十二月二十七日  
今般南亞米利加亞兒然丁共和國萬國電信條約ニ加入ス

明治二十七年五月十二日  
選信省告示第百十二號  
今般英領西澳斯太利亞ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治二十八年三月十四日  
選信省告示第百五十四號  
今般「ハリノキス、エント、ベルムダス」海底線會社ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十五年四月二十二日  
選信省告示第百五號  
今般クレート政府ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十五年十月十一日  
選信省告示第百四十四號  
今般ワルグエ共和国ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十六年一月二十四日  
選信省告示第百三十五號  
今般波斯太利亞ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十六年四月二十一日  
選信省告示第百五十三號  
今般マダガスカルハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十六年五月二十一日  
選信省告示第百九十九號  
今般東方擴張電信會社ハ萬國電信條約ニ加入ス

明治三十八年八月十一日  
選信省告示第百四十四號  
今般獨逸和蘭電信會社ハ萬國電信條約ニ加入セリ

明治三十九年十二月二十六日  
選信省告示第百一號  
今般丁林國領「スラフ」ハ萬國電信條約ニ加入セリ

萬國電信條約ニ加入ス

●萬國電信條約附屬細目規則

明治三十七年六月二十二日  
選信省告示第百三十六號  
明正 三十七年三月三號 三十九年第六〇二號



